

平泉文化研究年報

第13号

平成二十五年三月

岩手県教育委員会

平 泉 文 化 研 究 年 報

第 13 号

平 成 25 年 3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

序

岩手県では、世界遺産に登録された遺産を含む平泉の文化遺産を周辺の歴史遺産も含めて総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、研究機関の整備を検討しています。そのための一環として、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るための共同研究など、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。また、「平泉の文化遺産」について、「平泉文化フォーラム」などの機会を通して、県民の学習と理解の場を提供するよう努めているところです。

岩手県教育委員会は平泉文化研究体制整備の観点から、柳之御所遺跡を含めた平泉遺跡群の調査、および研究の拠点として「平泉遺跡群調査事務所」を開設するとともに、「平泉文化フォーラム」を共同で開催するいわて高等教育コンソーシアム（岩手大学・岩手県立大学・岩手医科大学・富士大学・盛岡大学・放送大学岩手学習センター・一関工業高等専門学校）と、平泉文化の総合的研究体制について協議を進めながら、共同研究を行っています。

この「平泉文化研究年報」は、毎年度の平泉文化共同研究の成果をまとめたものです。今後も、多くの研究者の方々からご意見ご指導をいただき、本年報が平泉文化研究の進展の一助となるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、共同研究に参画された諸先生方をはじめとする関係機関各位のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成25年 3 月

岩手県教育委員会

教育長 菅 野 洋 樹

例 言

1. 本書は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課と、いわて高等教育コンソーシアムが行った、平成24年度「平泉文化研究機関整備推進事業」の成果を含むものである。
2. 本書には、いわて高等教育コンソーシアムと共同で開催した、第13回平泉文化研究フォーラムでの基調講演、研究発表を掲載した。
3. 本書に収録した第13回平泉文化フォーラムの講演・発表者は以下のとおりである。
坂井 秀弥（奈良大学教授：基調講演）
岡 陽一郎（兵庫大学）
藪 敏裕・劉 海宇（岩手大学）
吉田 歆（山形県立米沢女子短期大学）
越田賢一郎（札幌国際大学）
菅田 慶信（岩手県立大学）
4. 本書の編集は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が行った。

目 次

序

【基調講演】

「平泉の文化遺産の可能性－今後の調査・活用への期待－」

坂井 秀弥（奈良大学）…………… 1

【研究報告】

中国の地方都市と平泉

吉田 歓（山形県立米沢女子短期大学）…………… 19

平泉文化の鍋と玉

越田 賢一郎（札幌国際大学）…………… 33

出土資料に見える商代の苑池

藪 敏裕・劉 海宇（岩手大学）…………… 47

日本中世仏教のなかの平泉

誉田 慶信（岩手県立大学）…………… 55

平泉出土文字資料の再検討 その2

岡 陽一郎・阿部勝則・小岩弘明・時田里志・
七海雅人・平田光彦 …………… 67

【遺跡報告】

柳之御所遺跡出土の墨画折敷（略報）

櫻井友梓・村田 淳・鎌田 勉・佐藤郁哉…………… 75

第13回平泉文化フォーラム実施報告 …………… 77

基調講演

「平泉の文化遺産の可能性- 今後の調査・活用への期待」

坂 井 秀 弥

はじめに

ただいまご紹介いただきました奈良大学の坂井と申します。よろしくお願いいたします。

私は奈良大学に移り4年目になりましたが、その前16年間、文化庁記念物課に在職しておりました。この間全国各地47都道府県のたくさんの人にお世話になりながら、そしてまたすばらしい遺跡の数々に出会うことができ、全国の文化財関係者には大変感謝しているところです。

文化庁の前は、新潟県教育委員会で、遺跡を自ら発掘して、報告書を書くという仕事をしていました。新潟県での最後の3年間は、県庁の中で遺跡の保存に携わりました。その3年間の中で二つの大きな遺跡保存の課題がありました。一つは、長岡市八幡林遺跡です。淳足柵を指す「沼垂城」と書いた木簡が出たことで有名な遺跡ですが、それが国道バイパスで遺跡が壊されるということで、それをなんとか保存しなければいけないという経験です。もう一つは新潟市古津八幡山遺跡です。高速道路の土取りの現場で新潟県最大の直径50メートル以上の大きな古墳が見つかり、あわせて弥生時代後期の大きな遺跡が山の上で見つかりました。それもなんとか残すことができ、今ふたつとも国の史跡になっています。そんな経験をへて文化庁に参ったのが、平成5年（1993年）の4月でした。

それから20年間、平泉に関わってきました。文化庁に在職した16年間とそして奈良大学に移ってからの4年間、特に文化庁時代に平泉の遺跡群の直接の担当をしてきた者として、その間いろんな発掘調査があり、苦労もありました。それは私よりもむしろ地元の発掘担当をされた方々や、教育委員会、市役所・役場のみなさんのほうが大変ご苦労をされたわけです。本日は、その20年間に平泉の遺跡群、文化財から教えてもらったことを中心に話をさせていただきたいと思います。今、平泉は世界遺産の拡張登録が課題になっています。柳之御所遺跡が登録から外れ、それ以外に最初の登録のときに記載延期になったいくつかの遺跡がありますが、その拡張を目指しているところです。そういったことにも多少の役に立てればという思いでお話しさせていただきます。

最初に二つ言葉をあげておきます。一つは講演のタイトルに入っている「文化遺産」です。日本語では「文化財」と「文化遺産」は同じようなものを指しています。「文化財」という日本語は、「Cultural properties」という英語を日本語にして「文化財」としましたが、戦後1950年、昭和25年に文化財保護法が出来て以来一般的になった言葉です。それに対して「文化遺産」は、英語の「Cultural heritage」の訳で、今の英語圏では、日本語でいう文化財のことをほぼ指します。Heritage（ヘリテージ）には人々が世代をこえて受け継いできたという意味がそもそもあるそうで、文化財という言葉よりもこちらの方が本質をあらわしている言葉かもしれません。

もう一つは「地域の文化財を慈しみわが町を育む」という言葉です。これは私が文化庁に在職して数年経ってから、自分自身の仕事の本質を考えたときに、この言葉がうかびました。私の専門分野は考古学で、遺跡の発掘に取り組みいろんな時代の遺跡を掘り、そこから歴史を明らかにしていくことですが、それだけではなく、遺跡を保存するということがあります。先ほど申し上げた二つの遺跡を保存したように残していかなければならない遺跡があります。私自身が掘った遺跡も素晴らしい遺跡が多かったわけですが、多くは壊されていきました。重要な遺跡は残す必要がありますが、ただ単に残すだけではなく、いかに活かしていくのか、わが町の街づくり地域づくりに繋げていき、そこで生まれ育った人たち子供たちが成長

する中で、その地域に住んで良かったという思いが生まれるようなことに、つなげていくことが文化財保護の仕事だと感じました。考古学研究も大事ですが、そこで終わらずにその先も含めてやることが文化財保護に携わる者としては重要で、現代を生きる我々につながる仕事をする必要があると感じました。

1. 平泉の文化遺産と20年

(1) 柳之御所遺跡の保存

平泉の文化遺産と20年ということで、まずこの20年の流れを確認しておきます。私が文化庁記念物課に着任したのは平成5年（1993年）の4月でした。記念物課には遺跡を扱う埋蔵文化財部門のほかに、史跡や庭園等を扱う名勝とか、天然記念物を扱う調査官がいますが、私は埋蔵文化財部門で仕事をしました。その当時すでに、柳之御所遺跡は、北上川沿いに堤防を作り、その部分を国道バイパスにするということで発掘調査がほとんど終わりにかけていました。その大きな調査成果が全国的に広く報道されており、古代から中世のことに関心を持っている者は誰しも知っている、大きな成果が上がっていました。私も先ほど申し上げた通り、新潟県で国道バイパスと遺跡の保存問題を扱っていましたので、柳之御所遺跡がどうなるのか大変関心を持って、記念物課に着任したことを記憶しています。その時点では、記念物課の中では遺跡を残すことは合意されておりました。柳之御所遺跡は北上川沿いの河岸段丘上に位置していますが、遺跡を保存するとなると、北上川の上に堤防を造ることになるので、どのような計画変更が可能なのか、見当がつかせませんでした。しかし、堤防の部分を北上川沿いに移動させるとともに、北上川の流量を維持するために、遺跡の対岸を削りとることになりました。これは日本の遺跡保存の歴史上大変大がかりな、屈指と言っているような変更であると感じました。それを可能にするのは、やはり奥州平泉、奥州藤原氏の歴史的な存在の大きさです。柳之御所遺跡と奥州藤原氏が、保存側の文化庁、事業を進める当時の建設省側にも合意させ、そういう方法を取るほどの遺跡であり、歴史上の存在であるということを痛感しました。

その後、平成6年8月に初めて柳之御所遺跡の現地を訪れました。それは柳之御所遺跡を国史跡にして保存する具体的な段取りに入る必要があるためでした。その時点では当然、世界遺産の話題は全くありませんでした。すでに世界遺産は平成4年（1992年）の段階で日本政府は暫定リストに、法隆寺や姫路城、屋久島を暫定リストに記載した段階でしたが、平泉を世界遺産という話はありませんでした。それからしばらくして、平成9年（1997年）に柳之御所遺跡の史跡指定が実現しました。

私が現在勤務している奈良大学のすぐそばには平城宮跡があります。あの遺跡も昭和40年代に、近鉄の線路の南側が近鉄の車両基地になるという話がありましたが保存されました。それから国道24号線バイパスを平城宮跡のちょうど東の端に通すという計画があがりました。ところが調査の結果、平城宮跡が東側に出っ張ることがわかりました。いま国道24号線はまっすぐ北上してから90度東に曲がり平城宮跡を避けて北上して京都方面に行くという路線になっています。これも実に大がかりな工法変更で遺跡を残した事例ですが、それにも勝るぐらいの大きな変更が柳之御所遺跡でなされたということを申し上げておきます。

(2) 世界遺産登録をめざして

その後、平成13年（2001年）に、平泉の世界遺産の暫定リストに登録されました。すでに、平成5年（1993年）から、法隆寺、姫路城の世界遺産登録が行われて、ほぼ毎年一件ずつ登録されていきました。古都京都の文化財や古都奈良の文化財、広島原爆ドーム、厳島神社、沖縄のグスク、これらが順次登録されていきましたので、その次の世界遺産候補をどうするかという議論が平成11年、12年ころにありました。そして平成13年（2001年）に平泉の世界遺産登録を目指すことが決まりました。この段階で紀伊山地の霊場と参詣道、それに石見銀山が共に暫定リストに記載されました。その時、岩手県の担当者の方が、平泉は

本当に世界遺産になるでしょうかと心細いようなことを言われたことを今でも記憶しています。そのとき、私は日本国政府が決めた以上、これは日本としての方針で、必ずや世界遺産に登録することの意思表示だと申し上げたことを記憶しています。

その暫定リスト登載が決まった後に、平成17年（2005年）に平泉町の金鶏山、達谷窟、そして一関市の骨寺荘園遺跡が史跡指定されました。この時に、同時に柳之御所遺跡の南側に猫間ヶ淵という低地があり、それも柳之御所遺跡と一体となる部分であると考え、追加指定しました（図4）。これにより、無量光院跡と柳之御所遺跡を一体化して理解できるようになりました。

その後、平成17年（2005年）7月、旧前沢町の白鳥館遺跡と、旧衣川村の長者ヶ原廃寺跡（図8）、ふたつの遺跡を指定しました。この時検討したのが、遺跡群としての平泉というものです。柳之御所遺跡は、「平泉館」と記録に残る奥州藤原氏の四代にわたる拠点であることが発掘調査の成果でわかりましたので、極めて重要ということは明らかでした。しかし、それに関連する遺跡を共に保存することも極めて重要であり、世界遺産のためにも必要と考えました。白鳥館遺跡は平泉の中心部を囲む広い意味での平泉の北側の境界です。それから長者ヶ原廃寺跡は古くから調べてられてきた遺跡ですが、調査の結果、平泉政権ができる1世紀ぐらい前の10世紀の終わりから11世紀の前半の寺跡であることがわかっていました。平泉の奥州藤原氏はその前段階の安倍氏、清原氏の段階があって初めて成立するもので、前段階も重要であることから長者ヶ原廃寺跡を追加指定しました。それも、柳之御所遺跡と一緒に、「柳之御所・平泉遺跡群」という指定名称で国史跡にしました。これは遺跡単体の重要性だけではなく、それに関連する同時期のものや前段階のもの、あるいは次の段階のものも含めてとらえる視点が重要だと認識したことによります。例えば古墳であれば、最初の豪族の墓や次の世代の墓があれば、それをともに守ることで時代の流れができるわけです。

それから骨寺村荘園遺跡（図10・11）は、中尊寺経蔵別当の荘園で、中尊寺、平泉と密接に関わる遺跡でもあります。最初に現地に行った時のことを今でもよく記憶しています。平成10年（1998年）2月にはじめて現地に行きました。2月ですから現地は当然1メートルくらい雪が積もっていましたが、私が骨寺へ行きたいと言ったら、当時平泉町におられた本澤慎輔さんが骨寺の奥にある「山王窟へ登るぞ」と仰られました。まさか雪の中、山に登るなんてことは想定していませんでしたが、長靴でもないのに山を登り、岩手県内の担当者の方15、6人おられたと思いますが、本澤さんが言うもので、嫌だとは言えずに、そろそろ引き上げたほうがいいんじゃないかなと思いつきながら登りました。それが骨寺、山王窟に行った最初のことです。しかし行っただけの甲斐があって、大変すばらしいところでした。それ以前から中世荘園として骨寺村荘園を知っていましたが、現地を確認し、その後世界遺産とは別に3年間ほどの調査が始まり、平成17年に史跡指定されました。その頃ちょうど平泉世界遺産の話題が同時に進んでいて、それに加えることになったのです。私の16年の記念物課での経験の中で、この遺跡の調査と指定に関わったことが大変大きな財産になりました。通常の遺跡ではわからない様々な経験をさせていただきました。そのことについてはまた後で申し上げます。

その後、平成19年（2007年）に倉町遺跡（図6）が指定になりました。観自在王院跡のすぐ門前のところで大型の倉庫が見つかりました。これは『吾妻鏡』に記載されている倉庫、高屋の跡であるもので、県道を作る部分を大幅にこれも変更していただいで残すことができました。この遺跡も柳之御所・平泉遺跡群に史跡として追加しています。

そして平成18年（2006年）に推薦書を提出して、平成20年（2008年）に世界遺産の登録延期ということになりました。このとき岩手宮城内陸地震が6月に起こりました。岩手県と関係市町村の方々が世界遺産委員会に行って帰ってから、被災した状況を知ったのではないかと思います。そこから3年後の平成23年

(2011年)に世界遺産にめでたく登録されました。その間には奥州市の旧衣川村で、衣川堤防工事の調査で発掘された平泉と同時期の12世紀の居館と考えられる接待館遺跡(図9)が見つかり、平泉遺跡群に追加指定をしています。

平泉の世界遺産として登録されているのは、中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡という寺院および庭園、そしてこれに平泉のシンボルとも言える金鶏山、これだけが仏国土、浄土に関わる資産として登録をされ、残念ながら柳之御所遺跡は除外されています。世界遺産に登録されたという大変嬉しいことと、その反面、柳之御所遺跡の除外という残念なことがありました。この時点で私はすでに文化庁から奈良大学に移っていましたが、文化庁の担当者は柳之御所遺跡が除外されたことを大変残念に思うということをおっしゃっていました。そして昨年、最初の段階で当初世界遺産を目指したものについては、さらに内容を改めて世界遺産を目指すことが決められています。

(3) 柳之御所遺跡から深化した平泉の調査研究

こうやって見ていきますと、平泉周辺では日本の中でも大変珍しいくらいの大規模な発掘調査、それも開発事業を伴う調査がありました。それを担当したのが岩手県の方々であるとか、平泉町、奥州市の専門職員の方が調査担当をして発掘調査してきました。そして計画通りに道路とか色んなものを作るだけでなく、必要な遺跡は、頑張って、頑張って、残して、今日に至っているということがよくわかります。こういうことが20年間の中に行われた地域というのは全国的に見てもほとんどなく、稀有な事例であることは間違いありません。そして今日、世界遺産に平泉が登録されて、さらにそれを拡張する世界遺産の原動力は、柳之御所遺跡が発掘調査されたことにあります。柳之御所遺跡が奥州藤原氏の拠点の遺跡であるということが明らかになって、考古学、歴史関係者に多大なる影響を及ぼしました。この発掘がなければおそらく平泉の研究が進化することはなかったでしょうし、平泉政権の実態もまだよくわからなかったのではないのでしょうか。この出来事は日本の歴史研究、文化財の保護の歴史においても画期的でした。

この11、12世紀という時期の遺跡は、日本全国で発掘調査をやっているなかで、一番中身がよくわからない時代です。確認されている遺跡が極めて少なく、その前の奈良時代や平安時代の前期にあたる8～10世紀の遺跡はたくさん挙げることはできますが、11世紀から12世紀の前半ぐらいは少ないのが現状です。そうした中世の武家社会の成立に向けた大きな助走をつける段階の歴史が、ここにおいて初めて体系的に明らかにできたという点でも大きな意味がありました。そして今も遺跡の調査が継続され、そして毎年新たな成果が上がっていますので目が離せませんし、これからも期待したいところです。わたし自身、遺跡と長年付き合っていると、遺跡はきちんと発掘調査をすると必ずそれに応えてくれると思っています。先ごろ、柳之御所遺跡でも鳥獣戯画に類似した絵の描いた折敷が出たという話がありましたが、それだけではないたくさんの成果が年々重ねられていることを嬉しく思います。

2. 日本の遺跡調査と文化財保護

(1) 日本の遺跡調査の特質

次に日本の遺跡調査の特質を確認しておきます。国の史跡になった平泉遺跡群や他の遺跡もですが、調査をしているのは県や市町村です。日本では基本的に地方が発掘調査をしており、これが日本の遺跡調査の特質です。遺跡を法律上は「埋蔵文化財」と言い、現在、全国的に年間8,000件くらいの発掘調査が行われています。この数はおそらく世界で一番だと思います。発掘調査量も世界屈指、ヨーロッパではイギリスやフランス、ドイツは多い方ですが、おそらくそれを大きく上回っています。世界の中で日本と同じくらいの頻度で多くの調査が行われているのが韓国です。韓国はかなり発掘をしています。日本は残念ながら壊れる遺跡を丁寧に発掘調査して内容を確認し、必要があれば残すということを世界の中で一番真面

目に取り組んでいる国だと、自負してよいと思います。

その発掘調査を日本では都道府県と市町村、地方行政が担っています。その調査のために、現在全国で6000人くらいの考古学者、発掘調査をしている専門職員が配置されています。ここで特に強調しておきたいのが、その3分の2の4000人が市町村に所属する方々であるということです。世界的に見ると、ヨーロッパの国、フランスやイギリスでも日本という都道府県のレベルでは考古学者がいますが、さらに基礎的な自治体にはほとんどいません。韓国ではたくさん発掘調査をしています、地方行政は発掘調査にはほとんど関わってはいません。研究者が中心となって設立した財団法人等の研究者が調査しています。

日本の特徴は地方行政というひとつの地域を基盤にして、その地域との結びつきを意識し、発掘調査を積み重ねながら地域の歴史を明らかにしていくという点にあります。国の史跡は国の宝、財産ですが、その調査・保存・管理の多くを市町村が担っています。この平泉の遺跡で言えば、柳之御所遺跡は岩手県が担当していますが、それ以外の遺跡は基本的に一関市や平泉町、奥州市が担っています。国は確かに財政的には支援はしていますが、日本の文化財が守られ、より良い形で将来に引き継ぎ、将来に繋げられるのは、ひとえに地方の地域の力によっています。このことが日本の文化財行政の最大の特徴になります。

(2) 地方主義の確立とその成果

こうした日本の文化財行政の体制や方針は昭和40年(1965年)に確立したと考えられます。その前段階で、東京近郊の日本住宅公団のニュータウン建設に係る発掘調査で、大学が発掘調査していたのですが、なかなか終わらないということがありました。そこで、当時の文化財保護委員会、現在の文化庁は、大学研究機関に依存しないで地方行政で調査をやろうという方針を出しました。その当時の記念物課には、その後奈良国立文化財研究所の所長を務められた坪井清足先生がおられ、そういう方針を取ったと言われています。このように言うと、地方に多くの専門家がいたように思われますが、事実は違います。当時日本全国で地方の担当者は8人しかおりました。その状態で地方が発掘調査を担うという方針を取り、奈良国立文化財研究所では研修をはじめたわけです。地方にいる職員が発掘調査ができるように研修し、それから発掘調査の手引きを作っています。これによって、大学に頼らない、行政自らが地域の財産である遺跡を掘るという方式が確立していったのです。

そういうなかで多くの成果が生まれています。昭和46年(1971年)に東北大学の伊東信雄先生が最終講義で言われた有名な言葉があります。伊東信雄先生は東北新幹線、東北自動車道が東北地方に作られる計画があり、それに伴う発掘調査が行われると幅50メートル、長さ480キロに及ぶトレンチが東北地方に入ると仰っておられます。そして、これによってどれだけ考古学の調査や、新たな研究が進み歴史が解明されるかと期待を込めて述べています。大学が行う学術調査は短期間で狭い面積の調査しかできませんが、開発に伴う調査は遺跡が壊れるという側面がありますが、広く調査が行われます。実際に、この東北自動車道や東北新幹線に係る発掘調査で多くの成果があがっています。古代の東北地方に多賀城などの城柵が築かれる以前に、関東から多数の人が移民として移ってきていることがわかり、盛岡市の志波城は東北自動車道の発掘調査でその一角をかすめて、存在が明らかになりました。現在、志波城の部分では、高速道路が土盛りではなく、橋脚になっているのはその保存のためです。実際に色んな発見があったというのは忘れてはなりません。

しかし、最大の成果は、どの地域でも発掘調査をきちんとやって、どの地域にも素晴らしい遺跡があって、素晴らしい文化があったということが明らかになったことにあります。私は戦後の教育を受け高度経済成長を経験しました。どんどん発展し、古いものは価値がなくて新しいものを作っていく、それが素晴らしいということを当たり前のように教えられ、自分もそう感じてきたように思います。しかし、やはり遺跡を見ていると、現代が頂点にあるわけではないということを強く感じています。

（３）日本の文化財保護のあゆみ

文化財保護法は昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺本堂の火災をきっかけに作られました。現在は1月26日が文化財防火デーとなっており、奈良の法隆寺では毎年放水訓練をしています。世界最古の木造建築の法隆寺の火災がきっかけで文化財保護法という法律が作られたということは有名です。これによって戦後に文化財保護が成立したと思われがちですが、そもそも日本の文化財保護制度は戦前の古社寺保存法に始まります。古社寺保存法は明治30年（1897年）に制定されています。そのきっかけは明治維新以降の廃仏毀釈にあります。フェノロサや岡倉天心が荒廃する寺社をなんとか保存したいということがありました。19世紀の終わりに法律が出来たのは、ヨーロッパの国々の文化財の法律と比べて決して遅くありませんし、アジアの中では一番古い段階で出来ています。また、史跡指定も大正8年（1919年）に出来た史蹟名勝天然紀念物保存法に淵源があることを強調しておきます。私は、戦後生まれとして、戦前のものを100パーセント否定してきたことを反省しています。悪い部分もたくさんあり、歴史認識が大きく捻じ曲げられていたとか、それによって日本が戦争に突入していったとか、反省すべき点は多々ありますが、100パーセントすべてを否定するのは適当ではなく、その中で正しくやってきたことも評価したいと思います。

3. 蓄積された発掘調査成果からみた平泉前史

（１）均質かつ発展し続ける歴史観に対する反省

次に私自身がこの30年くらいの間、遺跡の調査から東北というものを見る中で感じることを二つ挙げておきます。

一つは均質かつ発展し続ける歴史観に対する反省ということを感じています。戦後の考古学の中で大きな成果の一つは東北地方の青森県まで弥生文化が到達したことを明らかにしたことがあります。これは先ほど挙げた伊東信雄先生が大変感銘を受けたことだと聞いていますけれども、弥生文化が青森県まで到達します。しかし、その後古墳時代、奈良時代と順調な展開は必ずしも考古学的には見えてきません。古墳時代については遺跡が極めて少なく、東北地方北半部、岩手県、秋田県、青森県ではとくに少なく、おそらく古墳時代に入って人口が少なくなったと考えられます。この時期は古墳寒冷期と言われ、気温が下がる寒い時代になると様々なデータから言われていますが、そういう影響もあって古墳時代には人口が少なくなっています。だから岩手県や秋田県、青森県にはほとんど古墳がありません。確かに岩手県中部、奥州市には古墳時代中期の前方後円墳である角塚古墳がありますが、それは大和政権が北にかなり伸びようとしたときの最先端にあたり、その力が持続するものではありません。

それから東北地方の中では日本海側と太平洋側の歴史展開にかなり違いがあるのではないかと思います。古代には東北地方に城柵が作られます（図13）。日本海側には647年の大化改新の直後に作られた一番古い城柵である淳足柵が私の出身地の新潟市にあります。そこから300キロ北上した秋田県秋田市に出羽柵の秋田城が733年に作られ、秋田まで百年弱で城柵が進出していることがわかります。一方太平洋側は、仙台市郡山遺跡は淳足柵と同じ時期7世紀半ばに出来たことが、記録にはありませんが、考古学の成果から言えます。ところが太平洋側、陸奥では城柵がなかなか北上していません。宮城県の北部に作られるのが奈良時代の後半、そして岩手県には9世紀の平安時代に入ってからと北上するスピードが極めて遅い。この間、蝦夷の長であるアテルイがいて律令政府と大変熾烈な抗争があったことも歴史上わかっています。この差は、日本海側は、特に海岸沿いに北上しており、それぞれの地域の蝦夷と言われた人たちとの衝突が少なかったのに対して、陸奥国側、太平洋側の内陸では、蝦夷と言われる人たちがたくさん生活していたところを北上したために激しい衝突があったことを物語っています。

しかし、それだけではなく、日本海側では、弥生時代後期から古墳時代の遺跡が太平洋側にくらべてき

わめて少ない状況にあります。図12は東北地方の主な北海道系土器と終末期古墳、これらはだいたい弥生時代の終わり2世紀あたりから8・9世紀ころの遺跡の分布ですが、圧倒的に陸奥側の宮城県や岩手県に多くなっています。つまり、この時期、日本海側と比べて陸奥側には、律令国家側から蝦夷と認識される人びとが数多く住んでいたことがわかります。

さらに、注目されることは日本海側の出羽の地域では古代の遺跡が極めて少ないことです。山形県の庄内地方や秋田平野の地域では、7・8世紀の遺跡はほとんど確認されていません。山形県の庄内地方ではここ30年、40年圃場整備などにともなって数多くの発掘調査をしてきましたが、それでも7世紀はほとんどなく、8世紀も極めて少なく、8世紀の後半ころからようやく遺跡が確認される。秋田平野では9世紀ころからようやく増えてきます。このことから、城柵が作られた後も人口密度はかなり大きな差があったのではないかと考えています。遺跡が少ないことで、そこに人がいなかった、少なかったと言えるかは様々な手続きを踏まないと証明できません。調査がまだされていないところに遺跡があるかもしれない、当時の人たちが土器とかをあまり使っておらず、考古学的な痕跡をあまり残さないという意見もあります。しかし、私は単純に考えたほうが、おそらくいいのではないかと思います。

日本海側の山形県、秋田県に相当するのが出羽国ですが、当初は越後の国から分かれていますから、間違いなく北陸道として位置付けられていました。しかし、奈良時代の前半の段階だと思いますが、陸奥との結びつきが強くなっていきます。ここで、出羽にどこの地域の人々が移住させられたかですが、ひとつの証拠として地名をみると（表1）、明らかに北陸地方と同じ地名を持つものは全体の1割～2割程度で、大半が関東から東海、それから近江あたりに出自をもっています。当時の人口密度を試算して出してみると（図14）、東北地方に多くの人々を移住したその出身地は、関東地方や東海地方など多くの人口を抱えているところであることがわかります。それに対して、出羽の隣、日本海側の越後は極めて人口が少なく、移民させようにも元々の人口が少なく、出羽などの地域を支えることができなかったのではないかと思います。

宮城県北部から岩手県にかけての地域には、もともと多くの在地の人びとが居住し、豊かな蝦夷社会が展開していたと考えられます。そこを律令政府が城柵を築きながら強力に進出し、激しい衝突を生み、アテルイに象徴されるように最終的に滅ぼされることになります。その歴史はのちの平泉政権が鎌倉幕府に滅ぼされる歴史にも重なります。

（2）安倍氏・清原氏の遺跡の再調査とその保護

それともう一つ、ここ10年に進んだ調査研究として、安倍氏、清原氏の遺跡があります。安倍氏、清原氏の段階というのは、平泉政権の前段階11世紀の段階です。11世紀には前九年合戦、後三年合戦という二つの大きな合戦があり、陸奥の安倍氏、そして出羽の清原氏が抗争し滅亡していきます。そして、その後に奥州藤原氏がこの平泉政権を打ち立てていきます。この安倍氏、清原氏に関わる遺跡調査が近年かなり進んで、その実態が明らかになってきました。秋田県横手市の大鳥井山遺跡と岩手県金ケ崎町の鳥海柵遺跡です（図15～17）。

鳥海柵遺跡は、前九年合戦の滅びた安倍氏の拠点の鳥海柵であることがここ10年くらいの発掘調査で明らかになりました（図18・19）。この遺跡は東北自動車道で一部がすでに発掘調査されていました。したがって、その部分の遺跡は壊されていますが、大半がよく残されています。私は文化庁に入ってまもなく、ここを見たくてお願いして案内してもらいました。その時にかなり遺跡がいい状態で残っていることを確認し、調査をしていただくことになりました。今日ほぼ全貌が明らかになっており、これも大変大きな成果が上がったと思っています。

その次の段階、後三年合戦の清原氏の拠点だったことが明らかになったのが大鳥井山遺跡です（図15～

17)。大鳥井山遺跡の特徴は、空堀と土塁、二重の空堀と土塁を組み合わせて防御施設にしていることです。鳥海柵遺跡は平坦な台地に一部人工的な堀を掘って、郭を作るという構造ですが、清原氏の拠点大鳥井山遺跡は自然地形をうまく利用しながら、防御施設としては堀と土塁を二重にめぐらしています。この構造は柳之御所遺跡の外側の区画、北上川に臨む要害に立地していて、その周囲を堀で囲むという構造(図5)の起源になるのではないかと感じさせます。藤原氏は系譜としては清原氏につながっており、この遺跡の存在が明らかになって平泉政権の成立が具体的に語れるようになりました。この前九年、後三年合戦の歴史的な経緯は入間田宣夫先生と樋口知志先生、八重樫忠郎さんの対談が刊行されています(入間田・坂井2011)。

4. 今後の調査・保存・活用への期待

(1) 柳之御所遺跡と平泉遺跡群の解明

平泉の世界遺産は「浄土を表す建築、庭園、考古学遺跡群」ということになっており、基本的にはこれだけが世界遺産として認められています。日本政府として登録しようとした柳之御所遺跡が除外された結果です。浄土の世界を構想し、生み出したその主体者の四代にわたる拠点の遺跡が評価をされていないことは大変残念なことです。これでは、長く平泉の遺跡の調査とその保存をしてきたことが、やはり報われないし、平泉の歴史的意義が世界に正しく理解されていないと思います。確かに、世界遺産登録された中尊寺、毛越寺、無量光院跡は藤原氏三代のそれぞれの造営による立派な寺院です。その庭園もまさに稀有なものです。私も最初に平泉に来て毛越寺庭園に大変感銘を受けました。発掘調査の成果を受けて綺麗に整備された庭園、凄い寺院と素晴らしい庭園です。そして、その整備の手法が非常に良くて、12世紀の段階に光り輝いていたものが滅びた、そのなんとも言えない感情に包まれる、そういう遺跡だと思います。しかしながら、ただ単に突然12世紀に浄土庭園や寺院が出来たわけではなく、その背後に様々な歴史があって生まれているわけですから、それを証明する遺跡と共に一体的に価値が認められてこそ正しい姿だと思います。

今世界遺産登録を目指している資産がありますが(図1)、中心部の部分が今回世界遺産登録されて、その周りがバッファゾーン、緩衝地帯として景観が保護されている範囲です。その他に、北にある長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡、そして平泉の西の境界だと言われる達谷窟、そして中心部から10キロくらい離れる骨寺村荘園遺跡が課題に上がっています。

現在まで見つかっている平泉の中心部の道路跡などを示しました(図2)。計画的に金鶏山という山の真南に、毛越寺と観自在王院を画する広い道路が敷設され、それに直行する東西道路がこの基軸を成している状況が発掘調査の積み重ねでわかっています。しかし、今まで発掘調査されてきた地点は(図3)、その範囲に留まらない極めて多くの場所で行われています。観自在王院跡の東側に隣接する区画の志羅山遺跡はかなり有力な居館であろうと言われているし、今の平泉文化遺産センターの場所にある花立廃寺跡も平泉の時代の有力で重要な寺院だと言われています。また、世界遺産の話題に上ってはいませんが、白山社遺跡の神社がある一画も土塁と堀があって、その南側に池があります。それから衣川の北には先ほど言いました接待館遺跡もある。ここ数年の間では、中心部の花立廃寺跡に隣接する花立Ⅱ遺跡では陶器の窯跡が見つかっています。奥州藤原氏が陶器を外から搬入するだけでなく、平泉で作ることにこだわっていることもわかってきています。このように様々な遺跡がまだ多くあります。そういう、平泉の中心部の遺跡のあり方について、今まであがっている重要な成果を総合化して、この「都市平泉」という地域の実態を明らかにしていく必要があります。これまで世界遺産に登録するということがどうしても大きな課題ですから、毛越寺や中尊寺、無量光院跡、柳之御所遺跡、金鶏山と個別にしていますが、もう一度この

範囲をきちんと整理することが必要だと考えます。そして、都市や都市的な場、政治行政上の拠点などと様々に言われていますが、その実態を整理し課題に従って目的をもって調査をすることが必要かと思っています。たとえば、石見銀山は、鉾山町を形作っている石見銀山の柵内といわれる中に役所があり、町全体が柵内で囲まれていてそこが全部世界遺産になっています。そのため、その中にある考古資料から文献から石造物とさまざまな資料が調査されています。平泉は個々に分解して見ている視点がこれまでは多いと感じています。

（２）遺構復元における日欧の違いと歴史が感じられる整備

次に遺構復元、史跡整備の話に触れておきます。奈良大学に移ってから海外に遺跡を見に行く機会があり、多くのことを学びました。毎年２月３月に学生の希望者を募って海外研修があり、ギリシャ、イタリア、昨年はスペイン、ポルトガル、今年はカンボジア、ベトナムに行くことになっています。文化庁にいると日本の中のことはよく分かってきますが、海外には基本的にあまり行きませんでした。ここに世界遺産のイタリアのポンペイとギリシャのパルテノン神殿の写真を掲載しました（写真１・２）。ギリシャのパルテノン神殿はクレーンが映っています。実は世界遺産に登録されてから、それまでコンクリートとか鉄骨を使って復元してあった部分を全部取り除いています。理想的な本来求められる形に戻そうと修復が続いています。この大きな建物の柱とか壁は石で出来ていますから、その当時の2500年前のものが目の前にこんな迫力であるというのは凄いことです。それからイタリアのポンペイは、2000年くらい前に背後のヴェスヴィオ火山が、へこんだ所の山が全部吹っ飛んで、かなり離れたこの地が全部火砕流で覆われていたところでした。それが150年くらい前に見つかり、発掘されました。土を取り除いていくと、石でできているためさまざまな建物が出てきます。柱が折れていればそれを接合すると現在見えるような風景になっていきます。これらはオリジナルの遺構です。

それに対して日本はどうでしょうか。同じように世界遺産の平城宮跡、大極殿の写真を上げておきました（写真３）。2010年、遷都1300年を目指して復元された大極殿は、幅44メートル、高さ27メートル、180億円をかけて復元しています。しかし、本物の遺構はその直下に埋まっています。日本では木造建築ですから、基本的に柱も壁も全部なくなります。建物が立体的には残っていません。発掘現場を見たことがある方も多いと思いますが、遺跡は穴があいているだけになっています。専門家に「これが建物の跡です」と言われても、穴が確かに並んでいるなあ、柱を建てたかなあというもので、地下遺構しか残っていない状態です。それに比べると、ヨーロッパの石の文化は本物を立体的に迫力ある形で見せられるもので、そこに立てば自ずとわかるわけです。それに比べて日本はわかりませんから、この大極殿の場合も半世紀にわたる建築史学や考古学、文献史学の研究を積み重ねて復元をしています。日本では、土を掘っただけの遺構は風雨にさらすと崩れていきますので、遺構保護のために埋め戻します。埋め戻すと真っ平になります。平城宮跡は1キロ四方のほとんどが真っ平です。そこにはいっぱい草が生えていましたから、古代国家の宮殿の跡ということがわかりません。そのため評判が悪く、あんな草原、無駄な土地だから、何かべつのことに使ったらいいのではとなってしまいます。そのため、日本では、遺構の直上に、当時あったであろう建物を詳細な研究成果を元に実物大で復元をするようになりました。そうしないとその場が何かわかりません。われわれ専門家でも大極殿の建物とはどういうものか、なんとなくイメージすればわかりますが細部にわたってはわからないものです。

ただし、この考え方はヨーロッパの遺跡保存、復元とは合わないものです。ヨーロッパの遺跡の復元の考え方はベニス憲章というものがあり、「廃墟はそのまま維持し」、「しかし復元工事は一切理屈抜きにして排除しておくべきである」とされています。これが基本的には世界標準になっている文化財修復の考え方です。それに合わせると、日本はその標準に合わないことをしていることになります。しかし日本の遺跡

の特性から言うと、復元をしないわけにはいかないということなのです。私の大学の文化財専攻の学生に大極殿の復元について質問すると、三分の一が反対か、どちらかといえば反対と答えます。何故かと聞くと、当時あったものを確実に忠実に復元できない、どこかに嘘があり実態や真実と違うところがあるからだと言います。それも確かにそうですが、しかし、学生たちはある面ではセミプロだから、あそこが平城宮跡だとわかっているから、そういうことを言うのです。多くの人々にとって、あの場が何かを理解してもらうには、やはり私は復元は有効な方法だろうと思っています。世界遺産の登録のときにも平城宮跡は見られていて、大極殿はまだ出来ていませんでしたが、朱雀門がある段階でした。それについても現地にある実物大の立体模型だという説明をして、遺構の復元ではないとしています。

そうした復元の意義からすると柳之御所遺跡は平泉の中核となる、シンボルですので何か目に見えるものがあればと感じます。また、柳之御所遺跡は外側を防御するための堀で囲うという点が最大の特徴ですから、その様子がわかるものを見えるようにしていただきたいと感じています。それから、現在現地に展示施設がありますが、あれをさらに拡充して、現地に行った人が遺跡のことを理解できて、さらに資料を収納して展示し、さらに調査研究の拠点となるようなセンターとしての拡充をぜひともお願いしたいと思っています。

(3) 史跡の保存活用と住民・景観の重要性

最後に史跡の保存活用と住民・景観の重要性についてです。考古学では遺跡は地面の下にありますから、地面の下ることが重要になります。地上の上に建っている現在の建物や景観にあまり関心がありません。そのような中で、私は荘園の遺跡である骨寺村荘園遺跡を担当しました。もちろん12世紀とは景観は変わって、800年の歴史の中で開発が進んできて現在に至っています。仮に史跡として保存されても、あの3キロ×1キロくらいの小さな盆地の中の民家や水田が荒廃してしまったら、骨寺村に行っても荘園の跡だと理解できなくなってしまいます。そしてまた骨寺村荘園遺跡の現在の景観、エグネに囲まれた屋敷と水田の区画、そして周りの丘陵地帯一体となった、大変素晴らしい景観は失われます。それが一体として守れて維持されてこそ、遺跡の本質的な価値、良さを維持できます。そのために、骨寺村は史跡のほかに重要文化的景観として保護されました。文化的景観の制度は史跡指定されたところに制度が出来たばかりでしたので、タイミングよく選定されました。それがまた世界遺産への登録を目指すことにもつながっていききました。今、地元の方々がその暮らしや田畑を維持するために色んなことをなされていますが、この10年くらいで本当に大きく保護に向けて変わったと実感しています。

これと関連して思うのは、奈良の明日香村という7世紀の飛鳥時代の宮殿や寺院が集中している場所です。石舞台古墳や飛鳥寺、飛鳥浄御原宮などの宮殿があり、あの一帯は小さな盆地ですが、今現地に行きますと多くの人たちが日本の原風景だとか、故郷だと言います。それはあそこに明日香特別法という法律で守られた、美しい伝統的な大和づくりの民家があり、曲がった道や田んぼからなる落ち着いた田園風景があるからです。これは重要な舞台装置です。あの一帯はあちこちに重要な遺跡が埋もれていて、発掘調査して復元・整備することができますが、それは決して飛鳥の保存にとって好ましいことだとは思えません。飛鳥はある部分は発掘調査をして、それを分かるような復元・整備をする一方で、それ以外のところは、現在の環境や景観を保護することがよいと思います。だとすると、そこに住んでおられる方々の理解と協力を得て、地域の振興につながるいろいろなことが実行されて、はじめて実現します。

長年、考古学をやっていると、ある時点の、平泉であれば12世紀のことばかり、そこから前とか後の時代をつなげて考えないという癖がどうしてもあります。しかし、文化財の保存活用を考えるとそうではなくて、その後つながってきた人々の営みとか、その結果である現在の姿にも大きな価値があり、そこに目を向けないといけないということに、骨寺にかかわるなかで気づくことができました。

5. おわりに

平泉の文化遺産の保護は、世界遺産が誕生するはるか以前から進められてきました。明治に入ってから中尊寺が建造物の保護がはかられたり、無量光院跡とか毛越寺の発掘調査は昭和20年代にはじまっています。世界遺産の制度が誕生する以前からやっつけられているもので、すべてが世界遺産のためではありません。よりよい文化財保護と、よりよい地域づくり・町づくりがされることが重要です。それができてはじめて、世界遺産を目指して良かったということになると思います。

私の平泉と関わった20年を振り返っての話でした、ご清聴どうもありがとうございました。

参考文献

- 坂井秀弥 2005 「史跡にとっての地下遺構・景観・住民—明日香から考える」『明日香文化財論攷』 納屋守幸氏追悼論文集刊行会
- 坂井秀弥 2008 『古代地域社会の考古学』 同成社
- 坂井秀弥 2010 「日本住宅公団覚書と地方の埋蔵文化財保護行政」『坪井清足先生卒寿記念論文集』 坪井清足先生の卒寿をお祝いする会
- 入間田宣夫・坂井秀弥編 2011 『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館』 高志書院

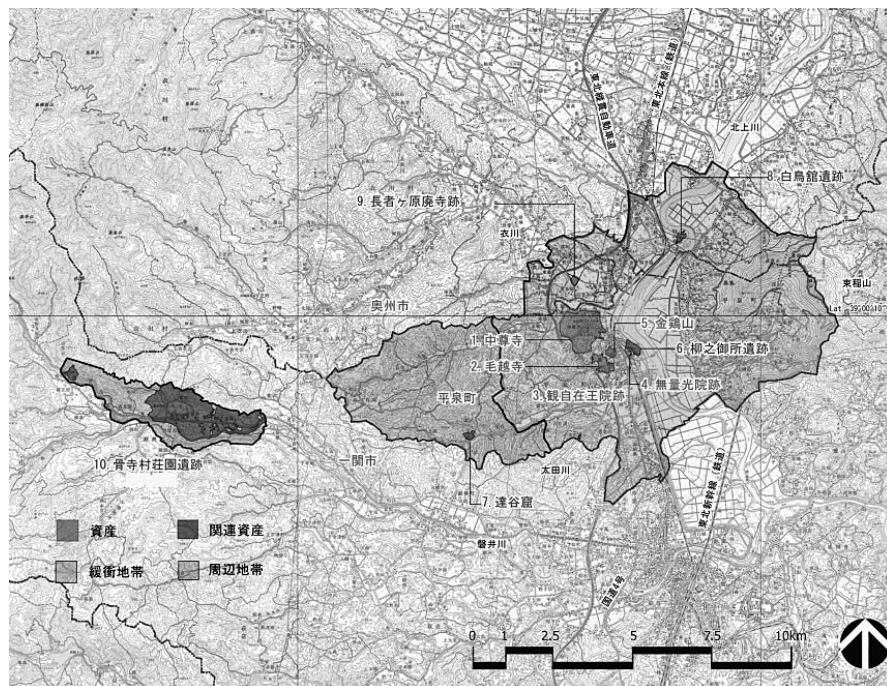


図1 世界遺産関連資産図

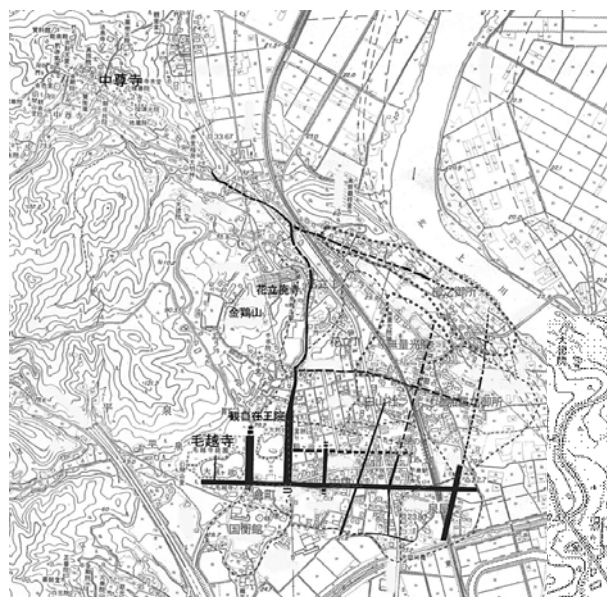


図2 平泉町内遺跡地図

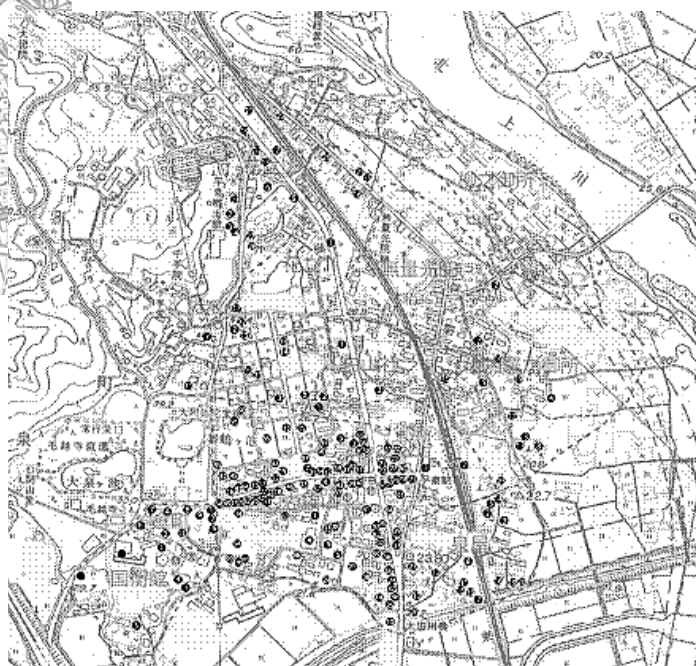


図3 平泉町内遺跡調査地点

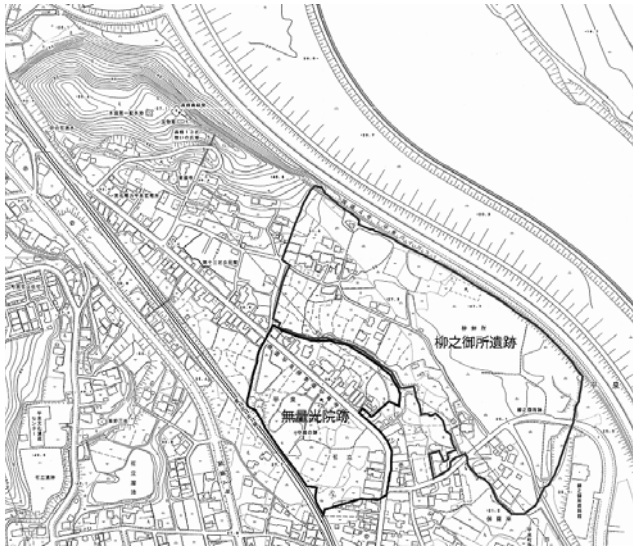


図4 柳之御所遺跡・無量光院跡



図5 柳之御所遺跡遺構配置図（岩手県教育委員会作成）

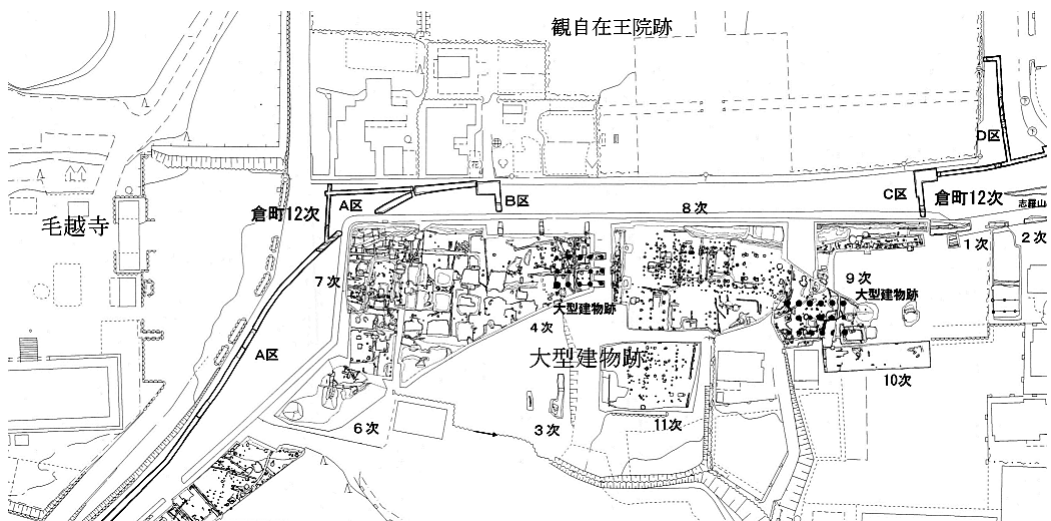


図6 倉町遺跡遺構配置図（平泉町教育委員会2008）

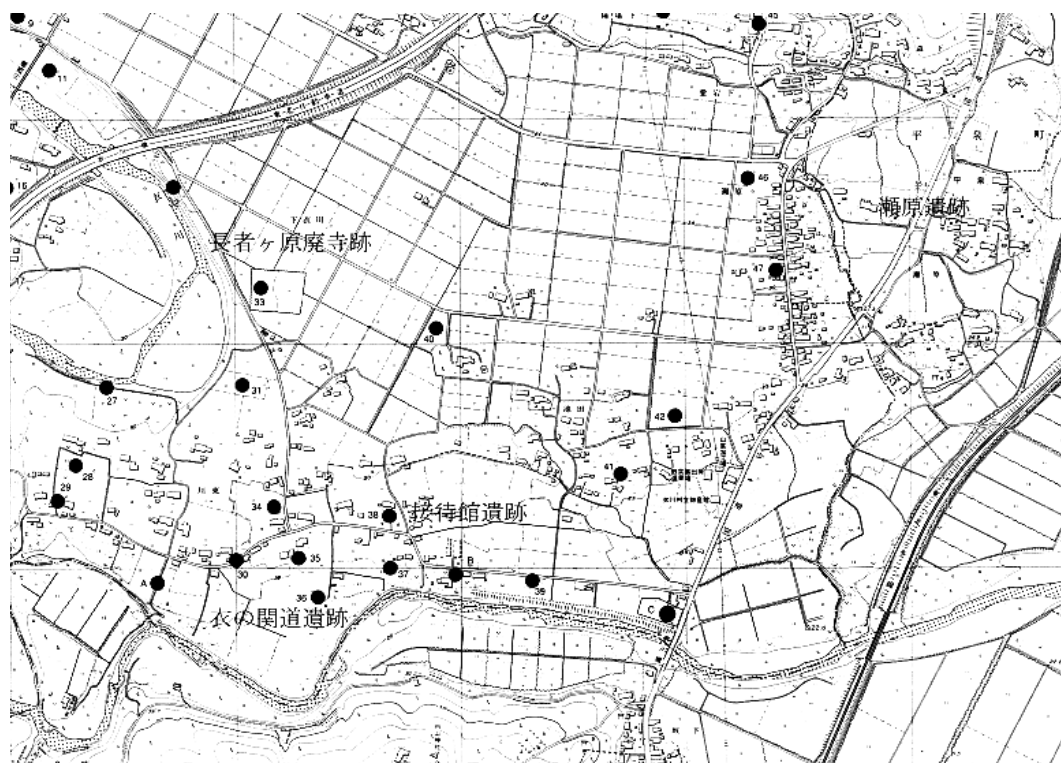


図7 衣川地区遺跡地図

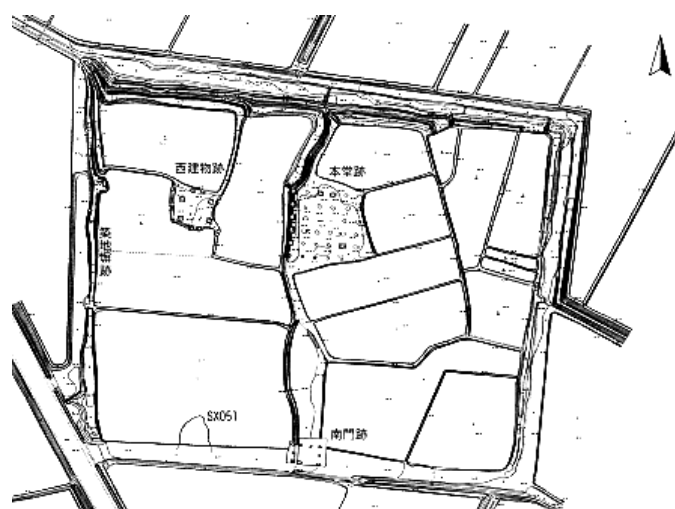


図8 長者ヶ原廃寺跡



図9 接待館遺跡

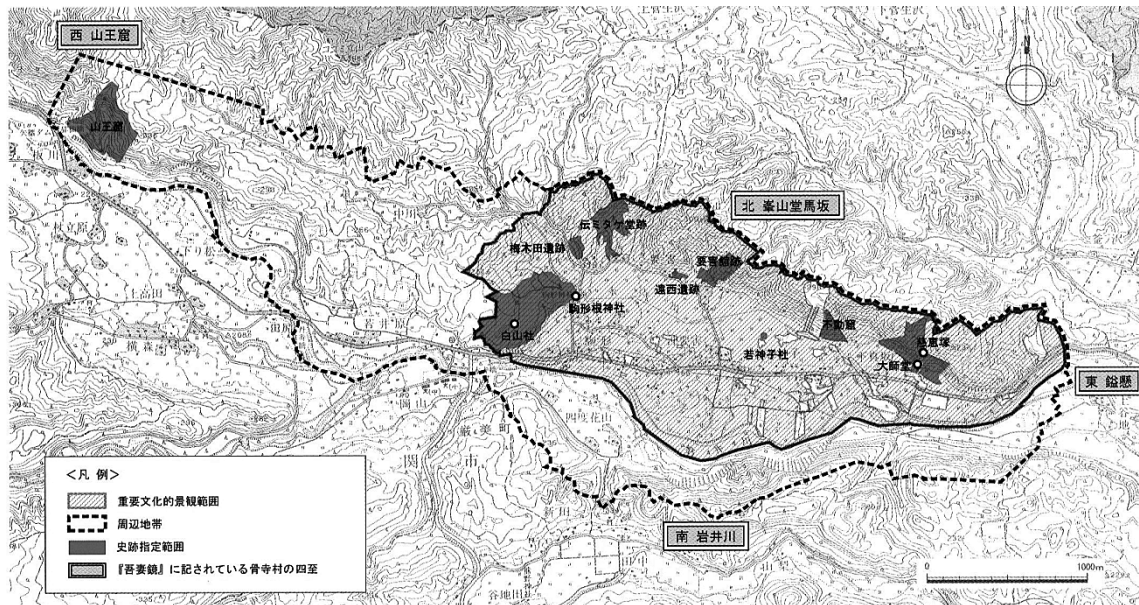


図10 骨寺村莊園遺跡指定範囲図（一関市教育委員会2012）



図11 骨寺村莊園遺跡

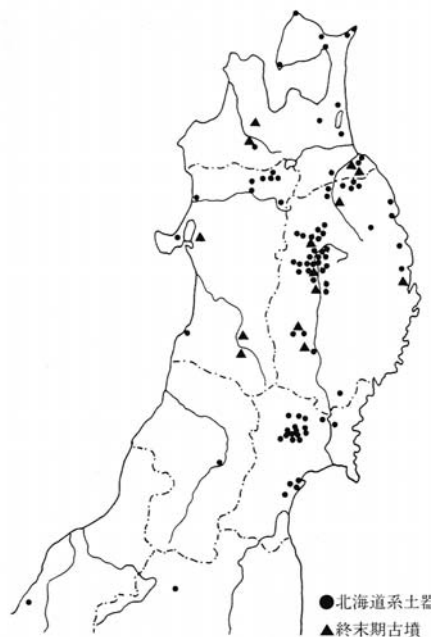


図12 東北地方の主な北海道系土器（後北C₂・D式、北大式）と終末期古墳（10基以上）の分布（高橋信ほか 1994、群馬考古学研究所 1989 より作成）

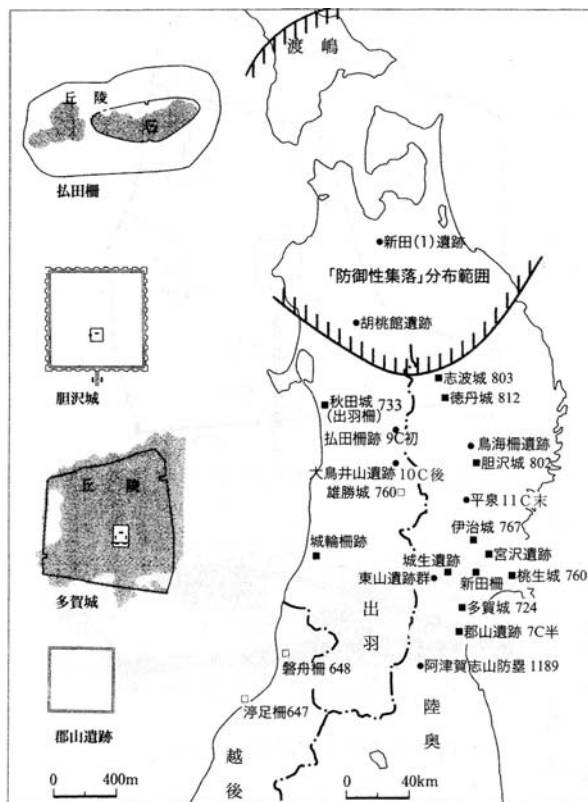


図13 古代東北の城柵と関係遺跡の成立年（坂井 2011）

表1 出羽国の郷名とその出自（高橋崇 1996 より作成）

山		村		上		最		郡	
梁田	大倉	長岡	大山	山辺	八木	阿蘇	芳賀	山方	那珂
下野梁田郡	上総武射郡	越中砥波郡	近江坂田郡	武蔵男衾郡	上総山辺郡	近江愛知郡	上野勢多郡	下総埴生郡	武蔵、常陸、那珂郡
海		飽	本山	鹿	平	勝	雄	賜	置
井手	飽海	大原	山本	邑知	大井	中村	大津	屋代	広瀬
又上野、加賀、郷	越前、加賀、郷	飛騨荒城郡	近江坂田郡	美濃不破郡	能登羽咋郡	下総、常陸、武蔵、安房、下野	相模、武蔵、常陸茨城郡	駿河志太郡	信濃埴科郡
		羽	出	川田	辺	河	郡		
		大田	井上	大窪	新家	稻城	田部	中山	川合
		信濃、上野	下総、常陸	甲斐山梨郡	上野足利郡	上総武射郡	尾張丹羽郡	下総匝瑳郡	越前今立郡
									又相模河会郷
									甲斐、越中、
									対比

註）太字は北陸地方にみられる郷名

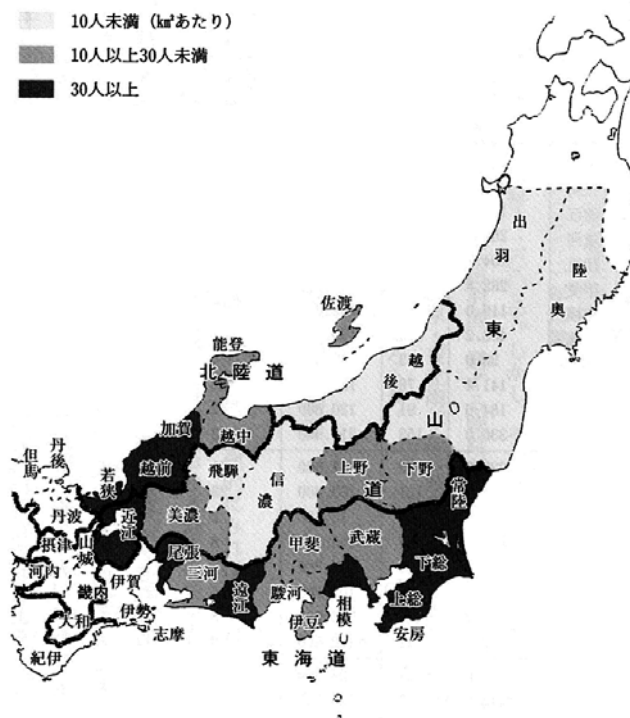


図14 古代の東日本各国の人口密度



図15 大鳥井山遺跡の土塁と堀 (島田祐悦作図)

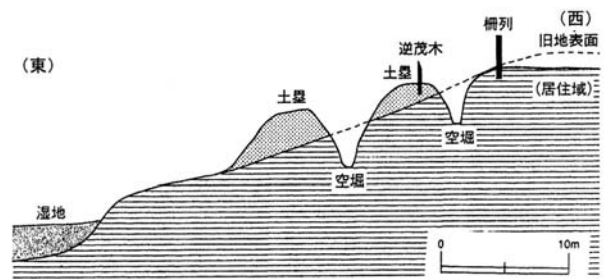


図16 大鳥居山遺跡小吉山東地区の土塁・空堀などの縦断模式図 (高橋 2006)

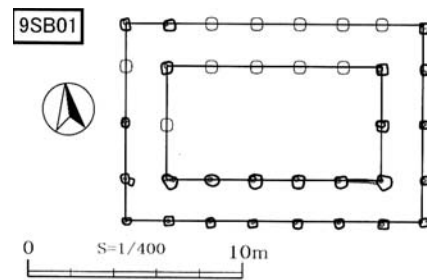


図17

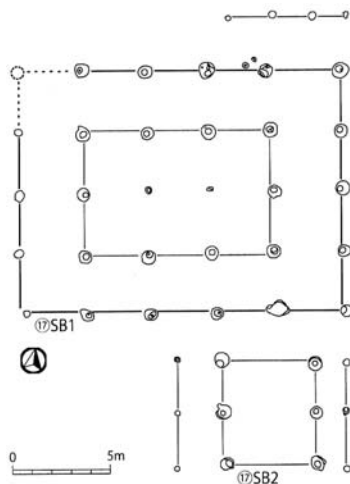


図18 縦街道南(伝三の丸)区域 ⑪ SB1.2平面図



図19 鳥海柵遺構模式図



写真1 イタリア・ポンペイ遺跡



写真2 ギリシャ・パルテノン神殿



写真3 奈良・平城宮大極殿

中国の地方都市と平泉

吉 田 歆

はじめに

平泉は、奥州藤原氏初代藤原清衡が江刺郡豊田館から宿館を移してから4代泰衡の時に滅亡するまで、約100年弱にわたって政治拠点として機能していた。その間、平泉には居館だけでなく、中尊寺や毛越寺・無量光院といった京都の文化を取り入れた寺院群が次々に建設されていった。一方で、奥州藤原氏は滅ぼされてしまったが、続く鎌倉幕府にも影響を与えたと考えられている。このようなことから平泉は京都や鎌倉と並ぶ都市として研究が進められてきた⁽¹⁾。つまり、中世都市の初期の事例とも言うべき存在として研究がなされてきたという状況にある。また、同じく院政期に京都の周囲に新しく形成された白河や鳥羽、さらには宇治といった新市街地との比較検討も行われてきている。

一方で、平泉と東アジア世界との交流の様相についても研究が進んでおり、その一つとして東アジア世界という視点から都市としての平泉を検討するというアプローチも試みられてきた。すなわち、中国の都の都城制が古代の日本にも導入されて平城京や平安京などが建設されたが、それが後に京都に変容し、さらに白河・鳥羽が生み出されていくことから、中国の都城制との比較もなされてきた⁽²⁾。

しかし、平泉を以上のようなさまざまな都市と比較していくと、実は平泉をはじめから中世都市と位置付けることが適切なのかどうかという疑問が浮き上がってくるのも事実である。平泉の本質に迫るためには、はじめから中世都市という概念規定を当てはめようとするのではなく、一度固定観念から離れて見ることも有意義ではないかと考えられる。そうした視点から藤原清衡が江刺郡豊田館から平泉に宿館を移した当初、そもそも平泉に都市を建設しようという意図そのものが存在しておらず、その後の約100年間にわたって平泉に政治的拠点が維持されたために求心力が発生し、一方では中尊寺・毛越寺といった巨大寺院群の存在によって一大消費地となったことが作用して人々の集住が進み物資の流通を呼び込んで、結果的に都市としての成長を見たことを指摘した⁽³⁾。つまり、はじめから都市であったわけではなく、当初は地方武士の居館と寺院が存在するという、比較的一般的な形態で始まったということになる。

拙稿bでは、以上のように日本の都市史の中に平泉を位置付けるという仮説を提示した。そこで本稿では、もう一度中国の都市との比較を通して平泉の性格に迫ってみたい。

第1章 中国の地方都市

第1節 日中の地方都市比較の可能性

日本の都市の歴史を全体的に俯瞰すると、初めて都市というものの明確なモデルを自覚的に認識し、それを取り入れたのは古代における宮都であったと言えよう。言い換えれば、中国の都城制が国家の都のあるべき姿として模倣された時、都なるもののあるべき形が明確に認識されたということを意味している。その中国都城のイメージを取捨選択しながら建設したのが日本の宮都であった。そして、古代国家が最後に造営した都が平安京であり、平安京は徐々に中世都市京都へと変容していった。そして、平安京の外に新しい都市域として白河や鳥羽が形成されていった。

以上のような都市史の展開過程を考えると、源流となった中国の都城制との比較研究は重要な論点と言えよう。しかし、実際には日本の地方にある中世都市と中国都城とを直接比較検討することにはあまり意味がないと考えられる。なぜなら中国都城は皇帝の都であり、それを導入した日本古代の宮都も天皇のための都の形であるから、天皇の都ではない地方に展開した中世都市とは基本的に異なっているからであ

る。すなわち、日本古代の宮都は中国の都城をモデルとしていたので直接比較検討をする意味があるが、中世都市はそもそも中国の都城制を模倣していたわけではないので、直接比較しても具体的な成果が上がりにくいと思われる。ただし、かつて指摘したように、古代に宮都のモデルとして継受した都城制は伏流水のように受け継がれていて、必要に応じて地上に姿を現すことになったとも理解される⁽⁴⁾。このように間接的な関係は想定されるとしても、直接的な比較を行うことは難しいのである。

そこで皇帝の都ではなく中国における地方都市に注目してみたい。先述のように中国の都は帝国の首都であり、中国の都市の典型的な形態として比較対象とされがちであるが、日本の地方に形成されてくる中世都市と比較する対象としては適当ではない。そこで中国の地方都市について比較検討を行ってみたい。

中国の地方行政は、中央集権的にピラミッド状に整えられていた。例えば唐時代には、府一州一県というような構成となっていた。そして、府治の所在地は府城、州治は州城、県治は県城という城郭都市となっていた。それぞれが城壁によって囲まれ、内部には府治などの行政機関が置かれるとともに、碁盤目状の町割がなされていた。つまり、都城のミニチュア版のような構造をとっていたのである。これら府城・州城・県城が中国においては、いわゆる地方都市であった（地方行政組織は時代によって変遷があるが、時代ごとに呼称を言い換えていると煩雑になるので、以下はこれらを「州県城」と呼ぶ）。

中国で地方の都市として認められていたのは、これら州県城だけであったが、州県城は基本的には城壁で囲まれた都市であった。日本の地方都市と比較する対象としては、まずはこれら州県城が念頭に浮かんでこよう。しかし、中国の州県城と日本中世の地方都市とを比較することは、あまり有効ではなかろう。中国の州県城は地方行政機関であるから、自然発生的に誕生していった日本の中世都市とは根本的に性格が異なっているのである。その意味では、日本古代の国府は律令国家が設置した地方行政機関であるから、国府と中国の州県城とを比較する意味はあっても、日本中世の地方都市と比較することに積極的な意義は見出しがたい。

それでは中国の地方都市に日本の中世都市と比較できるようなものは存在しなかったのであろうか。結論を先に述べると、実は存在している。それは州県城の外に自然発生的に生まれてきた草市、あるいは後に鎮市と呼ばれるような地方の小都市である。草市というのは州県城の外に出来てくる市場であったが、そうした市場が発生していった徐々に地方都市として成長を遂げていった。しかし、中国政府としてはあくまで地方都市は州県城だけであるという原則を保っていて、そのような意味では草市や鎮市は地方都市とは認められないという点に注意が必要である。だが、一部には経済的な発展を遂げて役人が派遣されるようになったり、県に昇格するものも存在していた。しかし、基本的には公的な都市とは認められてはいなかったのである。

第2節 草市・鎮市の概要

中国の地方都市としては州県城があげられるが、その外側に草市というものが生まれてきた。さらに宋代以降になると鎮市（市鎮とも）というものも急速に増加し発展していった。これら草市や鎮市は州県城のような地方行政機関ではなく中国政府としては都市とは認められるような性格のものでもなかったが、実質的には人口が集中し商工業の中心として機能していたことから、事実上の地方都市と理解されている。そこで日本中世の地方都市を考える前提として、中国の草市・鎮市について見ていきたい。

草市については、すでに戦前に加藤繁氏による先駆的な研究があり、大枠的な理解の基礎は示されている⁽⁵⁾。その後、宋明時代以降に発展していく鎮市研究が、斯波義信氏、川勝守氏、梅原郁氏をはじめとして重厚かつ詳細に進められてきている⁽⁶⁾。この上、門外漢が言及すべきことは何もない状態である。ここでは先行研究に学びながら日本の中世都市との比較という視点から整理を行うこととする。

まず研究の基礎を定めた加藤氏の所説をまとめると⁽⁷⁾、草市・鎮市とは以下のようなものであったと捉えられる。

①草市というのは、そもそも最初は草料、つまり秣を取り扱っていた市を意味しており、州県城の外に発生してきた。そして、草市はいつから存在していたのかという点については、少なくとも東晋時代には確認されることから、その頃には登場していたと推測される。また、草市は当初は草料の市を意味していたと思われるが、粗末な市という意味もあった。

②唐代になると、公的には州県城内に設置された限られた商業区域だけが市と称されていて、市というのは官設の市場のみを指すという特殊な制度が施行されていた。それに対して州県城外には小規模な商業地が実際には生まれてきていた。しかし、これら小規模な商業地は公的には市とは称されることはなく、草市と称されていた。

③唐が滅亡して五代十国時代を経て宋代になると、鎮及び市という小規模な商工都市が数多く出現してきた。これは唐代からすると極めて画期的なことであったが、これらは草市の発達したものと考えられる。

④唐宋時代には、村落間において虚市・市集などという名称で定期市が開かれていたが、そうした定期市の盛んなものも草市・鎮市で行われたと考えられる。そして、宋代には唐代における商業区域として限定された市の制度が崩壊し、城内の坊の制度も崩れて都市の商業は場所も時間も国家による制限を受けなくなっていく。このように城郭都市内に変化が起これば、城郭都市の外側、すなわち田舎においても草市が発達して鎮市という小都市が生まれていった。

⑤鎮市は草市の発達したものであるが、その起源は、農村、館駅、関隘、旅館中心の小集落、橋畔渡頭の人だまりといった所から発生したと考えられる。

加藤氏は草市と鎮市について、以上のように発生から展開までを明らかにされた。それによると国都や州県城といった城郭都市には、その内部に公的な商業地区が設定されていたが、城郭の外にも草市と呼ばれる小規模な商業地が形成された。それが草市であったが、唐が滅亡して国家の制限が失われると、宋代以降、鎮市という小規模な商工都市が多数出現してきた、ということになる。

以上のように草市・鎮市についての大きな枠組みについては、加藤氏の所説に尽くされている。ただ、その後、梅原氏は、鎮についてさらに詳しく論じられている⁽⁸⁾。梅原氏によると、同じく鎮といっても唐代と宋代では性格が異なっていたという。すなわち、唐代から五代にかけて登場する鎮は基本的に鎮将が置かれており軍事的性格を持っていた。しかし、宋代になると宋朝は、そうした鎮を全廃する方向を目指していたのであり、北宋中期から南宋にかけて出現してくる鎮はそれまでとは異なったものであったとされる。こうした宋代の鎮は基本的に農村を中心とした商品流通の仲介役という性格を持っていたと指摘された。

梅原氏が明らかにされたように唐代～五代の鎮と宋代以降とは性格に違いがあったと考えられるが、いずれにしても宋代以降に鎮市という小都市が地方に展開していったと捉えられる。そして、鎮市は多くの場合、城郭都市外に成立し、流通経済の結節点に形成されたと考えられる点も注目されよう。さらに鎮市は城郭都市とは異なって城壁で囲まれるということはほとんどなかった点も重要である。

以上、草市・鎮市について先行研究をもとに紹介してきた。その結果、中国の地方都市には次のような大きく二つの類型が存在していたことが知られる。

①州県城

②鎮市

①州県城は、城壁で町全体が囲まれていて都城のミニチュア版ともいうべきもので、地方行政機関の所在地であった。そして、これら州県城が中国社会においては地方都市であった。それに対して②鎮市は、

州県城の外に発達し、多くの場合は流通ルートの要地などに形成された。そして、城壁で囲まれることは基本的になく城郭都市ではなかった。

中国では地方都市は州県城のことであったが、現実にはそれ以外にそれらを結ぶ仲介役として鎮市が発生していたのである。建前上は州県城が地方都市であったが、実際には鎮市という小規模な商工業都市が生まれてきたのである。このように中国には二つの種類の地方都市があったことになる。

中国の地方都市を以上のように捉えられるとすると、日本の地方に展開した中世都市と比較をしようとするなら、州県城よりも鎮市の方が適していると考えられよう。日本の中世都市も交通の要地に形成された「都市的な場」から発達することが多かったことが指摘されているからである⁽⁹⁾。そうした面では日本の中世都市は鎮市と共通するところが大きいと考えられる。両者ともに国府や州県城という地方行政機関とは別に、交通や流通上の要地となる場所に自然発生的に誕生していったのである。

第3節 鎮市の形

中国の地方都市について見てきたが、地方の都市と認識されていたのは地方行政機関が置かれ、城壁で囲まれた城郭都市としての州県城であった。しかし、現実的にはそれら州県城とは別に草市やさらに発展した鎮市という小規模な商工業都市と見なされるべきものが発生してきていた。日本中世の地方都市を考える上で中国の都市と比較するなら、州県城よりも鎮市が適当であろう。それでは中国の鎮市はどのような形態の都市であったのかを次に見ていくこととする。

鎮市の形態上の特徴の1点目は、すでに触れたところであるが城壁を持たない点である。川勝守氏も鎮市について第一に留意すべきこととして県城以上の都市と大きく異なる点が鎮市には城壁がないことであると指摘されている⁽¹⁰⁾。そして、川勝氏によると、そうした中で長江デルタ地帯の鎮市では、その交通水路に水柵が設置される例が一般的に見られるようになるという。このように鎮市の大きな特徴として城壁を持たなかった点があげられる。すなわち、城郭都市ではなかったのである。

次に鎮市の具体的な形についてであるが、結論的には何か一定の定型があったわけではなかった。斯波義信氏は前掲書で、中国社会においては城壁と都市は不可分であり、その形状は方形を基本としており、実際にはさまざまな形のものが存在するが、都市形状の規範があり、その規範に沿うものと逸脱するものが混在していたとされる。その上で、鎮市については、正規の「行政都市ではなく、役所も必要最低限の派出所が置かれるにすぎないので、そもそも「逸脱」というほうがおかしい」と指摘されている。すなわち、城郭都市の州県城ではない鎮市には都市形状の規範が適用されると考えること自体が意味を持たないということである。鎮市としての規範的な形状や典型的なものが存在しないということになる。

以上のように鎮市には州県城のような都市としての規範があるわけではなかったもので、自由にそれぞれの事情や条件に合わせて形成されていったと考えられる。とすると鎮市の形状を分析する意義がないようにも思われるが、しかし、現実には鎮市は形をもって存在しているのである。そうした現実には存在する形状から帰納法的に特徴を抽出することは無駄ではないと考えられる。だが、無数に存在する鎮市の形状を整理する能力はない。そこですでに高村雅彦氏が中国の江南地方の鎮市の形状について分析を行っているので、その成果を参照したい⁽¹¹⁾。

高村氏は、鎮市の形状について二つのタイプに分類できるとされる。骨格形と格子形である。そして、いずれにも共通する特徴として、商業地は鎮市の中央を貫き商品の流通や資材の搬入に利用される一本の主要な水路に沿って形成されると指摘している。その上で骨格形は、「直交する水路によって構成されるタイプ」とし、全体が丁字形、十字形、卍字形、放射形のものがあるとされる(図1)。もう一つの格子形は、「丁字形と十字形の直交する水路を格子状に組み合わせて構成されるタイプ」とされる(図2)。いず

れのタイプにおいても主要な水路に沿う形で中心街（商業地）が形作られ、その主要な水路に直交する水路や平行する水路が展開して住宅地や倉庫などが広がっていく形態をとっていることになる。

以上のように高村氏は中国江南地方の鎮市を二つのタイプに分類されたわけであるが、結局はいずれにしても主要な水路が鎮市の中軸となっていたことが言えよう。つまり、主要な水路を中軸として鎮市の都市空間は展開しているということになる。そして、高村氏は江南地方の水郷地帯の鎮市を分析対象としていたため、水路が物流の中心であり、鎮市内部においても水路が軸線となっているが、陸上交通を基本とする地域の鎮市では中軸となつたのは水路ではなく道路であったと推測される。つまり、水上交通が中心の地域では水路が中軸となったが、陸上交通が中心の地域では当然、道路が中軸を構成することになったと考えられよう。

以上のように理解することができるとすると、結局、鎮市には特別な規範となる形があるわけではないが、基本的には主要な水路や道路が中軸となって展開するという属性を共有していたということになる。その意味では水路や道路を中軸線とした都市であったということができる。

鎮市の都市構造をこのように理解できるなら、中国の都市には大きく二つの類型が存在していたことになる。すなわち、一つは国都や州県城といった城郭都市であり、もう一つは鎮市である。前者の城郭都市は四周を城壁で囲まれ、その内部は碁盤目状に町割りがなされていた。つまり、都市造営のあり方としては、城壁で町全体を囲むことによって都市の範囲を確定し、その上で内部の町割りも齊一的に行うというものである。言い換えると、都市をはじめから一定の範囲に固定して作っていく形態であり、面的に作り上げていったということになる。

一方、後者の鎮市は中軸となる水路や道路を中心として都市空間が形成されていった。つまり、都市の範囲を予め設定してから造営されたわけではなく、中軸となる水路や道路から発生して必要に応じて都市域も拡大していくという性質のものであった。その意味では面として都市が計画され造営されたわけではなかった。主要な水路や道路といった中軸線を中心として構成され発展していったのである。

以上のように、中国の都市には大きく二つの類型があったと考えられよう。それでは次に日本の都市についてはどのように捉えられるのかを考えてみたい。

第2章 日本の都市と平泉

第1節 宮都と国府

前章でも触れた通り、日本の都市史を考えた場合、都市という形を明確に意識して最初に作られたのは古代の宮都であった。中国の都城制、より具体的には唐の長安城をモデルとして日本の古代国家も自らの国都を作り出したのである。その点では日本古代宮都研究を進めていく上で、中国都城との比較検討は重

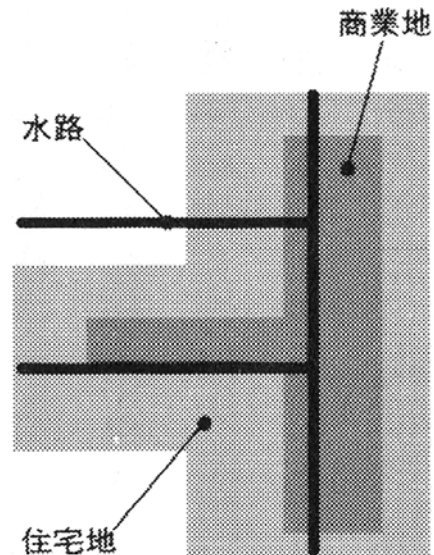


図1 骨格形（高村2000）

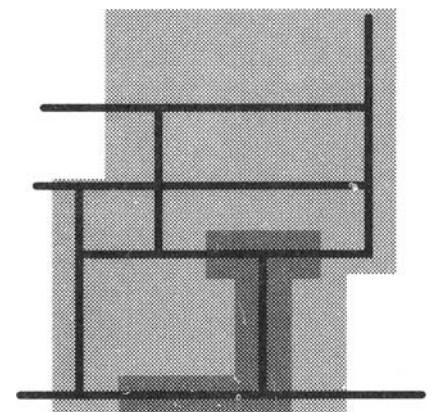


図2 格子形（高村2000）

要な意味を持っており、これまでもそうした視角からの研究が積み重ねられてきている。私もこれまで平泉を理解するための前提として日本と中国の古代都城について、いくつかの観点から比較を試みてきた。その結果、確かに唐長安城をモデルとして日本の古代の都作りはなされていたが、詳しく見ていくと重要な点で異なっていたところが見出される。

例えば、唐長安城においては都市住民を効率的に管理し城内の治安維持のために生み出された坊牆制というシステムがあったが、日本では積極的に導入した様子は見られなかった（拙稿 c）。具体的には中国では都城内の坊それぞれが坊牆という壁で囲まれ、それぞれに坊門という門が設けられていて、日中だけ開門されていた。こうした形で都城内の住民を管理支配していたのである。しかし、日本では坊門のカギを坊令・坊長が管理する規定を令文としてはあえて継受していなかった。だが、朱雀大路に面した坊門には少なくとも存在していた可能性が高く、その坊門についてはカギが管理されて開閉も行うという形態であったと推測される。このように日中間には都城内の住民支配システムについて大きな相違があったのである。都市住民を管理するシステムを日本の古代国家が継受しなかった背景には、恐らく中国では長い城郭都市の歴史の中から都市住民をいかに管理するかという問題が大きな課題として存在していたのに対して、日本では都市住民を管理するという経験そのものが存在しないまま都城制を模倣したために、結局、そうした問題について差し迫った課題とは認識されていなかったと憶測される。外面上は基盤目状の条坊制を施行して中国風の都を造営していたが、その真の意味での住民支配システムまでは受け入れていなかったのである。そして、後に再び触れるが日本の場合は朱雀大路に面するところには坊門が設けられた点に注意が必要である。

また、10年ほど前にも日中都城を比較して都市造営の基本的なあり方に違いがあることを指摘した（拙稿 a）。中国においては都城内の基盤目状の街路は、理念的には中華帝国の威信を示す象徴としての性格を持っており、全体としてその管理や維持は国家の力によってなされていた。それに対して日本古代の宮都では、確かに基盤目状の条坊制は敷かれていたが、朱雀大路が特別な扱いを受けていて、一般の街路の維持管理は国家の手から半ば切り離されていたのである。結局、国家が維持管理するのは朱雀大路だけとなった。都城内の街路に注目すると、以上のような違いが見出される。言い換えると中国では基盤目状の街路は全体として中華帝国の威信を示して国家の管理下に置かれていたのに対して、日本では国家の威信を示す性格を朱雀大路に負わせていたと見ることができよう。そして、こうした違いから拙稿 a では日中の都城造営のあり方について、次のように指摘した。すなわち、中国の都城は都城全体として面的に構成されていたのに対して、日本では朱雀大路のような軸線道路が突出した性格を持つ軸線突出型の都市であった。

このように日本の都が軸線突出型の都市構造であったとすると、前述した坊門が朱雀大路沿いには整えられていたこととも結び付いてくる。つまり、坊門のカギの管理に関する令文をあえて継受しなかった日本の古代国家が朱雀大路沿いに坊門を設置していたのである。これは坊門などを必要とはしなかったにもかかわらず、朱雀大路という軸線道路だけは中国と同じ体裁にしたかったことを意味し、軸線道路が重視されていたことになる。以上のように日本では表面的には、面的に構成される中国の都城制をモデルとして宮都を造営して条坊制の下に面的に作られていたが、その内実は朱雀大路という軸線道路が重視された、軸線突出型の都市であったと見ることができよう。

それでは中国の地方行政機関の置かれた州県城に相当する日本の国府は、どのような形態であったのかを次に確認していきたい。結論的には、国府も中国の州県城という城郭都市とは全く異なった形態をしていたのである。国府の具体像については、各地の国府遺跡の発掘調査の成果によって、その様子が解き明かされつつある。かつては方形の外郭を持ち国庁を中心とした都城のミニチュアのような形態であったと

考えられていたが、調査の進展によって、そのようなある固定的な形態ではなかったことがわかってきている。国府の形態については、すでに金田章裕氏が詳細な研究をまとめられている⁽¹²⁾。また、平泉との関わりの中で古代の地方都市のかたちについて前川佳代氏が検討を行っている⁽¹³⁾。前川氏は、古代の飛鳥からの系譜の中に平泉を位置付けられている。特に国府の形態分析については金田氏の研究にほぼ尽くされていることから、ここでは金田氏の研究によりながら国府の形態の特徴について整理してみたい。

金田氏によると、「国府は本来方形とか、一まとまりの連続した空間であるとは限らず、国庁と道路を核ないし軸として官衙群が配置された機能的な構造を基本とした機構であった」と理解することができる。その上で金田氏は国府について三つの類型に分類されている。それは南北中軸型、東西中軸型、外郭官衙型の三つである(図3)。南北中軸型は国庁から延びる南北方向の中軸道路を中心に国府関連のさまざまな施設が展開するもので、東西中軸型は同じく東西方向の中軸道路を中心とする形態である。外郭官衙型は国庁を囲む外郭施設を伴うものであるが、その他の施設とはやはり道路によって結び付けられていた。このように金田氏の分析によれば、古代日本の地方都市である国府の形態は、全体が方形をなしていたわけではなく、そればかりか大きく三つの類型に分類されるものの、結局はある決まった形があったとは考えられないということになる。つまり、中国の州県城のように外郭を城壁で囲んで、基本的には方形を指向するようなものではなかったのである。

しかし、以上の三つの類型からもわかるように、一定の共通点は見出すことができそうである。例えば金田氏は、南北道であるか、東西道であるかの違いはあるものの、国庁周辺の基軸となる道路沿いに主要な官衙群が立地していた事実を各事例に共通する状況として抽出できると指摘している。つまり、国府には、ある決まった形態があったわけではなかったが、中軸となる道路が中心となって国府に関わる諸施設が配置されていた点は共有されていたのである。

日本の国府を以上のように捉えることができるとすると、国府は城壁で外郭を囲い込むような城郭都市ではなかったことになり、必然的に都市空間を面的に設計したものではなかったということになる。また、国府関連施設は中軸となる道路を中心として配置されていたことから、軸線道路を中軸として展開していたということになる。このように国府も中国の州県城とは全く異なった都市形態であったと言える。そし

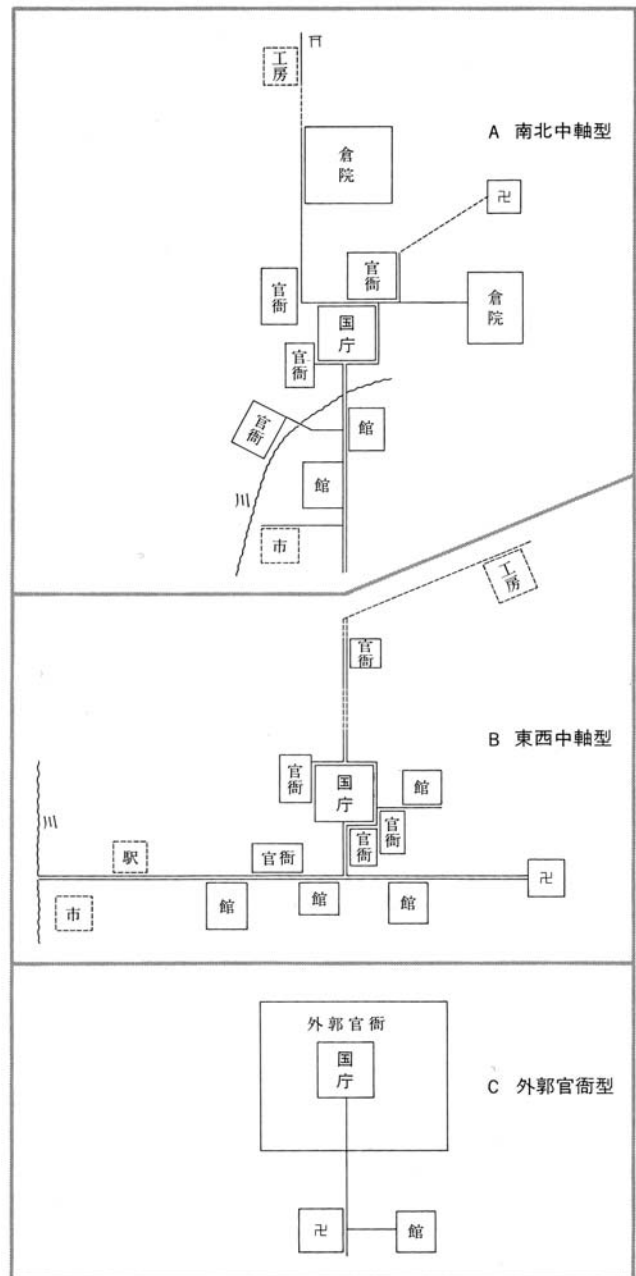


図3 国府の3類型(金田2002)

て、結局は都市空間を面的に作り出すことはなく、中心となる軸線道路を基軸とした都市であったと理解できよう。その意味では日本の宮都と同じように軸線突出型の都市であったと考えられる。宮都の場合は、確かに条坊制を施行していたという点では面的に作り出されていたが、国府については都市空間を面的に作り出すことさえなく、軸線道路を中心に展開するという形態であったことになる。

それではどうして中国と異なって日本の都市は面的に空間を作り出すことをせず軸線道路を中心として構成されていたのであろうか。簡単に見通しだけ述べると、日中の最大の相異点は外郭を囲む城壁が存在するかないかということによるように思われる。つまり、城壁によって外郭を囲むということは、すなわち都市を面的に切り出すということを意味しているからである。要するに外郭線で囲い込んだ瞬間に、都市空間が面として明瞭に区別されてしまうことになる。しかし、日本のように外郭を城壁で囲むことをしない場合、都市空間が面として限定されるということではなく、必然的に面的に都市が作り出されることもなくなるのであろう。その場合、軸線となる道路を中心に必要な施設が展開していくことになったのである。

以上のように、中国と日本の間には都市造営の前提となる原理に大きな違いが横たわっていたと考えられよう。つまり、中国の都市は基本的には城郭都市であって外郭を城壁によって囲む形態であったのに対して、日本の都市は逆に外郭を囲むようなことはなかったのである。そのために軸線突出型の都市となったのである。

しかし、ここで注意が必要なのは中国の場合もすべての都市が城郭都市ではなかったということである。正確には中国社会においては城郭都市こそが都市なのであるが、現実的には城壁によって外郭を囲まない都市も生まれてきていたのである。それが前に紹介した鎮市である。

鎮市は前章で見たように州県城とは別に形成された小規模な商工業都市というべき存在であった。そして、鎮市の都市形態は城壁で全体を囲うことはせず、軸線となる道路や水路を中心に町場が展開していくというものであった。さらに全体の外形も必然的に方形のような一定の形をとるものではなく、現地の状況や町場の成長に従って、不規則な形状を呈していた。鎮市は道路や水路といった軸線を中心に展開した都市と捉えられる。とすると日本の都市は中国の鎮市との共通性を持っていたと言えよう。すなわち、城壁で外郭を囲まない日本の都市は、鎮市と同様に面的にではなく軸線道路を中心に都市が形成されていたのである。中国の都市を城壁を持つ城郭都市系と持たない鎮市系に分けるとするならば、日本の都市は鎮市系と評価することができよう。もちろん、流通交通の要地に発展してきた鎮市と政治行政拠点の国府とは、そもそもの生い立ちが異なっているが、都市造営の原理的な部分には共通点を見出すことは可能であろう。つまり、外郭を持たないが故に面的に都市を形成する必然性がなく、その結果、軸線道路を中心として展開していったのである。

以上のように、日本古代の都市は、中国の律令制度を導入して国家システムが構築されていたにもかかわらず、中国の都市とは原理的に異なっていたということになる。それでは政治行政拠点である宮都や国府以外についてはどうであったのかを次に見ていくこととする。

第2節 日本の地方小都市

前節に整理してきたように日本古代の政治行政都市は軸線突出型の都市であり、中国の城郭都市のように面的に構成されず軸線道路を中心とした都市であった。その点では城郭都市系ではなく鎮市系の都市であったと言える。とするなら宮都や国府以外の都市はどうであったのか。この点をここでは見ていきたい。地方に国府以外の小都市とも呼ぶべきものがどのように、あるいはどのくらいの数が存在していたのかを把握することは極めて困難である。また、小都市と仮に呼ぶとしても都市と認定できるのかどうかを

判断することも難しい。そこで本稿では、流通交通の要地に「都市的な場」が生まれてくるという網野氏の指摘を参考に二つの事例を見てみたい。一つは、有名な山城国山崎で、もう一つは陸奥国白鳥村である。はじめに山崎について取り上げる。

(1)『日本後紀』大同元年(806)9月壬子条

遣使封_二左右京及山崎津・難波津酒家甕_一、以_二水旱成_レ災、穀米騰躍_一也、

(2)『日本文徳天皇実録』斉衡2年(855)10月癸巳条

山崎津頭失火、延_二焼三百余家_一、

山崎については陸上・水上交通の要地として有名であり、今更新しいことを述べることはできないが、平安時代前期にはすでに人口が集中するような場所となっていたことが知られる。大同元年には平安京と難波津とともに山崎も酒家の甕を封ずるという措置がとられている。このことから都の平安京などと同様に酒家が存在するような場所であったことがうかがえる(史料1)。また、斉衡2年10月には、山崎津で火事があり300あまりの家が延焼している(史料2)。このように山崎は、早い段階から陸上・水上交通の要衝として栄えていたと推測される。そして、山崎駅も山陽道の駅家として設けられていたのである。まさに交通ルート上の要地であった。そうした山崎には300余りの家が建ち並んでいたのであり、酒家という消費生活を満たすための店も存在していたのである。こうした家屋は、「山崎津頭」とあるように山崎の川港のほとりに集まって建ち並んでいたと推測されよう。そして、その町場全体を城壁が囲んでいた様子はうかがえないことから、当然、城郭都市のような形態ではなかったと考えられる。とすると確証はないが、常識的には淀川に開いた津のほとりに河川に沿って家屋が並んでいたり、津から内陸部に通じている道路沿いに並んでいた、さらにはその空隙を格子状に道が通って、そうした道路沿いにも家屋が並ぶといった景観を想定できるのではないだろうか。このような景観を想定できるとするなら、中国江南地方の鎮市とも類似していたと理解できよう。

山崎の具体的な様子を把握できない以上、あくまでも想像の範囲を出ないのであるが、上に述べたような景観を想定できるなら、山崎も中国の城郭都市系ではなく鎮市系の都市に属するものと考えられる。以上のように理解できると、少なくとも平安時代前期には鎮市系の都市として山崎が存在していたということになる。

次に平泉に時代的にも距離的にも近い事例として白鳥村に注目してみたい。白鳥村は陸奥国胆沢郡に所在していたが、ここも交通上の要地の一つであったと考えられる。

前九年の戦いを描いた『陸奥話記』に白鳥村が登場している。それによると安倍氏を攻めて北上していく源頼義が率いる軍勢が衣川関を突破して白鳥村に至ったと見える。すなわち、南の磐井郡から衣川を渡って北進した場合の拠点集落が胆沢郡白鳥村であったということになる。また、時間を遡ると、白鳥には東山道の駅家の一つとして白鳥駅が置かれていた(『延喜式』兵部省式諸国駅伝馬条)。そして、駅馬5匹が備えられていたのである。白鳥駅と白鳥村の関係については正確には不明な部分が多いが、いずれにしても交通上において一定程度重要な地位を占めていた場所であったと思われる。それは白鳥駅が奥六郡最南端の駅家であることも注目されるからである。つまり、奥六郡最南端の駅家ということは、南の磐井郡から奥六郡に入って最初の駅家であったということを意味しているのである。その意味では奥六郡とそれ以南の世界との奥六郡側の結節点ということになる。衣川関を越えて奥六郡最初の駅家が白鳥だったわけであり、この点では他の駅家とは異なった性格を持っていたと推測されよう。

(3)『奥州後三年記』より抜粋

ここに清衡・家衡、よろこびをなして、せいをおこして真衡がたちへをそひゆくみちにて、伊沢の郡白鳥の村の在家四百余家をかつかつ焼はらふ、

後三年の戦いを描いた『奥州後三年記』によると、清原氏内紛の発端は、清原真衡に吉彦秀武が反旗を翻して出羽国に帰ったことにあった。秀武を攻めるために真衡が出羽国に出撃すると、秀武は清衡・家衡兄弟に対して真衡が留守の間に、その居館を襲うように要請した。すると2人は軍勢を率いて真衡の居館へ向かうが、注目されるのはその途中で白鳥村の在家400余りを焼き払っている点である（史料3）。

『奥州後三年記』のこの部分の記述については、これまでの先行研究の中でもしばしば言及されてきたところであり、ここで新しいことを指摘できるわけではないが、注意したいのは白鳥村に在家400余りが存在したことである。つまり、軍記物語のため誇張はあるかもしれないが、400余りの家が白鳥村に集まっていたのである。そして、さらに注目されるのは清衡と家衡が真衡の居館へ「をそひゆくみちにて」とあるところである。すなわち、真衡の居館に向かう道の途中で白鳥村の家々を焼き払っているということになり、逆に言えば白鳥村が道路沿いにあったという想定が導き出されてくるのである。このような憶測に従うと、その「みち」とはかつての東山道であり、白鳥村はかつての白鳥駅を元に発展した集落ということが考えられよう。つまり、古代の東山道の白鳥駅は衣川関を越えて奥六郡に入った最初の駅家として重要な位置を占めており、そうした交通上の要地として400家以上が集まる人口集住地に成長してきたものと推測される。そのように理解できるなら、村とは言いながら先に見た山崎と同様な性格を持つ小都市と評価することも許されよう。宿駅が町場として発展していく事象についてもすでに中世都市史研究の中で明らかにされてきたところである。

さて、白鳥村を以上のように理解できるとすると、その都市形態はどう考えられるであろうか。すでに憶測に憶測を重ねてきた上に、これ以上の憶測を積み重ねることは本来ならすべきではないが、あえて今後の議論の踏み台となることを覚悟して述べてみたい。

古代の白鳥駅には恐らく、物流の要地として徐々に人口が集まってきて、『奥州後三年記』に見える白鳥村が発展してきたものと思われる。当然、白鳥村を囲む外郭施設があったとは考えられず、むしろ東山道に沿って家々が建ち並んでいるといった景観を呈していたと推測されよう。つまり、白鳥村も東山道という主要道路を軸線として形成されてきたと考えられる。とするなら、やはり軸線突出型の都市であったということになる。文献史料も考古学上のデータも全くない中で憶測ばかりを述べてきたが、白鳥村も軸線道路沿いに展開した小都市、つまり鎮市系に属していたと評価できるのではないかと考える。

以上、二つの事例のみしか取り上げられなかったが、山崎や白鳥村といった、国府以外に生まれた小都市の形態も基本的には軸線道路を中心に町場が展開していく、軸線突出型の都市であったことを見てきた。しかし、その他にも無数の同様な小都市が存在したであろうから、そのすべても軸線突出型であったと一般化することはできない。だが、ある一定の範囲を面的に切り出して都市を作り出すという、都市のグランド・デザインを予め用意して都市造営が着手されるといった状況は想像しにくいのではなかろうか。国家的なプロジェクトとして造営されるならあり得るが、そうした設計主体が存在しない地方においては都市全体のグランド・デザインに基づいて造営されることは考えにくく、恐らく多くの場合は軸線となる道路や水路・河川などに寄り添いながら展開してきたと考えられよう。

地方の政治行政拠点である国府も、またそれ以外に成長してきた小都市も中国の城郭都市のように面的に造営された都市ではなく、軸線を中心に成長した鎮市系の都市形態であった。それでは武士の居館は、どのように捉えられるであろうか。次に武士の居館を取り上げたい。

第3節 武士の居館

以上、日本と中国の都市のあり方を比較することによって、日本の都市の特徴を指摘してきた。すなわち、中国において都市とは城郭都市のことであり、城壁で囲まれる範囲に面的に都市が作られていた。し

かし、日本では軸線を中心に都市域が展開する軸線突出型であった。これは中国でも地方小都市として発生してくる鎮市と共通するものであり、その意味では鎮市系と認識される都市形態と言える。それでは平泉はどのように理解できようか。そこでその前提となる武士の居館について検討をしてみたい。

拙稿bでも述べたように、初代清衡は平泉に宿館を移したが、彼自身は平泉に都市を造営するつもりは全くなかったと考えられ、基本的には自分の居館とその周囲に郎等たちの家が集まった程度だったと思われる。そもそも武士の居館に都市が伴う必然性がなかったのである。この点を再確認しておきたい。

『今昔物語集』巻25、平維茂罰藤原諸任語は有名な説話の一つであるが、陸奥国の武士平維茂と藤原諸任の争いが描かれている。当然、説話文学であって歴史的事実をどの程度伝えているのかは確認できないが、ここでは武士の居館周辺の様子をうかがってみたい。

平維茂と対立していた藤原諸任は、維茂の居館を夜襲して維茂を焼き殺したと思い込んで軍勢を引き上げていった。しかし、実は維茂は居館の西の流に身を投じて生き残っていたのである。そして、夜が明けて諸任軍が去った後、維茂の郎等たちが駆けつけて到着したとあり、また、「家近キ者共」は早く到着し、「家遠キ者共」は情報がすぐには届かずに遅れて到着したと説明されている。こうした記述からすると、維茂の居館の周囲に郎等たち全員が集住していたというよりは、夜が明けてから到着するような距離に住んでいる者もいたことが推測される。すなわち、身近な郎等たちは維茂の居館の周囲に家を構えていたであろうが、家臣団が集住して都市を構成するというものではなかったのである。また、もし維茂の居館を核として町場が形成されていたとしたなら、この焼き討ちの際に巻き込まれてもよさそうであるが、そうした様子は見られない。もちろん維茂を討つことがメイン・テーマであるから不必要な叙述はされなかった可能性もある。しかし、参考として再び後三年の戦いに目を転じたい。

『康富記』文安元年（1444）閏6月23日条には、中原康富が見た「後三年絵」の大意が書き留められている。それによると真衡が急死した後、清衡と家衡が対立し、清衡の居館に同居させられていた家衡が清衡の殺害を企てたが、事前に察知した清衡が難を逃れた様子を伝えている。そこで注目されるのは、家衡は清衡の宿所を焼き払ってその妻子眷属を殺害したが、清衡自身は「隠居叢中」とあるように草むらに身を隠して命拾いしているのである。まだ平泉に移る前の清衡の居館の状況ではあるが、このような描写からすると清衡の居館の周辺に町場が展開していたとは考えにくいであろう。むしろ草むらとなっているような状況だったと思われる。そのように考えられると、中世の絵巻に描かれた地方武士の居館の周囲も町場などない原野へと続いているように描かれていることが想起される⁽¹⁴⁾。平泉に拠点を移す以前とはいえ、清衡の居館もやはり都市を伴うようなものではなかったであろう。恐らくそもそも都市を伴っている必然性はなく、平泉に移転した段階でも同様だったものと考えられる。

また、翻って真衡の居館について考えると、先述のように白鳥村の先に真衡の居館があつて、清衡・家衡たちが襲撃する途中で白鳥村を焼き払っていることが注目される。そうすると真衡の居館を中心に都市が形成されていたというよりは、既存の白鳥村という小都市の近くに居館を構えていたと理解すべきではないかと思われる。あるいは衣川沿岸にも同じような商業地区がすでに形成されていたとすると、それに寄生するように真衡の居館が設けられていたという可能性もある⁽¹⁵⁾。いずれにしても真衡の場合も、その居館を核として都市が形成されていたわけではなく、むしろすでに存在している小都市に寄生するように居館を構えていたものと思われる。

第4節 都市類型と平泉

平泉を日本の都市史の中にどのように位置付けられるのか。視点やアプローチの方法によって、いくつもの可能性があるものと思われるが、本稿では平泉は最初から都市であったという理解から距離を置くと

ともに、古代国家が宮都造営のモデルとした中国の都市との比較を行うことで、日本の都市の特徴を抽出し、さらに平泉についても検討してきた。その結果を次に整理してみたい。

まず中国において都市とは、城壁によって囲まれた城郭都市のことであった。国都はもちろん、地方の政治行政機関が置かれた州県城も城郭都市であった。しかし、現実にはそれら城郭都市の他にも流通や交通の要地に商工業都市が誕生してきた。それが鎮市であったが、鎮市は主要な道路や水路などの軸線を中心として展開する都市形態であり、城郭都市のような城壁で囲まれることはほとんどなかった。そのため都市の平面形も方形を指向するわけではなく、さまざまな平面形を呈していたのである。

このように中国では、本来の都市として城郭都市が存在し、それとは別に小規模な商工業都市として鎮市が生まれてきたわけである。両者の大きな違いの一つは城壁で囲まれていたかどうかであり、この違いは言い換えると面的に都市を作り出すか軸線道路（水路）を中心に都市が作り出されるか、という相違を生じることとなった。つまり、城郭都市は一定の面積を外郭で囲うため面的に都市が構成されたのに対して、鎮市は外郭がそもそもないため、逆に軸線道路を中軸に成長していったのである。ここで仮に前者を面的構成型、後者を軸線突出型と呼ぶこととしたい。以上のように中国の都市には、事実上、二つの類型が存在していたということになる。

中国に対して日本は、古代において中国の都城制を導入して都を作っていた。その意味では中国の城郭都市と同じく面的に都市空間が作り出されていた。しかし、その内実は朱雀大路という中軸道路がもつとも重視され、また都市住民の支配システムもそのままの形では継受されなかった。その意味では表面的には面的に構成されていたが、中国の城郭都市そのままではなかったのである。

一方、地方の国府も中国の州県城のような城郭都市では全くなく、むしろこれもまた軸線道路を中軸として諸官衙や寺院などの施設が配置されていく形態であった。また、国府以外に交通や流通の要地などに生まれてきた小都市も当然、城郭都市ではあり得ず、主要な道路などを軸線として成長してきたものであった。このように国府も地方の小都市も面的構成ではなく軸線突出型の都市形態であったと見ることができる。

それに対して武士の居館は、身近な郎等たちの家が周囲に存在していた程度であって、必ずしも居館に都市が伴っている理由はなかった。むしろすでに存在している都市の近くに寄生するように居館が構えられていたと考えられる。そのように理解できるなら、武士の居館は支配拠点である居館がそれぞれ分散しているという意味で拠点分立型と呼ぶことができよう。初代清衡の居館も同様に考えられる。以上のように分類することができそうであるが、あらためて整理して示すと次のようになる。

①面的構成型＝中国の城郭都市→日本では古代宮都が表面的に模倣（内実は軸線を重視）

②軸線突出型＝中国の鎮市→日本では国府や地方小都市

③拠点分立型→武士の居館

本稿で述べてきたところを図式的に整理すると、このように三つの類型にまとめられる。このうち都市ということができるのは、①面的構成型と②軸線突出型であり、③拠点分立型は都市を伴っているわけではないので都市とは認めることはできない。もちろん既存の都市の近くに寄生して居館を構える場合もあるので、その都市も含めて総体として都市と認定することもできるが、しかし、本質的にはすでにある都市に寄生している存在であり、都市としての本質そのものは既存の都市にあるわけであるから都市と認識することはできない。

さて、以上のような整理が妥当だとするなら平泉はどのように理解できるであろうか。拙稿bでも述べたように、初代清衡が平泉に移った時、それは居館を江刺郡豊田館から移したということであって、その居館移転と同時に都市を造営したわけではないばかりか、そのようなつもりもなかったと考えられる。す

なわち、清衡の平泉の居館は拠点分立型であった。しかし、その後、住民の増加に伴って一大消費地として成長し、さらに2代基衡が毛越寺を建立して、その門前から東にのびる東西道路を造成したことで軸線道路が出現することとなった。ここに軸線突出型の都市へと発展していくことになったのである。だが、面的構成型ではないため都市全体のグランド・デザインのようなものが存在するわけではなかった。そのため軸線道路を中心に成長していった。つまり、③から②へと展開したということになる。

おわりに

本稿では平泉を東アジア世界の都市との比較の中で捉え直すことを目指して検討してきた。その結果、清衡が平泉に居館を構えた段階では拠点分立型であって都市を造営したというものではなかったが、その後、軸線突出型の都市へと発展していったことを指摘してきた。しかし、平泉が都市としてどのように成長してきたのかは文献史料が極めて限られている現段階では把握することは困難である。今後の発掘調査の進展に期待せざるを得ない。そこで最後に奥州藤原氏の滅亡の様子から彼らと都市との関係について試論を述べて本稿を閉じたい。

奥州藤原氏は、文治5年(1189)に鎌倉幕府によって滅ぼされるが、4代泰衡は最終的には平泉館に火をかけさせて逃亡し⁽¹⁶⁾、結局は郎従の裏切りによって殺されてしまった。奥州藤原氏は4代にわたって約100年間、政治拠点とし都市としても成長してきた平泉を、最後の段階では死守しようとはしなかったのである。この奥州藤原氏滅亡の様子についても、これまで何度も先学によって触れられてきており、それ以上の新しいことは言えないが、奥州藤原氏と都市との関わり方を考える際に興味深いものがある。平泉館に立ち寄る余裕もなく放火して逃げていった泰衡は武士として評価が低く見られがちであるが、実は別稿で指摘したように当時の武士社会ではよく見られることであった⁽¹⁷⁾。すなわち、当時の武士たちにとって自分の居館はそもそも死守しなければならないようなものではなく、まずは生き延びることこそが先決であり、逃亡を図ることが多かったのである。逃亡した後に降参して家人として生きていく道もあった。このような武士社会のあり方からすると、泰衡の行動も同じことであったと理解できる。つまり、泰衡にとって平泉館は最後まで命をかけて戦い抜くような場所ではなかったと考えられる。

一方、鎌倉幕府に目を転じると新田義貞ら反幕府軍に攻められて、北条一門は鎌倉で滅亡してしまった。北条氏はなぜ鎌倉を捨てて脱出しなかったのであろうか。言うまでもなくその背景にはさまざまな事情があったと思われるが、一つの仮説として北条氏が都市化した武士となってしまったという可能性があろう。つまり、本来の伊豆国の本拠地とは縁が遠くなってしまい、都市鎌倉にしか生きていく場所がなくなってしまったのである。それに対して平氏は六波羅という居館群を持ちながら、そこで戦うことをせず都落ちして浮遊し、最後は海上で滅亡してしまった。そして、泰衡も平泉館に放火して逃亡してしまった。このように対比してみると、平氏や奥州藤原氏にとって居館やそれを核とする都市空間は特に死を覚悟して守るようなものではなかったのであろう。

以上の憶測に従うと、平泉が約100年かけて都市として成長してきたにもかかわらず奥州藤原氏自身はまだ都市化した武士には転成していなかったと考えられる。平泉が都市化していても、所詮は居館の所在地でしかなく奥州藤原氏自身は都市化していなかったと見ることも出来るかもしれない。

本稿も文献史料がほとんどないテーマを取り上げたため、憶測に憶測を何重にも積み上げる結果となってしまった。切り口によって全く異なった結論が導き出される可能性もあろう。今後の議論の踏み石の一つになれたとすれば幸いである。

【注】

- (1) 先行研究は多いが、最近刊行されたものとしては、齊藤利男「奥州藤原氏の首都遺跡」(荒野泰典他編『日本の対外関係 3 通交・通商圏の拡大』吉川弘文館、2010年)がある。
- (2) 吉田欽「東アジアの世界の中の都市平泉」(『平泉文化研究年報』第1号、2001年)。以下、拙稿a。
- (3) 吉田欽「平泉の特殊性」(『平泉文化研究年報』第12号、2012年)。以下、拙稿b。
- (4) 吉田欽「東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究」(『平泉文化研究年報』第11号、2011年)。以下、拙稿c。
- (5) 加藤繁「唐宋時代の草市及び其の発展」(同『支那経済史考證』上巻、東洋文庫、1952年)。
- (6) 斯波義信『中国都市史』東京大学出版会、2002年。川勝守『明清江南市鎮社会史研究』汲古書院、1999年。梅原郁「宋代地方小都市の一面」(『史林』41- 6、1958年)。
- (7) 加藤繁「唐宋時代の草市及び其の発展」。
- (8) 梅原郁「宋代地方小都市の一面」。
- (9) 網野善彦「中世都市論」(『網野善彦著作集第13巻 中世都市論』岩波書店、2007年)。
- (10) 川勝守「明代、鎮市の水柵と巡検司制度」(同『明清江南市鎮社会史研究』汲古書院、1999年)。
- (11) 高村雅彦「水のまちの空間構造」(同『中国江南の都市とくらし』山川出版社、2000年)。
- (12) 金田章裕「国府域の形態・構造とその変化」(同『古代景観史の探求』吉川弘文館、2002年)。
- (13) 前川佳代「都市平泉の形成」(『平泉文化研究年報』第9号、2009年)。
- (14) 『法然上人絵伝』の漆間時国の館など。
- (15) 齊藤利男「都市衣川・平泉と北方世界」(入間田宣夫編『平泉・衣川と京・福原』高志書院、2007年)。
- (16) 『吾妻鏡』文治5年(1189)8月21日戊申条。
- (17) 吉田欽「中世城館の成立」(『中世やまがたの城館—そこに城館がある理由—』山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館、2012年)。

平泉文化の鍋と玉 —北海道とのつながり—

越 田 賢一郎

はじめに

北海道における擦文文化からアイヌ文化への転換の過程を明らかにする上で、鍋と玉は大きな手掛かりとなる遺物である。

鉄鍋は、古代末から土器に替わる煮炊き具として登場し、囲炉裏と結びついて中世には東日本と北海道に広まって行った。北海道では、最も多くの数の出土例がある。平泉文化では、柳之御所出土の内耳鉄鍋が知られており、12世紀代の基準資料になっている。

一方、玉は装身具の一つとして使用され、身を守るお守りとしての役割も果たしていた。日本では古墳時代まで盛んに装身具として用いられ、飛鳥、奈良時代には国内でガラス生産が行われるようになった。ところが、平安時代になるとガラス生産の様相がほとんど分からなくなり、伝世しているガラス製品も少なく、仏具関連のものがほとんどである。平泉中尊寺では、昨年述べたように、瓔珞、象嵌の装飾、数珠玉として伝世しており、国内でも有数の資料となっている。

北海道では、中世に相当する時期の墓から大量のガラス玉類が出土しており、装身具がほとんど見られなくなる本州と比べ、特殊な状況を示している。北海道からの出土例は、いずれも今のところ平泉文化以降の時期となるが、その流入のきっかけとして、平泉文化との交流があるのではないかと考えている。

平泉文化と北海道の鉄鍋とガラス玉の出土例を対比してみたい。

I 鉄鍋

1 東北から出土した古代末から中世初頭の鉄鍋

鉄鍋は古代後半に出現し、中世には煮炊き具として普及する。その初現形態として次のような遺跡の資料を上げることができる（越田1996）。

①岩手県平泉町柳之御所跡（図1-1：岩手県埋蔵文化財センター1995）

柳之御所跡堀内からの出土であり、12世紀後半の年代が考えられる。内耳が付き底には丸型の湯口が残る。

②岩手県奥州市玉貫遺跡（図1-2：岩手県埋蔵文化財センター1981）

入口部をもつ竪穴状遺構からの出土である。覆土からかわらけが出土しており、12世紀後半か13世紀代の年代が考えられる。内耳があり、底には小さな一文字状の湯口が残る。

③青森県平川市古館遺跡（図1-3～6：青森県教育委員会1980）

土師器、擦文土器を出土する集落遺跡であり、11・12世紀の年代が考えられる。多くの鉄製品とフイゴの羽口が出土しており、様々な形態の鉄鍋がみられ、内耳鉄鍋にもいくつかの形態がある。胴部に圈線をもつものがあり、後述する秋田県堂の下遺跡の鋳型形態と共通する。

④青森県八戸市熊野堂遺跡（図1-7：八戸市教育委員会1989）

10世紀頃の住居跡からの出土といわれるが、出土遺構の全体形が明らかになっていない。破片で耳の有無が確認できない。口縁部形態が古館遺跡出土品と類似している。

⑤青森県青森市蓬田大館遺跡（図1-8：櫻井清彦・菊池徹夫編1987）

2号住居跡出土の小破片で、11世紀頃と考えられている。口縁部形態が古館遺跡出土品（図1-6）と

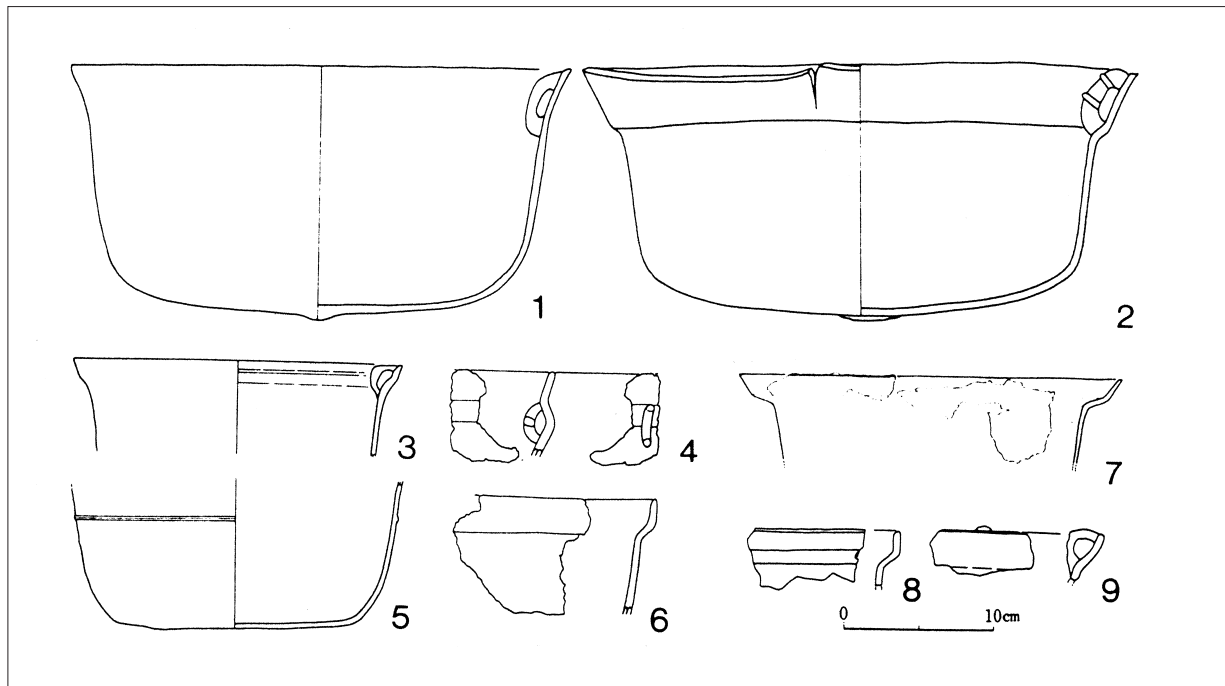


図1 東北部出土の鉄鍋（各報告書から引用）
1. 柳之御所跡 2. 玉貫遺跡 3～6. 古館遺跡 7. 熊野堂遺跡
8. 蓬田大館 9. 升川遺跡

類似している。

⑥山形県升川遺跡（図1－9：山形県埋蔵文化財センター1994）

12世紀後半の藤原氏の全盛期に並行する時期と考えられる。口縁部のみの小破片で、内耳が残存している。

⑦秋田県横手市陣館遺跡（図2－1：横手市教育委員会2011）

清原氏の金沢柵推定地である陣館遺跡から出土したもので、11世紀代の可能性がある。内耳部分と湯口部分は確認されていない。古館遺跡出土品（図1－6）に口縁部形態が類似している（図2－6）。

⑧秋田県琴岡町堂の下遺跡（図2－2～4：秋田県教育委員会2004）

12世紀後半の製鉄遺跡で、製鉄、精錬、鑄造、鍛冶関連の遺構がまとまっており、鍋の鑄型も出土している。想定される鍋の形態では、口縁部に段をもつものと無段のものがあり、胴部に圈線をもつ例もみられる。古館遺跡の製品と比較すると、口縁部の形態が類似しているものがあること、胴部に圈線を巡らせるものがあることなど共通点がみられる。

①から⑦の遺跡から出土した鉄鍋は、ほとんどが内耳をもつ形態で、一部に獣脚をもつ無耳の鍋があると考えられる。複数個出土している古館遺跡、鑄型が出土している堂の下遺跡においてはいくつかの形態がみられることが指摘できる。口縁部にくびれをもつ形態が、12世紀代の玉貫遺跡などを経て、中世の鉄鍋へと受け継がれていく。

なお、湯口の形態が不明なものが多いが、中世のものは一文字湯口となるので、柳之御所跡出土品が丸型になる点が注目される。鉄素材に銅が含まれるとの指摘があり、技術系統が異なる可能性も考えておく必要がある。中世には、地元で一文字湯口内耳鉄鍋を生産するようになっておきたい。

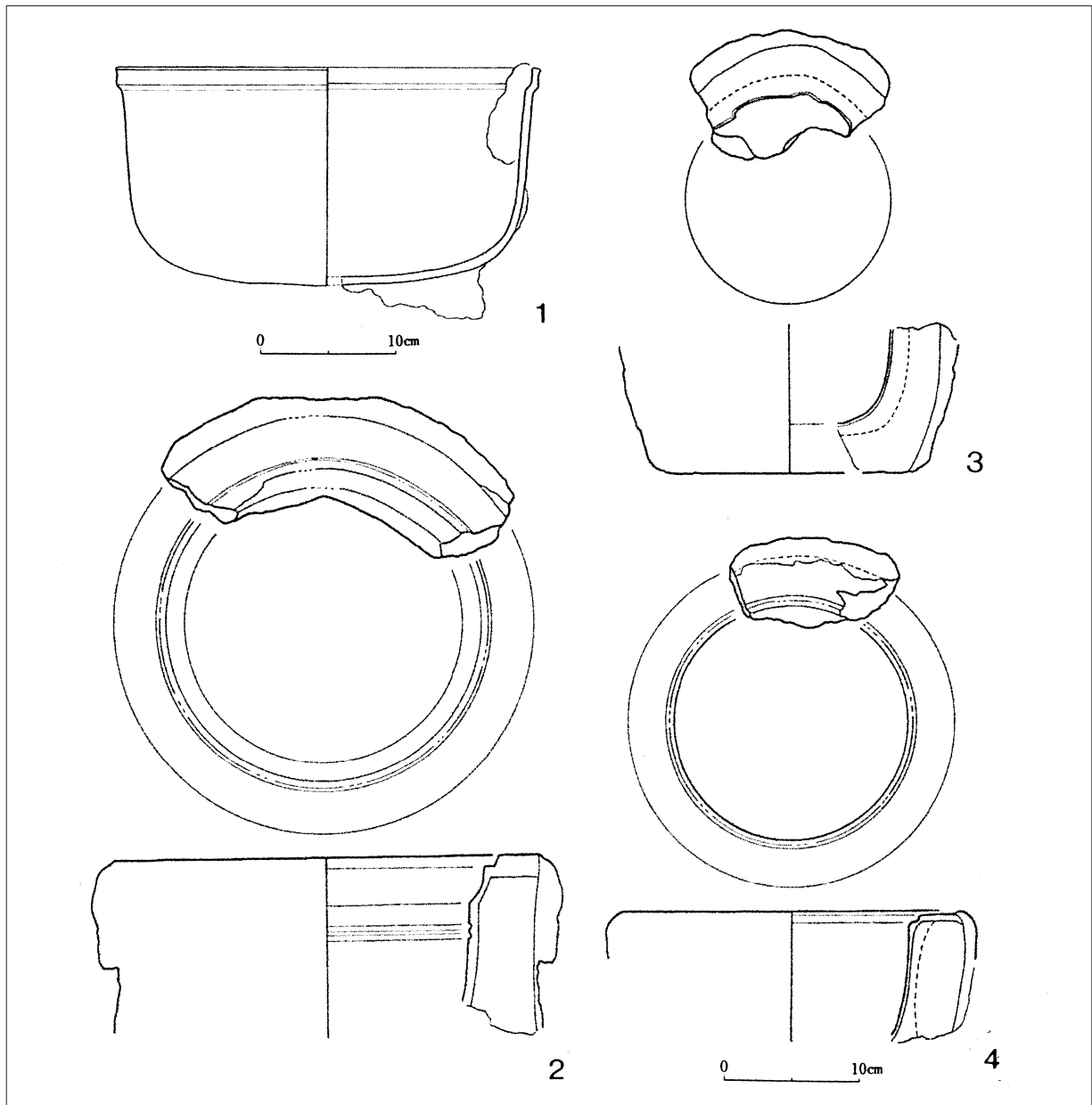


図2 東北部出土の鉄鍋と鋳型

1. 陣館遺跡 2～4. 堂の下遺跡 (各報告書から引用)

2 北海道から出土した中世の鉄鍋

北海道から出土した中世の鉄鍋は、一文字湯口の内耳鉄鍋が多い(越田1984など)。その中で中世前半までさかのぼる可能性のある鉄鍋がある。

①千歳市オサットー1遺跡(図3-1:北海道埋蔵文化財センター1994)

一文字湯口の内耳鉄鍋で、墓壇の外から出土した。15世紀代のように口縁部が開かず立ち上がること、底部のふくらみが少ないこと、袋状鉄釜が墓壇内から出土していることから、中世前半にさかのぼると考えている。

②平取町二風谷遺跡(図3-2:北海道埋蔵文化財センター1986)

チャシの壕の掘上げ土に覆われた、入口部をもつ竪穴状遺構から出土した内耳鉄鍋で、湯口形態は不明である。オサットー1遺跡出土品と似た口縁部形態である。

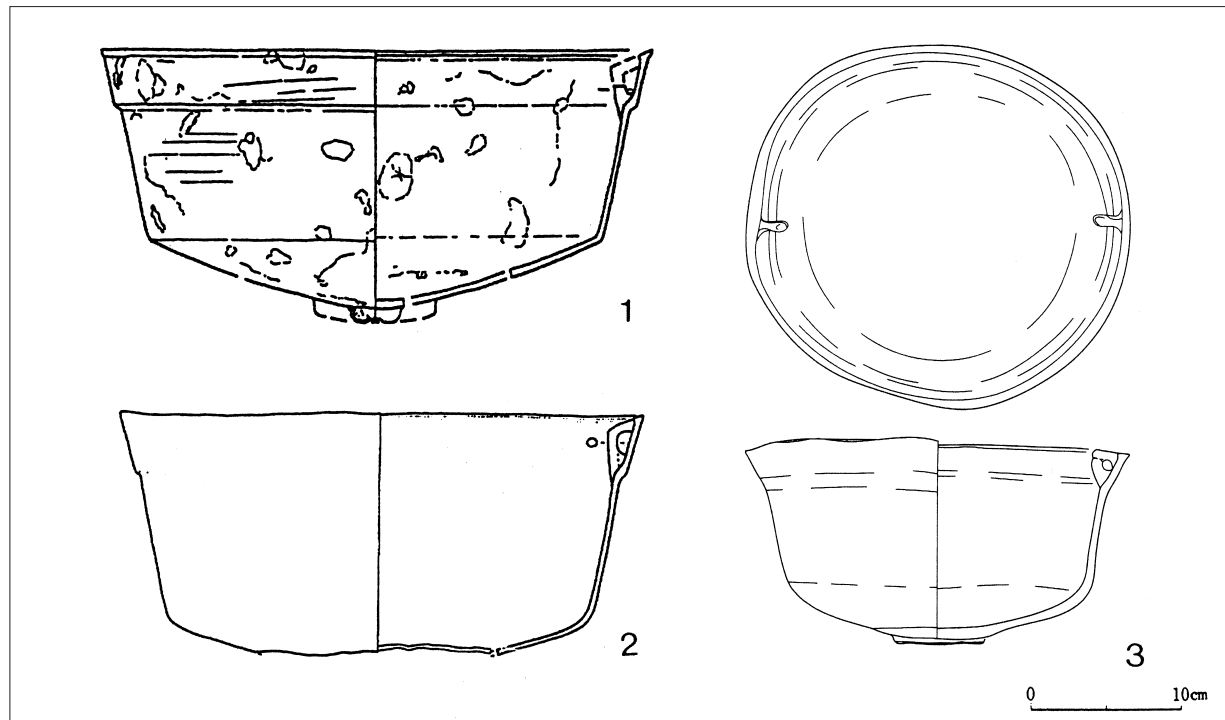


図3 北海道出土の鉄鍋
1. オサツトー1遺跡 2. 二風谷遺跡 3. オノキシベ2遺跡
(各報告書から引用)

③厚真町オノキシベ2遺跡(図3-3:厚真町教育委員会2011)

3号土坑墓内から出土した一文字湯口の内耳鉄鍋である。包含層から出土した種子の年代や墓壇の副葬品から、14世紀前後の年代が考えられている。

まだ北海道では確実に12・13世紀とすることのできる鉄鍋は出土していない。ただ、この時期に擦文土器がつくられなくなった理由の一つに、鉄鍋の大量の流入が考えられ、今後、擦文文化の遺物と共伴する例が見つかるものと思われる。その背景には、東北地域から北陸方面にかけての鉄鍋生産が盛んになることがあると考えられるので、11・12世紀の東北北部の政権の存在が、流通面で大きな意味をもつと考えられる。

II ガラス玉

昨年、平泉中尊寺金色堂にみられるガラス製の伝世品に、瓔珞の飾り、象嵌の装飾、数珠玉があることを指摘した。また、中村和之氏らによるガラスの成分分析により、鉛分がかなり多い鉛ガラスに分類されることを明らかにした(中村2011、越田2012)。

また、2011年度からの中村和之氏を代表とする基盤研究(B)「中近世のアイヌ文化の再構築をめざした学融合的研究」に参加し、函館工業高等専門学校の分析機器を利用して、北海道出土のガラス玉の分析を行ってきた。

分析対象としたものは、北海道の続縄文文化、オホーツク文化、擦文文化、アイヌ文化、近代にサハリン経由で渡来したガラス玉などである。今回は、これらの中から中世に相当する時期のガラス玉の分析結果の概要をもとに、中尊寺のガラス玉と比較してみたい。

なお、記載内容については、2012年12月に札幌で行われた、基盤研究(B)の打ち合わせにおける報告を一部変更したものである。

1 中世に相当する時期のガラス玉を出土した遺跡と資料の概要

(1) 余市町大川遺跡 GP004 (余市町教育委員会蔵：写真1)

余市川河口部右岸の砂丘上に立地する遺跡で、縄文時代晩期以降の遺構と遺物が数多く出土している。中世に相当する時期では、舶載陶磁器や珠洲焼など大量の陶磁器が出土しており、和人との交易拠点であると考えられている。GP004はアイヌ墓である。

〔観察結果〕

出土したガラス玉のうち52点を観察した。滴玉2点、3連珠1点、連珠3点、丸小玉46点である。丸小玉には、連珠がわれたと思われるものも含まれる。いずれも銀化（風化）が激しく、色彩は明確でないものもあるが、白（透明）1点、白（半透明）5点、金茶（半透明）18点、青系統（半透明）28点である。

〔分析結果〕(図4)

図4～6は、ケイ酸塩系成分 ($\text{SiO}_2 + \text{Al}_2\text{O}_3$)、鉛成分 (PbO)、アルカリ系成分 ($\text{Na}_2 + \text{MgO} + \text{K}_2\text{O} + \text{CaO}$) の比を三角グラフに落としたものであり、これをもとに分析結果を比較してみる。GP004出土品を分析した図4ではすべてのガラス玉に鉛分が多く含まれているが、かなりのばらつきがある。集中がみられるのは40～60%、70%、80%付近である。

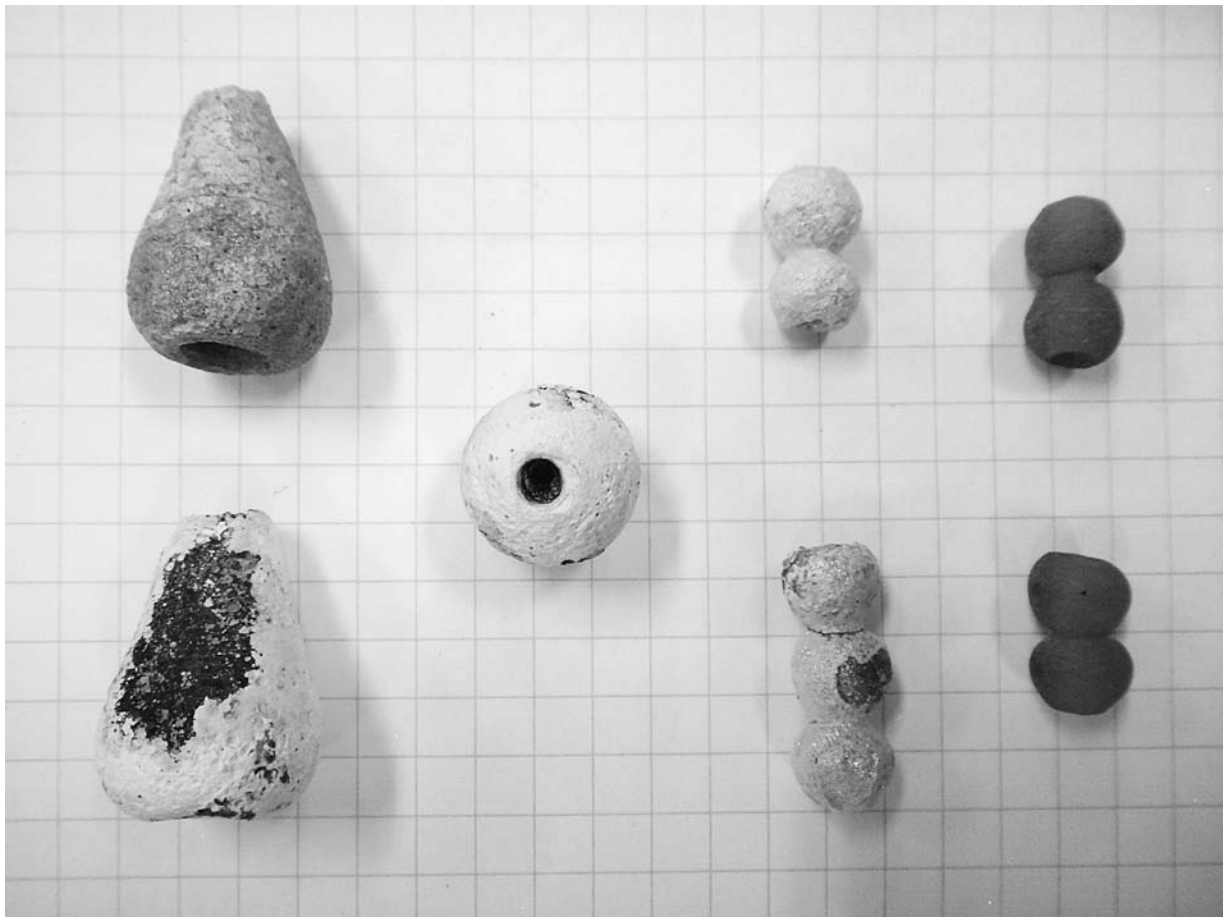


写真1 大川遺跡 GP004出土玉

(2) 余市町大川遺跡 GP600 (余市町教育委員会 2000)

GP600は住居跡のくぼみを利用してつくられたアイヌ墓で、墓壇の形態は明確でない。頭骨の周囲からガラス玉252点、耳飾り2点、古銭45点、刀子1点、漆器片が出土した。古銭の組み合わせが、明銭の宣徳通宝（1433年初鑄）までの組み合わせであり、15世紀後半から16世紀の年代が考えられる。

(3) 余市町大川遺跡 GP608 (余市町教育委員会 2000: 写真2)

墓壇は長軸1.80m、短軸0.65m、深さ15cmの隅丸方形で、頭位は南東である。足元に副葬品がまとまっており、トンボ玉を含む大小様々なガラス玉420点、古銭27点、刀子1点、サメの歯15点、刀装具1点、紐金具2点、漆器などがみられた。

明銭の洪武通宝(1368年初鑄)までの組み合わせであり、14世紀末から15世紀の年代が考えられる。

2連につづられていたため、外輪と内輪に分けて観察を行った。



写真2 大川遺跡 GP608出土玉

〔外輪観察結果〕

外輪としたものは、単色の丸小玉279点を連ねており、そのうち43点を分析の対象として抽出した。無色(透明)3点、白(半透明)4点、白(不透明)3点、金茶(半透明)4点、黄(不透明)1点、黒(不透明)3点、紺(半透明)4点、緑(半透明)8点、青系統(半透明・透明)13点で、表面につやのあるものと銀化が進んだものとがみられる。直径は3～5mm程度である。

〔外輪分析結果〕

すべて鉛ガラスで、鉛系成分が25～50%、60～85%含まれるものに二区分される。

〔内輪観察結果〕

内帯としたものには、蜜柑玉、筋玉、変形蜜柑玉各1点と丸玉91点が含まれる。筋玉には径20mmを超えるものがあり、丸玉には12～16mmのものがみられるが、ほとんどが直径4～8mmの小玉である。

玉の表面は銀化が進んでいるものもあるが、ほとんどは色彩を判別できる。無色(透明)2点、白(半透明)23点、黒(不透明)2点、空色3点、青系統3点、紺3点と彩色されたいわゆるトンボ玉が58点含まれる。トンボ玉は紺(半透明)の地玉に、白(不透明)の円その上に朱又は金色の点を描いた同心円状の文様単位を3カ所に施したものである。

〔内輪分析結果〕(図5)

鉛分を含まないものが3点ある。いずれも径10mmを超す中玉で、白筋玉、白蜜柑玉、紺丸玉各1点である。他はすべて鉛ガラスで、鉛系成分が25～50%、70～80%含まれるものに二区分される。また、彩色された玉は前者にすべて含まれ、均一の分布を示す。後者に含まれるのはすべて白（不透明）の玉である。

(4) 札幌市西区発寒（河野廣道1933、高倉新一郎1933）

昭和7年に札幌市琴似の丘陵上で2基の墓が発見された。第一号墳墓は長軸2.5m、短軸1.35m、長軸は南東―北西、頭位は南東である。3体合葬で、中央の遺体には、右側に太刀、太刀片、小刀が各1点、その周辺にガラス玉70個、銀製耳飾り1点、古銭11枚が副葬されていた。最新銭が永樂通宝（1408年初鑄）で、ガラス玉、耳飾りと一連であったと思われる。最も東側の遺体では、右足先に陶磁器1点と漆器椀が重ねて置かれていた。陶磁器は、直径9cm、粗製の無文の小皿で、釉がかかっており、糸底が4つに割られているとあるので、カリンバ2遺跡の白磁小皿と同様15世紀後半と考えられる。

第二号墳墓は、長辺1.4m、短辺0.8mの長方形で、太刀2点、漆器椀2ヶ所、北宋銭2枚、ガラス玉若干、貝殻若干、金具1点が副葬されていた。

〔観察結果〕

ガラス玉は現在北海道大学植物園に所蔵されている。今回調査したのは、一連につづられた62点である。最大で径1cmほどの丸玉で、やや扁平なもの、わずかに長さが径を超えるものがある。色彩は無色（透明）7点、白（半透明と不透明）15点、金茶（透明）1点、黒（不透明）19点、空（半透明）1点、青（透明）16点、青緑（透明）4点である。

表面につやのあるものと銀化して表面に細かいひび割れのみられるものがある。つやのある青色のガラスの表面に、銀化した部分が一周するものがあり、別のガラスを巻きつけたものと考えられる。

〔分析結果〕

分析した21点すべてが鉛ガラスではない。なお、2資料で鉛と銅が検出されているが、銅銭の成分が付着したものと考えられる。

アルカリ（ケイ酸塩）系成分では、10%前後、20%前後、30～40%の3グループに分けられる。カリウムやカリウムの多寡によるものである。

色による顕著な成分の違いは認められない。

(5) 恵庭市カリンバ2遺跡第Ⅵ地点（恵庭市教育委員会2000）

カリンバ2遺跡は、石狩川水系千歳川の支流である旧カリンバ川の低位段丘面に立地する。周辺の遺跡からは、アイヌ文化期の遺構が数多く検出されている。

A P-5は、Ta-a層下で検出された長円形の土葬墓で、長径2.89m、短径1.35mである。長軸方向は西―東で、頭位は西になる。副葬品は、頭部側から片口鉄鍋1点、体部南側からガラス小玉278点、刀装具の足金具1点、耳飾り4点、体部北側から白磁小皿3点、漆器椀数点、刀子1点、足元から漆器膳1点である。他に出土位置不明の鉄針2点、耳飾り周辺から細い樹皮6点、炭化した草の茎1点である。白磁皿3点は、正位で三枚重なって出土した。いずれも高台をもち、1点に挟りが入っている。道内では、函館市志苔館、札幌市N501遺跡に類例がある。なお、ガラス玉、耳飾り、足金具はまとまって出土しており、一連の首飾りに綴られていた可能性がある。

陶磁器の年代は15世紀後半と考えられる。

〔観察結果〕

瑪瑙製の管玉とみなせるものが1点ある。ガラス玉は、稜のある管玉1点の他はすべて丸玉で、ほとんどが7～8mmである。無色（透明）、白（不透明）、茶（透明）、黒（不透明）、空色（不透明）、青系統（透

明) などがある。表面はつやのあるものと、銀化したものが認められる。表面に細かいヒビが入っている例もある。今回は分析の対象としていない。

(6) 伊達市オヤコツ遺跡方形配石墓2号(伊達市教育委員会1993)

有珠湾に面した海岸砂丘に立地するオヤコツ遺跡では、方形配石墓が2基、6mほど離れて南北に並列して検出された。いずれも1辺が4～5mで、方形に石を積み上げて墓域を区画している。共に中央部に遺体があり、構築物をつくり、それに火をかけたと想定されている。

配石墓2号は熟年男性、9・10歳男子、12～15歳女性、壮年女性、14～16歳男性の合葬で、南東位とみなせる。東側からガラス玉が銀製の金具とともに出土している。

肥塚隆保の分析によると、ソーダ石灰シリカガラスの系統であるとされている(肥塚1993)。今回は観察・分析対象としていない。

(7) 厚真町オニキシベ遺跡1号土坑墓(厚真町教育委員会2011:写真3)

厚真川中流域左岸段丘上から、4基の土坑墓が検出されている。第1号土坑墓は、段丘の端部を平坦に造成して、長軸2.28m、短軸9.6m、深さ0.16mの長方形の土坑を掘ったもので、南西頭位である。上半身側からは小刀、刀子、耳飾り、鐙状銅製品、白色金属板とともに玉類と古銭が出土している。古銭は北宋銭15点、南宋銭1点である。また、下半身側からは、小刀、刀子、鉤状製品、環状装飾品2点、耳飾り、鉄斧、漆器が出土している。漆器は鎌倉などで出土しているスタンプ文漆器といわれるものに当たる。遺構の年代は、13・14世紀代と推測されている。

玉類には、瑪瑙製のもの5点(丸玉1、切小玉2、管玉2)とガラス玉がある。ガラス製のものは破片が多く、点数の把握はできない。白(不透明)の地玉に赤、緑、黄いずれかのガラスを巻いて、3か所に入り組み文を施した丸玉が16点確認できる。7～10mm程度の大きさである。単色の丸玉には、同程度の大きさのものと、4mm前後の小型のものがある。

他に滴玉1点、蜜柑玉1点がある。色彩は、青系(透明・不透明)と白系(不透明)のものがある。表面が風化し、色彩が明らかでないものが多い。

今回の観察・分析対象には含まれていないが、赤沼英男により9点のガラス玉をEPMAにより分析した結果が掲載されている(赤沼2011)。丸玉からは鉛分はほとんど検出されておらず、アルカリ石灰ガラスに帰属する。滴玉のみが鉛ガラスである。

(8) 釧路市幣舞遺跡第43号墓(釧路市教育委員会1994)

釧路川河口付近の左岸段丘上の遺跡である。隅丸長方形の土坑で、長軸2.02m、短軸0.64m、深さは残存部で10cmである。頭位は南東方向である。副葬品は、ガラス玉49点、古銭54点、耳環2点、竹製管玉8点、内耳鉄鍋1点、漆器1点である。ガラス玉、古銭、耳環、竹製管玉は一連の状態で土坑の中央部壁際から出土している。

古銭は永樂通宝(1408年初鑄)を含んでおり、遺構は15・16世紀の年代が考えられる。

〔観察結果〕

ガラス玉49点の観察と分析を行った。大きさは、径7～10mm、長さ4～8mm、重さ0.2～1gとほぼ同一



写真3 オニキシベ2遺跡出土玉等

規格である。白（不透明）3点、白（透明）4点、金茶（透明）3点、黒（不透明）2点、緑から青系統（透明）37点である。表面が銀化したもの、細かいひび割れが観察できるものがある。

〔分析結果〕（図6）

49点には鉛分はほとんど含まれず、鉛ガラスに分類されるものはない。

アルカリ系成分が、10%前後、20%、30～40%の3グループに分けられる。カリウムやカリウムの多寡によるものである。

なお、銅、鉛、錫が多く検出されたものは、古銭の成分が付着したとみられる。

（9）根室市コタンケシ遺跡第Ⅴ地点1号住居内墓壙（根室市教育委員会1994）

根室半島根室湾沿いの海岸段丘に立地する。1号住居跡のくぼみに掘りこまれた墓壙があり、その上に集石が認められた。住居の床面を4cmほど掘りこんでおり、ガラス玉409個、碧玉製玉、古銭、漆碗、金属板が出土した。全体の形態は不明である。また、集石部からは内耳鉄鍋が出土している。

古銭は永樂通宝を含んでおり、遺構は15・16世紀の年代が考えられる。

〔観察結果〕

ガラス玉は径5～10mm、長さ3～10mm、重さ0.2～0.8gである。2個の連珠になるもの、コイル状の玉も含まれる。色はほぼ青から緑の色相に含まれる。いずれも透明感の高いもので、表面につやがあるものと、銀化が認められるものがある。

碧玉製蜜柑玉は径26mm、長さ20mm、穴の直径8mmで、7本の筋がつけられている。このほかにも粉々になった玉が1点出土している。

〔分析結果〕

32点の分析結果で、鉛ガラスに分類されるものはなかった。

アルカリ系成分では、10%前後、20%前後、30～40%の3グループに分けられる。カリウムやカリウムの多寡によるものである。鉄・銅の成分が発色剤と考えられる。

（10）根室市穂香堅穴群11号住居跡（北海道埋蔵文化財センター 2002）

根室半島の根室湾に面した海岸段丘上に立地する。堅穴住居跡H-11の床面付近から、玉類59点と金具8点がまとまって出土した。ヒスイ製勾玉1点、凝灰岩製の有孔自然礫1点、ガラス玉57点が含まれる。ガラス玉は、滴玉1点の他は丸玉である。風化が激しいものは、青色の玉であったと推定されている。他に銀化のみられないものは、紺、水・白、薄い黄色、白、無色各1点である。

北海道大学小笠原正明による分析が行われており、鉛ガラスの他、水・白の玉と白の玉が鉛石灰ガラス、透明なものがカリ石灰ガラスであることが明らかになっている。

今回は観察・分析ができなかった。

（11）北見市ライトコロ川口遺跡 12号堅穴内墳墓（東京大学文学部 1980）

ライトコロ川口遺跡は、北見市常呂のライトコロ川右岸の自然堤防上に立地しており、擦文文化の堅穴住居跡と住居跡の廃棄後に作られた土壙が検出されている。12号堅穴内墳墓は、長さ1.8m、幅0.6m、深さ約0.35mの長方形である。人骨は検出されていないが、南西部からまとまってガラス玉、コイル状鉄製品、鏢、短刀が副葬されており、南西頭位の墓と想定される。

ガラス玉は70個程度出土しているが、大部分は割れており、粉々になっているものもあった。大型の白いガラス玉に茶色の線模様がつけられた、径18mmのもの1個を除き、すべて青色系統の玉で、径12mm、長さ10mm前後の大きさである。

〔分析結果〕

報告書では、X線マイクロアナライザー等による分析結果が示されており、鉛はわずかで、原料物質中

の不純物と考えられるものであること、カリウムの含有量から二つのグループに分けられること、発色剤は銅であることが推定されている。

今回分析を行った4点についても、ほぼ同様の傾向がうかがえる。

2 中世玉類の分類

この様な中世に相当する時期の遺構から出土したガラス玉類は、次のように区分することができる。

I 群 (1) 大川遺跡GP004、(3) 大川遺跡GP608、(10) 穂香堅穴群H-11

鉛分が多く含まれたガラスが主体の一群である。数点アルカリ石灰系ガラスが混じることがある。

なお、大川遺跡GP608のトンボ玉はほかに見当たらず、独立した一群を形成する可能性がある。内輪の筋玉、蜜柑玉、変形蜜柑玉は別の場所で組み合わされ、連として持ち込まれた可能性が考えられよう。

形態：丸玉、連珠、滴玉

色彩：透明、白（半透明・不透明）、金茶（半透明）、黄（不透明）、黒（不透明）、紺（不透明・半透明）、緑（半透明）、青系統（半透明・透明）

透明度強いが、銀化のためわかりにくい。

表面：風化が激しく、玉の色彩が分からないものもある。鉛石灰ガラスは表面に銀化がみられない。

模様：同心円文が大川遺跡GP608で見られる。

年代：穂香堅穴群のものは、擦文土器と伴う可能性もあり13世紀前後に、大川遺跡GP004はそれに近い年代、GP608は14世紀代末から15世紀と想定しておく。

II 群 (4) 札幌市発寒、(5) オヤコツ遺跡、(7) オニキシベ2遺跡、 (8) 幣舞遺跡第43号墓、(9) コタンケシ遺跡第V地点1号住居跡内墓壇、 (11) ライトコロ川口遺跡12号堅穴内墳墓

鉛分がほとんど含まれない、カリ石灰ガラス、石灰ガラスで構成される一群である。カリウム、カルシウムの量によって2グループまたは3グループに区分できる。わずかに鉛ガラスを含むオニキシベ例もある。

形態：丸玉、連珠、コイル状、蜜柑玉、筋玉

色彩：青から緑の色相の玉が多い。

表面：I群と比較するとつやのあるものの比率が多い。表面が銀化しているもの、細かいひび割れが入るものがあるが、この違いが何によるかまだ明確でない。

透明感が強いものもあるが、曇り、細かい気泡のあるものがみられる。

模様：オニキシベ遺跡では、白地に線模様を描き、3か所に入り組み文を付けたものがある。同様の玉は、オヤコツ遺跡、ライトコロ川口遺跡にある。同様に白（不透明）の地玉に線書きを施し、波状文を描いたものとして、上ノ国勝山館跡、苫小牧市静川22遺跡例がある。

年代：I群の玉が、洪武通宝まで伴うのに対し、永楽通宝を伴うものがあり、明代の陶磁器が出土する例があるので、15世紀後半から16世紀代と推定しておく。

3 中尊寺のガラス玉と北海道のガラス玉について

(1) 平泉中尊寺の玉との比較

第I群とした鉛分が多く含まれた玉の分析結果は、平泉中尊寺の玉類分析結果（図7）に類似している。中尊寺では、連珠、滴玉、丸玉が組み合わされ、瓔珞や数珠として使われている。また色彩にも、透明、白、金茶、黒などが認められる。（中村2011、越田2012）

大川遺跡GP004の組合せが、形態、色彩の面で中尊寺の組合せと類似しており、仏具の飾りが分解されて北海道に持ち込まれ、装身具として再構成された可能性がある。穂香堅穴群に滴玉がみられること、Ⅱ群の玉の中にオニキシベ遺跡の滴玉（鉛ガラス）が1点混じっていることもガラス玉だけの流通を考えさせるものである。

中尊寺のものと比べ、玉の規格が一回り大ぶりで、造りが雑であることが指摘できる。

（2）平泉中尊寺と国内の玉

平安時代のガラス製作については、これまでほとんど明らかになっていなかった。最近になって、九州の博多遺跡群、大宰府の発掘調査でガラス製品が出土し、年代が抑えられる資料が出土している。また、宇治平等院本尊阿弥陀如来座像台華盤（以下平等院本尊と略す）から発見されたガラス製品の分析によって、古代の玉の様相が明らかになりつつある（井上2011、白瀧絢子2011、中井他2012ほか）。井上暁子氏、中井泉氏等の調査成果を基に、平泉中尊寺金色堂の玉と簡単に比較してみる。

平等院本尊の玉は、ほとんどが鉛ガラスで、50～55%の鉛（PbO）を含むものと、70%以上の鉛を含むものとに分けられ、前者はカリ鉛ガラス、後者は鉛ケイ酸塩ガラスである。

カリ鉛ガラスの特徴

- ・カリ鉛ガラスは2価の銅による発色の青色系が多く、無色透明、抹茶色などがある。
- ・瓔珞に用いられているガラス玉は、29個のうち1例を除き、カリ鉛ガラスである。
- ・形態は、丸玉（直径7mm前後のものが多い）、連珠で、製作技法は巻き上げによる。他に、台の上にガラスを落として柔らかいうちに穴を穿ったものが3点ある。

鉛ケイ酸塩ガラスの特徴

- ・濃緑色から黄緑系（銅による発色）と金茶（鉄による着色）の色調を示す。
- ・直径10mmを超えるものと、4～5mmの小型のものがある
- ・掬じり玉、丸玉、連珠があり、製作技法は巻き上げによる。丸玉にガラス棒を巻き付けで加飾したものもみられる。

鉛ケイ酸塩ガラスは正倉院ガラスと類似しており、8世紀の奈良時代に国内で生産されていたものの系譜を引くと考えられる。一方、カリ鉛ガラスは、中国で8世紀に製造がはじまり、宋代に盛んに行われていたとされ、二系統の玉が流通していたことが指摘されている（白瀧他2011. p157）。

平泉中尊寺においても、分析した玉数は少ないが、カリ鉛ガラスに分類できるものと、鉛分が多くカリ分が少ないものもあり（図7）、2系統の玉が存在する可能性がある。また、1点ではあるが、鉛分を含まないガラスもあり、これを加えると3系統となる。

北海道のⅠ類の大川遺跡GP004出土の玉を見ると、鉛分が多いものと中間程度のものに区分できそうである。また、カリ分も1%を超えるものがあり、2系統の玉が存在する可能性がある。

アルカリガラス系統の玉は、中尊寺、GP004から各1点見つかっている。ところが、中世の中ごろから後半に相当するⅡ類になると鉛ガラスがなくなり、カリ石灰ガラス、石灰ガラスのみとなる。

おわりに

北海道における玉の変遷を知るには、本州の玉の変遷と比較して考える必要がある。だが、北海道は大陸との直接のつながりもあり、広い視点も必要となってくる。たとえばⅠ類の鉛ガラスも、GP004は本州との関連が考えられるが、穂香堅穴群のものは大陸から直接持ち込まれた可能性もある。また、GP608の筋玉やトンボ玉は西アジアとの関連も想起させられる。日本と東アジアの玉、西アジアの玉との関連をも含め、系譜をたどる必要がある。

鉄鍋とガラス玉を通して、平泉文化と北海道とのかかわりを見てきた。状況的には両者の関連はとらえられるのであるが、まだ、北海道に平泉文化と並行する時期の遺物が少なく、直接的なかわりははっきりしない。これから、もう少し視野を広げて、両者の関係を追っていきたい。

鉄鍋資料の資料調査にあたり、横手市教育委員会信太正樹氏、島田祐悦氏、山形県埋蔵文化財センター植松暁彦氏、山田和史氏、山形県立博物館山口博之氏、厚真町教育委員会乾 哲也氏にお世話になった。

また、ガラス玉の資料分析については、中村和之氏、小林淳哉氏、竹内 孝氏にお願いし、様々の御指導をいただいた。また、資料の調査にあたりお世話になった、各教育委員会、博物館施設の方々、図作成を担当した札幌国際大学下斗米香織さんに記して感謝の意を表します。

引用参考文献

- 青森県教育委員会 1980『碓ヶ関村古館遺跡』
秋田県教育委員会 2004『堂の下遺跡Ⅱ』
厚真町教育委員会 2011『オニキシベ2遺跡』
井上暁子 2011「平安時代のガラス関連資料と博多出土ガラス」『GLASS』55 日本ガラス工芸学会28-54
岩手県埋蔵文化財センター 1981『玉貫遺跡』
岩手県埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』第三分冊
恵庭市教育委員会 2000『カリンバ2遺跡第Ⅵ地点』
釧路市教育委員会 1994『釧路市幣舞遺跡調査報告書』
肥塚隆保 1993「有珠オヤコツ遺跡出土のガラス小玉の材質調査」『有珠オヤコツ遺跡・ポンマ遺跡』伊達市教育委員会 103-106
越田賢一郎 1984「北海道の鉄鍋について」『物質文化』42
1996「北日本における鉄鍋」『季刊考古学』第57号 雄山閣
2012「12世紀前後における奥州藤原氏と北海道の関係について」『平泉文化研究年報』第12号 岩手県教育委員会 53-63
櫻井清彦・菊池徹夫編1987『蓬田大館遺跡』
淄博市博物館 1985「淄博元末明初玻璃作坊遺址」『考古』1985-6 530-539、図版参
白瀧絢子、中井 泉、井上暁子 2011「平等院本尊阿弥陀如来座像台座華盤納入品のガラス玉について ―調査の概報―」『鳳翔学叢』7 149-170
伊達市教育委員会 1993『有珠オヤコツ遺跡・ポンマ遺跡』
東京大学文学部 1980『ライトコロ川口遺跡』
中井 泉、白瀧絢子、井上暁子 2012「平等院本尊阿弥陀如来座像台座華盤納入品のガラス片についての化学分析」『鳳翔学叢』8 222-232
中村和之 2011「中尊寺に残されたガラス玉の非破壊的分析と考察」『平泉文化研究年報』第11号 岩手県教育委員会 67-78
根室市教育委員会 1994『根室市コタンケシ遺跡発掘調査報告書』
八戸市教育委員会 1989『熊野堂遺跡発掘調査報告書』74
北海道埋蔵文化財センター 1986『ユオイチャシ跡・ポロモイチャシ跡・二風谷遺跡』
1994『オサットー1遺跡』
2002『根室市穂香堅穴群』
村田 大 2002「H-11出土の玉類について」『根室市穂香堅穴群』北海道埋蔵文化財センター 135・136
山形県教育委員会 1994『升川遺跡発掘調査報告書』
余市町教育委員会 2000『大川遺跡における考古学的調査Ⅱ』
横手市教育委員会 2011『陣館遺跡・金沢城跡』

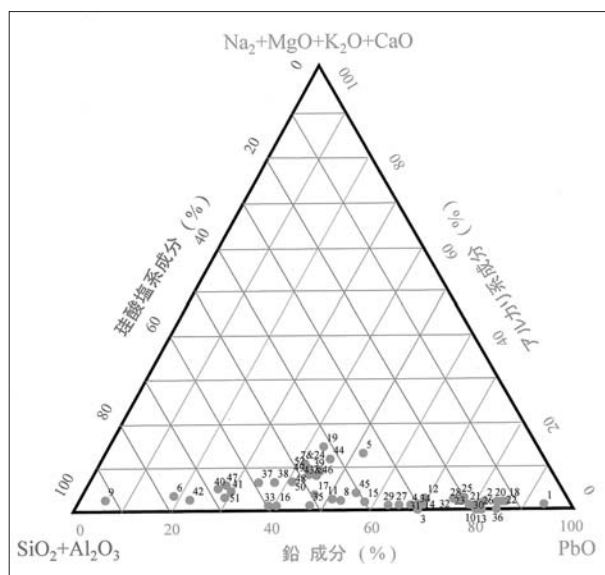


図4 大川遺跡 GP004出土玉三元図

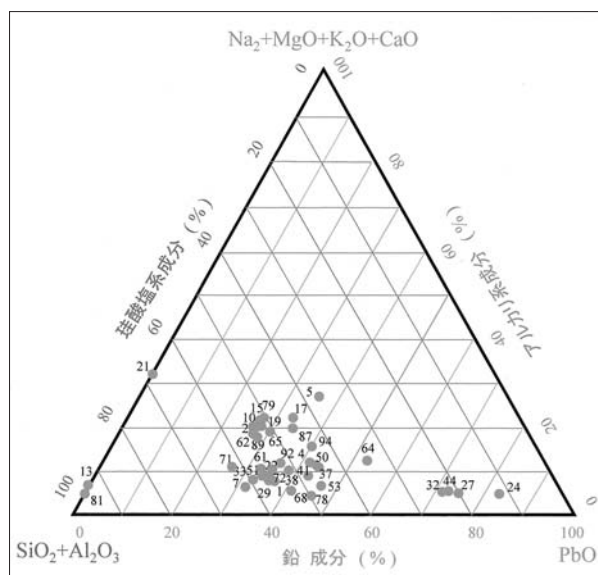


図5 大川遺跡 GP608出土玉(内輪)三元図

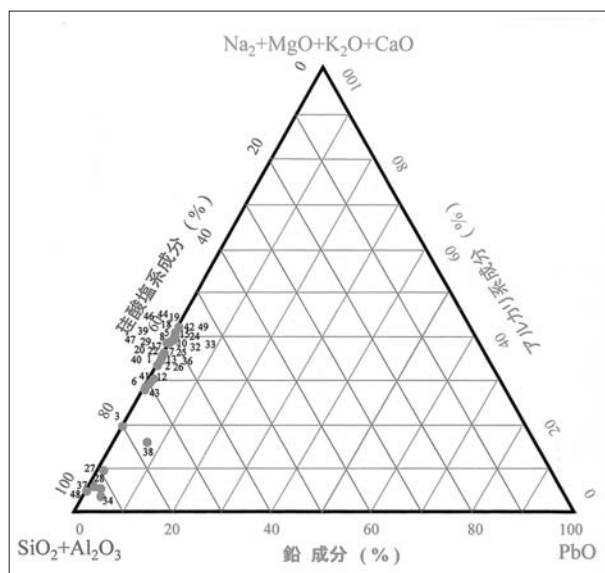


図6 幣舞遺跡43号墓ガラス三元図

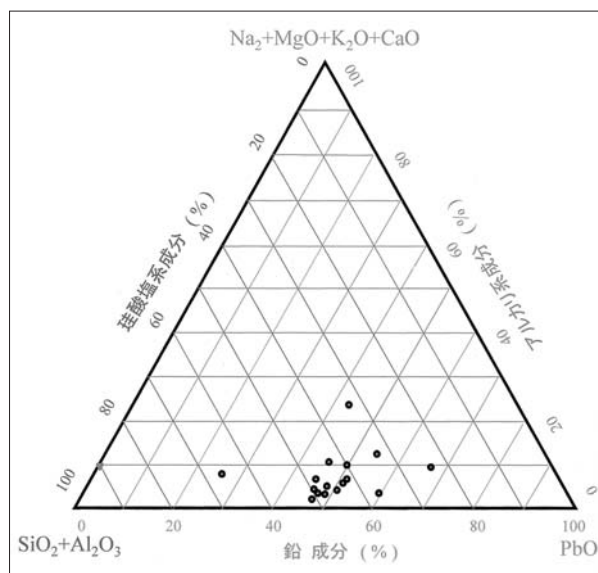


図7 中尊寺金色堂ガラス三元図

出土資料に見える商代の苑池¹について

藪 敏裕・劉 海宇

はじめに

中国庭園史研究においては、一般的に、秦の始皇帝が都の咸陽に築いた蘭池宮が文献的に確認される最古の例とされ、商周時代の苑池については、不明な点も多いため研究対象外にされてきた。しかし近年、商周時代の苑池の考古発掘資料がある程度公開されたこと、また甲骨文や金文などの出土文献の解読が進展したことなどにより、ベールに包まれていた商周時代の苑池の実像がしだいに見えてくるようになってきた。筆者は昨年度、西周時代の金文資料を中心として、西周の苑池の種類及びその屋外空間としての意味などについて検討した²。本稿では、まず文献資料に見える商代及びそれ以前の苑池を見た上で、考古的発掘で明らかにされたその苑池遺構の報告書及び甲骨文や金文などの出土文献を中心に検討し、商代の苑池についてその本来の姿や屋外空間としての意味などを考察してみたい。

1. 漢代以前の文献に見える夏・商代の苑池

夏代の苑池について、まず伝世文献³では、『逸周書』史記解篇に「昔者有洛氏は宮室常無く、池圃広大なり。工功日に進み、後を以て前を更め、民休みを不得ず、農其の時を失ひ、飢饉にして食無し。成商之を伐ちて、有洛以て亡ぶ」⁴とある。有洛氏とは洛水に都を定める王朝の始祖で、成湯に滅ぼされた夏の桀王を指すとされる。この桀王が民力を浪費して、必要以上に宮殿や苑池を造成し、百姓の農作業の時期をくるわせ、飢饉を招来し、滅亡したとされている。黄懷信氏によれば、漢代以前存在したと推定される『周書』と西晋時代に盗掘により汲郡戦国魏王墓から出土したとされる『周書』⁵とが統合されたものが、現行本の『逸周書』であり、その史料には先秦の記録を反映する部分があるとされている⁶。羅家湘氏によれば、『逸周書』史記解篇のような歴史教訓を論ずる聴政類篇章は春秋時代早期の成立とされている⁷。

ついで、『韓詩外伝』は古代の故事や逸話を『詩経』の詩句に関連づけて解説する文献で前漢初期の韓嬰の作とされている。その巻二に「昔者桀酒池糟堤を為し、靡靡の樂を縦にし、一鼓して牛飲する者三千人」、また巻四に「桀酒池を為し以て舟を運ぶべく、糟丘以て十里を望むに足り、而して牛飲する者三千人」⁸と見える。夏の桀王は酒池に船を浮かべ、またその中の酒かすの丘に立ち十里先までも遠望したこと、その酒池では三千人が同時に牛飲することができたとされている。同様の説話は、前漢晩期の劉向が著した『新序』や『列女伝』にも掲載されている⁹。

商代の苑池について、伝世文献では、『淮南子』泰族訓篇に「湯の初めて圉を作るや、以て宗廟の鮮饈の具を奉ず」¹⁰と記載される。夏王朝を倒した商の湯王が苑圃を創始し、そこで捕らえた獲物を宗廟の祭祀にささげたとされている。『淮南子』は、紀元前二世紀中頃に成立した文献であるが、戦国時代の諸子百家の思想が少なからず含まれているとされる。また、夏の桀王と同じく暴虐無道な君主として悪名高い商代最後の帝王である紂王について、『史記』殷本紀に「(紂王) 益々沙丘の苑台を広げ、(中略) 大いに沙丘に聚樂し、酒を以て池と為し、肉を懸けて林と為す。男女をして裸ならしめ、其の間に相ひ逐はしめ、長夜の飲を為す」¹¹と見え、商の紂王が沙丘の苑池台榭を増築し、そこで酒池肉林の会を開き、意のままに長夜の飲に耽っていたとされている。董仲舒の『春秋繁露』王道篇も「(桀紂) 宮室をほしいままにし、苑圃を広む。(中略) 糟を以て丘を為し、酒を以て池を為す」と¹²、夏の桀王と商の紂王の非道を批判している。

このように、伝世文献では、夏王朝最後の暴虐非道とされる君主である桀王が広大な池圃を造成し、かつ船を浮かべる酒池の中に十里先までも眺望できる糠山を築いた説話や商の紂王の説話が引用されている。

2. 発掘された商代の苑池

近年、いくつかの商代の苑池遺構が発掘されており、考古新発見とされている。ここでは、発掘資料を整理して、商代の苑池の実像にせまりたいと思う。商王朝の都城と認められるものを年代順に並べると、偃師商城・鄭州商城・洹北商城・安陽殷墟となる。この中で洹北商城¹³が不明であるのを除けば、それ以外のそれぞれ都城跡から苑池の遺構が検出されている。その中で、偃師商城と鄭州商城の苑池は2万平米を超える広大な規模であり、安陽殷墟に至っては苑池面積は4.5万平米にも達している¹⁴。このように、大規模な人工の苑池は、商王朝の宮殿区域には欠くことのできない施設であったと言えよう。

1) 偃師商城の苑池¹⁵

偃師商城は河南省偃師市の西郊外に位置し、商代最初の都城と確認されている。南北最長約1700m東西幅最長740mで、総面積200万平米を超え、全体はほぼ長方形を呈している¹⁶。その基盤の宮殿区である「小城」は偃師商城の南部に位置し、南北約1100m東西約740mで、苑池より早い段階に構築されたとされている¹⁷ (図1)。小城の中部南寄りにあり商王の住居であったとされる宮城は、三分の二の面積を占める宮殿区と三分の一を占める祭祀区と苑池区とに分かれている。苑池区は宮城の北部にあり、長方形の池及びその両側に伸びる水渠からなっている。

池は苑池区の中央にあり、東西130m近く、南北幅約20m、深さ約2m、護岸壁に近くの邱山から採掘された天然石を面をそろえて積んでいる。西の水渠は偃師商城の西側の外堀とつながり、底部及び側壁部はすべて石で築かれ、改築痕があり二期にわたって使用されたことが分かる。早期の水渠は幅約1.6m、深さ約1m、垂直の側壁は天然石で築かれ、底部には板状の石が敷き詰められている。改築された後の水渠は幅約0.5m、深さ約0.8m、第一期水渠の内側に新しく構築されている。西城壁の下では、水渠は狭くなり、また中部に石板で上下2層にわけられ、人の侵入を防ぐ巧みな作りである。東の水渠も同じような構造である。ただし、東の水渠が上部が石板で覆われた暗渠であるに対して、西の水渠は蓋板の無い明渠で、石板で築かれた橋が2箇所にある。測量によれば、東水渠の進水口の高度が西水渠の出水口より0.5m低いいため、池水は東側の低い方へと排出されていたと推測されている (図2)。池も改築を経ており二期にわたって存在したと考えられ、早期苑池の護岸はヘリの部分のみ石で囲まれたようである。

池の中の堆積から陶器の破片・鹿の角・焼物・玉の魚網の重りなどの遺物が検出されている。苑池の修築年代については、発掘担当者の意見によれば、遅くとも偃師商城商文化第一期まで遡るとされており、廃棄されたのは第三期第5段であるという¹⁸。

2) 鄭州商城の苑池¹⁹

苑池は鄭州商城宮殿区の東北部にあり、東西約100m南北幅約20mで、全体は長方形を呈している。1986年最初に発見された際には戦国時代の祭祀遺構とされていたが、その後1992年の発掘で商代の「蓄水池」と改められた。2000年以後の偃師商城の苑池の発掘及びその検討成果により、これが鄭州商城の宮殿区域の苑池であることが確認された。

池の底部に砂利を多く含む硬い白色土を1m程度の厚さで敷き詰め、その上を手を加えた方形や長方形の頁岩板が覆っている。池の側壁は直

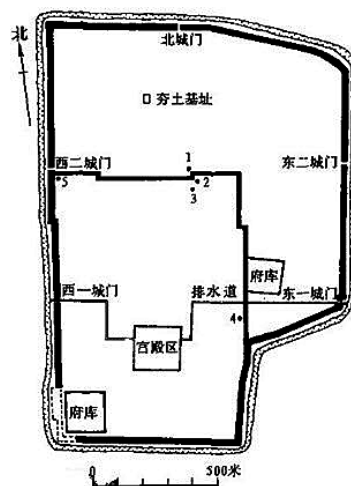


図1 偃師商城の平面図

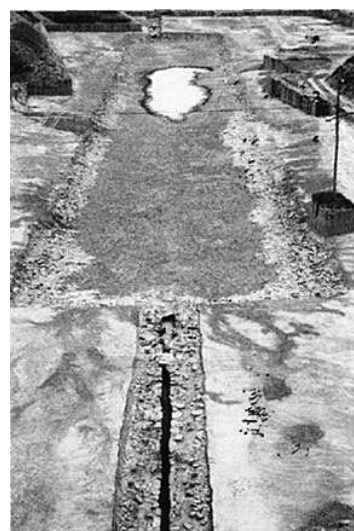


図2 偃師商城の苑池遺構

径10～30cmの丸い川原石を積んでいる。引水渠は底部及び側壁とも石板で築かれ、また上面は石板で覆われ、高さとも幅ともに1.5mの方形断面を有する暗渠となっている。

池の存在時期は短いと推測されており、建造及び使用年代は鄭州商文化二里岡上層第一期であり、偃師商城商文化第三期第6段に相当するとされている。杜金鵬氏がすでに偃師商城苑池の廃棄と鄭州商城苑池の建造とが連続することを指摘している。

3) 安陽殷墟の苑池²⁰

2004年に行われた殷墟小屯宮殿宗廟区のボーリング調査の際、乙組宮殿基壇の西側に面積4.5万平米に達する大規模な池が確認された。池は東西約250m南北幅約170mで楕円形を呈し、一番深いところは現在の地表から12m下にある。池の東北部から長さ約350m幅約75mの水渠が北へ伸び、洹河とつながっている。この苑池を中心に、甲組・乙組・丙組宮殿が配置され、商王の寝殿と推測される甲組建築群は、宗廟や朝堂とされている乙組と丙組の建築群が南向きであるのとは異なり、西向きで苑池に向かう特異な構造である。苑池の東と南の数メートルの地点でそれぞれ南北方向と東西方向の建築基壇が検出されており、臨池建築が存在したと推定されている（図3）。

池東北部の大型水渠と別に、池に注ぎ込む数本の水溝が検出されており、その中のK14は東側が狭く（0.7～1m）西側が広く（3m）、底部は卵石で敷かれて、池への注ぎ口周辺は崩れないように、突き固められている。池と外堀と洹水に囲まれる台地が確認されており、半島の形をなしている。

また、岳洪彬氏等によれば、民国時代に発掘された乙組9号建築の基壇の下から南北6.3m東西約4.15mの長方形の池が検出され、乙組宮殿群の中に小型苑池が存在した可能性が高いことが指摘されている。

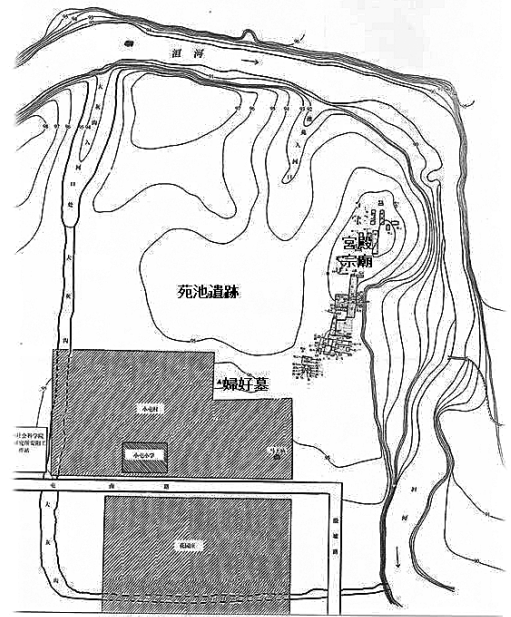


図3 安陽殷墟苑池及び建築分布図

3. 出土文字資料に見える商代の苑池

商代の出土文字資料は主に甲骨文や金文であるが、商代の甲骨文は1899年に発見されて以来現在に至るまで15万点あまり出土しているのに対して、同時代の金文資料は比較的少ない。ほかに商代の璽印とされる文字資料も存在する。これらの出土文献から苑池と関係ある資料を選び出して、商代の苑池のあり様及びその性格・機能を明らかにすることは苑池の源流を考察するためには有益であると考えられる。

1) 甲骨文の「囿」・「𡩶」などの字と狩猟

甲骨文に「囿」（『合集』9489）や「𡩶」（『合集』9488）²¹と書かれる文字がある。現在の苑の「囿」字である。『説文解字』に「囿、苑に垣有り、口に従ひ有の声なり。一に曰く、禽獸あるをば囿と曰ふ」とあり、また重文として甲骨文字形と似た籀文字形を録し、堀に囲まれて禽獸を飼育する苑の事を言うと言われている。その字形は田形の中に草を意味する「艸」か「木」を4つ書く形で、会意の造字法によるのであろう。「囿」字の甲骨卜辞での用例は、下記のように確認できる。

- (a) □酉卜□貞、翌□王往囿、無□（『合集』9488、図4）
- (b) 癸卯卜亘貞、呼囿、惟之（『合集』9489）
- (c) 乙未卜貞、黍在龍囿、𡩶受有年。二月（『合集』9552）

(a) では「□酉に卜して□貞ふ、翌□に王圉に往く。□（禍）無きか」と、商王が圉に行くことの吉凶を問いかけている。(b) では「癸卯に卜して亘貞ふ、圉をつくらしめ、惟れ之くか」とあるように、癸卯の日に亘という貞人が圉を作るために出かけることの吉凶を問うている。(c) では「龍圉」に植えられた黍が豊作か否かを尋ねている。「龍圉」とは「龍」地に設けられる「圉」であろう。上記卜辞の「圉」について、温少峰氏等は周代以降の「禽獸を養う」苑圉と同じく、商王がここで漁獵や栽培等を行っているという²⁴。



図4 ト辞「王往圉」

王のために専用の苑圉を設ける伝統は周代にも受継がれ、西周時代の青銅器『諫簠』に「先王既に汝をして王の宥（圉）を司せしむ」（『集成』4285）²⁵と、周王が自ら諫という人物に王の苑圉を司る職を冊命している。『周礼』地官圉人には「圉游の獸禁を掌る」²⁶と天子の苑圉を管理する官職があったことが記述されるが、この西周の金文記録からも確認される。また、『春秋左氏伝』僖公三年にも「齊侯蔡姬と圉に舟に乗る」²⁷と見え、苑圉に池があることが窺われる。

卜辞では、商王が「圉」で行う行動について記録がなく、今後の考古新発見を待つしかない。上述の卜辞は第一期の武丁期のものとされているが、それに対して第五期帝乙・帝辛（紂王）の時代の卜辞に、「潢」という場所での商王の行動を記録したものが残っている。「潢」字の意味について、『説文解字』に「積水池なり」と解し、池のこととしている。甲骨文では「𣶒」と書き、その用例は以下になる²⁸。

(d) 己亥卜在潢貞、王今夕無𣶒（己亥に卜して潢に在りて貞ふ、「王今夕𣶒無きか」と）（『合集』36589）

(e) 戊午卜在潢貞、王其𣶒大兕……（戊午に卜して潢に在りて貞ふ、「王其れ大兕を𣶒れる……」）（『合集』37514）

(d) では、𣶒は禍の異体字であり、商王が潢に滞在しその夜の吉凶を問うている。(e) については、于省吾氏は、𣶒は圣字の繁文で、窟と通用し、動詞として落とし穴を掘って陥れる意と解している²⁹。商王が落とし穴で大兕という猛獸を田獵することの吉凶を問うている。

「潢」は、卜辞から分かるように地名で商王の狩獵する場所であり、字の意味は「積水池」である。『晏子春秋』巻二に「景公曲潢を為し、其の深さ軌を滅す」とあり³⁰、齊国の景公は車輪を没するほどの深い曲池を造って盛装して晏子に見せびらかしたという。また、巻五と巻七でも齊の景公が晏子と曲潢に立って国政を論じていることからすると、曲潢が景公が恒常的に遊宴する苑池であったことが推測される。前述したように、圉には池があり塀に囲まれて禽獸が飼育されており、商王はこの苑圉で捕らえた獲物を宗廟の祭祀に使用するのである。「潢」はこの苑圉の中の池であると考えられる。また、「潢」の水辺にある学宮は𣶒と言われる。これは、「潢」が次に述べる雍と同じ性格を持つからであろう。『説文解字』徐鉉本にも「𣶒、学舎なり」と増補している³¹。甲骨文の「潢」は、苑圉の中にある池の意味で、商王が祭祀のための犠牲を狩獵した場所であったと推測される。

また、甲骨文に「𣶒」字（『合集』14591）がある。「甫」と隸定され、「圃」の本字とされている。温少峰氏等は、「圃」を園圉と解して、卜辞「貞、今日其雨、十一月、在甫魚」や「貞、其風、十一月、在甫魚」の「在甫魚」を「圃に在りて漁す」意であると主張しているが、姚孝遂氏は「甫魚」が地名であり、圃で魚を取ると理解すべきではないとしている。今後さらに検討する必要がある。

2) 甲骨文の「雍」などの水辺と射儀

西周時代の辟雍大池及び射儀については、筆者は昨年度の『西周金文に見える苑池について』において、

麦方尊・伯唐父鼎・静簋などの青銅器銘文を集めて検討した。中国社会科学院考古研究所は1991年に殷墟花園庄東地から刻辞甲骨689点を検出している。この成果は2003年に公開された『殷墟花園庄東地甲骨』に掲載されている。これらの卜辞の占ト主体は商王ではなく、子であることが注目を集めている。ここに見える人名は第一期と共通しているので、第一期のものと思われている³⁵。その中に「𣎵」という字がしばしば見え、発掘者は「呂」と隸定して地名と見ているが、宋鎮豪氏は「雍」と解して水辺の射宮である辟雍であると解釈している³⁶。これを受け、韓江蘇氏が「𣎵」字を「雍」と解する詳細な考証を加えている³⁷。ただし、「雍」はまた「灘」とも書かれ、『説文解字』では河川の名前とされている。「雍」字については「𣎵」とも書かれ、白川静は「金文の字形は、𣎵（水）と呂（宮）と隹との会意字で、周囲に水をめぐらした宮、辟雍と呼ばれる神殿を言う」と解する³⁸。『説文解字』の「𣎵」字の項に「四方有水、自𣎵城池者」とあり、籀文字形として「𣎵」を収録している。「𣎵」字は水と呂に従う「水をめぐらした宮」の会意字で、まさに「𣎵」字の初文であり、「𣎵」と隸定して、通俗的には「雍」と書いたほうがよいかもしれない。子が水辺の雍で射儀を学ぶ代表的な卜辞は次の通りである。

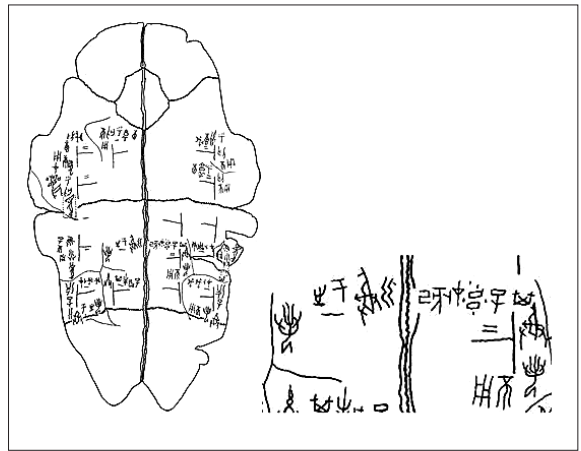


図5 ト辞「在雍、子其射」『花東』467

(f) 己亥ト、在雍、子𣎵。𣎵射于之、若。『花東』7)

(g) 己亥ト、在雍、子其射、若。不用。『花東』37)

(h) 己亥ト、在雍、子其射、若。不用。

𣎵射于之、若。『花東』467、図5)

(i) 乙タト、歳十牛妣庚、𣎵五。用。在雍。『花東』276)

(f) で文字は欠けており、また (g) は短文であるので、(h) について検討する。「己亥にトして、雍に在りて、子其れ射る、若きか、用ひざるか」と、子が雍で射を学ぶことのよしあしを問いかけている。その次に、「之を射ずして、若きか」と反対のト問を述べる対貞の形式になっている。(i) では、「乙の夕にトして、十牛を妣庚に歳し、𣎵五を𣎵せんか。用ふるか。雍に在り」と、雍で女性祖先の庚に牛十頭をさばき、𣎵酒五𣎵を勧めることをト問している。おそらく子が射儀を行った後に、また同じ場所で犠牲及び𣎵酒を以て祖先祭祀の儀式を行ったのであろう。射儀で捕らえた獲物を祭祀の供応に使用するの、『淮南子』の「以て宗廟の鮮饈の具を奉ず」という通りである。

『花東』の甲骨に雍と同じ性質の地はほかに𣎵（『花東』37）と𣎵（『花東』467）があり、それぞれ子の学射についての善し悪しをト問しており、子がこの場所で学射を行ったことがわかる。「𣎵」字は水に従い、「𣎵」字は鹿に従うので、これらの地は、みな水辺や苑囿と関係がある可能性が高いと思われる。

商代晩期の金文に見える水辺の射儀に関する新出資料を紹介する。中国国家博物館の所蔵である「作冊般銅𣎵」は、頸部及び背部に鏤が4つ射こまれ、銘文4行33文字は以下の通りである³⁹。

丙申、王𣎵于洹、獲。王一射、𣎵射三、率亡𣎵矢。王令寢𣎵兄于作冊般、曰：奏于庚。作母宝。（丙申に王洹に𣎵り、獲たり。王一たび射て、𣎵射ること三。率ひて𣎵矢亡し。王寢𣎵をして作冊般に𣎵は令む。曰く：庚に奏せよ、と。母の宝を作る。）

その大意は、丙申の日に（商）王は洹河に至り、（漁獵したさい、𣎵を）獲た。（それを鵠的に用いて射儀を行った。）（商）王は一たび射て、賛（射儀の助け役）三たび射る。当たらない矢は無い。（商）王は寢𣎵をして（この𣎵を）作冊般に下賜する。曰く：（先妣の）庚に申し上げよ、と。（ゆえに作冊般は）母の

宝を作る。

3) 商代璽印「亜禽」と苑囿

前述した伝来文献や発掘された苑池の遺跡及び甲骨文資料などから検討すると、商代に苑囿が存在していたことは確実であろう。そうすると、苑囿を管理する職、即ち『周礼』地官に見える「囿游の獸禁を掌る」囿人の官職は商代から存在していた可能性が高いということになる。張光遠氏の研究によれば、台北故宮博物院が収蔵している「亜禽」という銅印は商代晩期に苑囿を司る官人の官印であったとされている(図6)。ちなみに、「亜禽」銅印は発掘出土品ではなく、中華民国時代に尊古齋黃濬の所蔵を経て、中央博物院が買い上げたという⁴⁰。

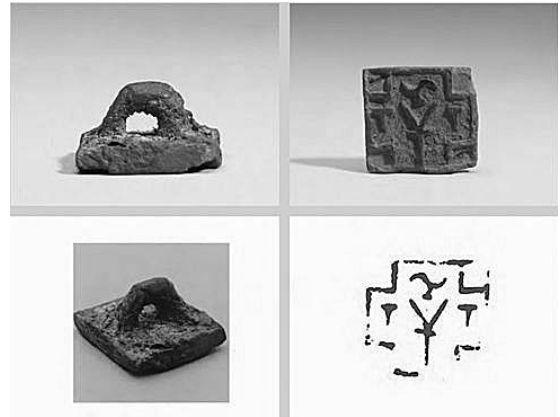


図6 商代「亜禽」璽印

4) 甲骨文の漁労と祭祀

先に言及したとおり、偃師商城宮殿区の苑池に玉石の魚網の重りなどの遺物が発掘され、商王はこの池で魚網を使用して魚を捕ったと推測される。さらに、苑池は祭祀区の北垣とわずか5～6mしか離れておらず、祭祀と何らかの関係があったことが推測される。

商代の漁労法については、考古学および甲骨文の研究で網魚法・釣魚法・射魚法・筌魚法・鵜魚法など5種類あるとされる⁴¹が、甲骨文で確認できるのは網魚法・釣魚法だけである。卜辞に「甲申卜、不其網魚」(『合集』16203)とあり、「網魚」について占っている。また、小屯南地甲骨に「癸酉卜、宗其鰈其祝」(『屯南』3062)と見え、「鰈」字は「𩺰」に作り、郭沫若は「両手で網を張って以て魚を捕る形に象る」と解し、姚孝遂等は網で魚を捕る専用文字とする⁴²。ほかに「癸卯卜、𩺰獲魚其三万」(『合集』10471)とも見え、三万尾も漁獲できる大規模な漁撈は網漁法以外にはありえないであろう。

甲骨文に「𩺰」(『合集』36923)や「𩺰」(『合集』8105)があり、『甲骨文編』では「従又持竿取魚」とされ、竿を持って魚を釣っている様という⁴³。『甲骨文字詁林』では「鰈」と隸定している。ただし、この字の意味は卜辞では魚釣りの意味ではなく、地名とされている。饒宗頤は、この字を「𩺰」と隸定して、『説文解字』「籓、禁苑也。(中略)籓或作𩺰」を引いて、「籓」字の異体字であり、「𩺰」の地は商王の禁苑である、と主張している⁴⁴。この地に関係する卜辞は、「戊子争貞、勿歩狩、九月、在𩺰」(『合集』10993)、「貞、弗其擒、九月、在𩺰」(『合集』10994)などがあり、狩猟にまつわる内容が少なくない。

捕獲された魚はおそらく祖先祭祀に献上されたのであろう。卜辞には「口丑、貞王令𩺰尹口取祖乙魚、伐告于父丁」(『屯南』2342)とあり、商王祖先の祖乙の祭祀に魚を献上している。1997年殷墟の花園庄遺跡から淡水魚の青魚の骨が出土しているので、魚は祖先祭祀用の犠牲として使用され、また当時人々の食材でもあったとも考えられる⁴⁵。

おわりに

1) 伝世の文献には、夏代や商代の苑池に関する資料が数多く残る。

2) 近年の考古新発見で検出された商代の大規模な苑池遺構としては、偃師商城・鄭州商城・安陽殷墟がある。人工の苑池は商王朝の宮殿区域には欠くことのできない景観であったと推測される。池の形については、商代前期の偃師商城・鄭州商城は長方形の池であるが、商代晩期の安陽殷墟になると、曲池が登場するが方池も依然として存在している。方池の護岸はみな石積みであるが、殷墟の曲池の護岸は資料が限られ全容ははっきりしない。しかし、一部が版築でつき固められていることが確認されている。これら

の苑池の配置により、商代前期からすでに都城造営の際に、苑池が盛り込まれていたことがわかる。

3) 商代の出土文献である甲骨文・金文などにも苑池と関係する資料が存在する。甲骨文の「囿」・「潢」・「雍」・「垂禽」等がそれであり、商王朝の射儀等と関係する行為であることが推測できる。苑圃で捕獲された動物や魚類はおそらく『淮南子』に「宗廟の鮮饈の具を奉ず」というように、祖先祭祀の犠牲に充てられたのであろう。

図版出典

- 図1 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊：「河南偃師商城小城発掘簡報」、『考古』1999年2期、1頁。
 図2 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊：「河南偃師商城宮城池苑遺址」、『考古』2006年6期、図版四。
 図3 岳洪彬等：「殷墟都邑布局研究中的幾個問題」、『三代考古(四)』、科学出版社、2011年版、258-259頁。
 図4 郭沫若主編：『甲骨文合集』、中華書局、1983年版、9489号卜辞。
 図5 中国社会科学院考古研究所編著：『殷墟花園庄東地甲骨』、雲南人民出版社、2003年版、925頁。
 図6 張光遠：「商代晚期苑圃之官禽氏銅印考実」、『故宮文物月刊』第323期(2010年2期)、107頁。

- 1 本稿で取り上げる苑池とは人工的に開鑿され、鑑賞などを目的とする庭園の池やその付属施設をさす。なお、中国の古代文献では皇帝や貴族の庭園は「苑」「苑圃」「禁苑」などというが、後世には一般的に「園林」と称される。
- 2 戴敏裕・劉海宇：「西周金文に見える苑池について」、『平泉文化研究年報』第12号、平成24年、25-36頁。
- 3 本稿に取り上げる伝世文献は前漢時代及びそれ以前に成立したと認められる文献を指す。
- 4 『逸周書』、王雲五主編：『叢書集成初編』、商務印書館、民国二十六年版、273頁。「昔者有洛氏宮室無常、池囿廣大、工功日進、以後更前、民不得休、農失其時、飢饉無食、成商伐之、有洛以亡。」
- 5 『晋書』束皙列伝に「初、太康二年、汲郡人不準盜發魏襄王墓、或言安釐王冢、得竹書數十車。(中略)又雜書十九篇：周食田法・周書(後略)。」『晋書』、中華書局、1974年版、1432-1433頁。
- 6 黄懷信：『逸周書源流考辨』、西北大学出版社、1992年版、69頁。
- 7 羅家湘：『逸周書研究』、上海古籍出版社、2006年版、13-20頁。
- 8 韓炎元注訳：『韓詩外伝今注今訳』、台湾商務印書館、1980年三版、68頁・149頁。卷二「昔者桀為酒池糟堤、縱靡靡之樂、一鼓而牛飲者三千人。」と卷四「桀為酒池、可以運舟；糟丘、足以望十里；而牛飲者三千人。」
- 9 盧元駿注訳：『新序今注今訳』、台湾商務印書館、1978年二版、214頁。「桀為酒池、可以運舟、糟丘、足以望七里、一鼓而牛飲者三千人。」ただし、古文字の「十」と「七」は書体が似ており、「十里」と「七里」とは混同されることがある。張敬注訳：『列女伝今注今訳』、台湾商務印書館、1984年版、263頁。「(桀)為酒池可以運舟、一鼓而牛飲者三千、羈其頭而飲之於酒池、醉而溺死者、末喜笑之以為樂。」
- 10 何寧撰：『淮南子集釈』、中華書局、1998年版、1390頁。「湯之初作囿也、以奉宗廟鮮饈之具。」
- 11 『史記』殷本紀、中華書局、1959年版、105頁。「益収狗馬奇物、充仞宮室、益広沙丘苑台、多取野獸蜚鳥置其中。(中略)大取樂于沙丘、以酒為池、懸肉為林、使男女僕、相逐其間、為長夜之飲。」「史記」は以後すべてこれによる。
- 12 蘇輿撰、鐘哲点校：『春秋繁露義證』、中華書局、1992年版、105-106頁。「桀紂皆聖王之後、驕溢妄行、侈宮室、広苑囿。(中略)以糟為丘、以酒為池」。
- 13 中国社会科学院考古研究所安陽工作隊：「河南安陽市洹北商城遺址勘探与試掘」、『考古』2003年5期、3-16頁；「河南安陽市洹北商城遺址2005~2007年勘察簡報」、『考古』2010年1期、3-8頁。
- 14 岳洪彬等：「小屯宮殿宗廟区布局初探」、『三代考古(二)』、科学出版社、2006年版、328-343頁。
- 15 偃師商城苑池は下記の文献を参照のこと。中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊：「河南偃師商城宮城池苑遺址」、『考古』2006年6期、13-31頁；杜金鵬：「試論商代早期王宮池苑考古發現」、『考古』2006年11期、55-65頁。
- 16 王学榮：「河南偃師商城遺址の考古發掘与研究述評」、『偃師商城研究』、科学出版社、2004年版、15-38頁。
- 17 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊：「河南偃師商城小城發掘簡報」、『考古』1999年2期、1-11頁。
- 18 偃師商城文化の分期について、三期七段、すなわち第一期・第二期にそれぞれ早段と晩段及び第三期に早・中・晩三段に分かれるとされている。『中国考古学・夏商卷』、中国社会科学出版社、2003年版、174頁。
- 19 鄭州商城苑池の状況は下記の文献を参照のこと。曾曉敏：「鄭州商代石板蓄水池及び相關問題」、河南省文物考古研究所：『鄭州商代考古新發現与研究1985-1992』、中州古籍出版社、1993年版、87-89頁；河南省文物考古研究所編著：

- 『鄭州商城-1953～1985年考古發掘報告』、文物出版社、2001年版、230-235頁；杜金鵬前掲論文。
- 20 安陽殷墟の苑池の状況は下記文献を参照のこと。岳洪彬等前掲論文；杜金鵬：『殷墟宮殿区建築基址研究』、科学出版社、2010年版；岳洪彬等：「殷墟都邑布局研究中的幾個問題」、『三代考古(四)』、科学出版社、2011年版、248-278頁。
- 21 郭沫若主編：『甲骨文合集』全13卷、中華書局、1983年版。本稿では『甲骨文合集』を『合集』と略称する。以下、『合集』はみなこれによる。
- 22 『説文解字』、中華書局、1985年新一版、203頁。「囿、苑有垣也、從口有声。一曰、禽獸曰囿。」「太平御覽」の引用文に「一曰養禽獸曰囿」となる。『太平御覽』、河北教育出版社、1994年版、829頁。『説文解字』は以後すべてこれによる。
- 23 ト辞文字の隸定は『殷墟甲骨刻辞類纂』による。姚孝遂主編：『殷墟甲骨刻辞類纂』、中華書局、1989年版、819頁。
- 24 温少峰等：「殷墟卜辞研究- 科学技術篇」、四川省社会科学院出版社、1983年版、185頁。
- 25 中国社会考古研究所編：『殷周金文集成（修訂増補本）』第四冊、中華書局、2007年版、2625頁。『諫簋』：「（前略）先王既命汝纘司王宥（囿）、汝謀丕有聞、毋敢不善（後略）」と、「囿」字を「宥」に作る。
- 26 『周礼』地官囿人：「掌囿游之獸禁、牧百獸。祭祀・喪紀・賓客、共其生獸死獸之物。」阮元校刻：『十三經注疏』、芸文印書館、1990年版、27頁。
- 27 『春秋左氏伝』僖公三年：「齊侯與蔡姬乘舟于囿、蕩公。公懼、変色；禁之、不可。」前掲書『十三經注疏』、286頁。
- 28 ト辞文字の隸定は前掲『殷墟甲骨刻辞類纂』による。487頁。
- 29 于省吾：「釈聖」、『甲骨文字釈林』、中華書局、1979年版、232-241頁。
- 30 呉則虞撰：『晏子春秋集釈』、中華書局、1982年版、135頁。「景公為曲潢、其深滅軌、高三仞、横木龍蛇、立木鳥獸。公衣黼黻之衣、素繡之裳、一衣而五彩具焉；帶球玉而冠組、被髮乱首、南面而立、傲然。晏子見、公曰：昔仲父何如。」
- 31 前掲書『説文解字』、528頁。「覺、学舎也。從学省、黄声。」
- 32 徐中舒主編：『甲骨文字典』、四川辞書出版社、1989年版、355-356頁。
- 33 前掲書温少峰等：「殷墟卜辞研究- 科学技術篇」、184-185頁。
- 34 于省吾主編：『甲骨文字詁林』、中華書局、1996年版、2119-2120頁。
- 35 中国社会科学院考古研究所編著：『殷墟花園庄東地甲骨』、雲南人民出版社、2003年版、1560頁。以後『花東』と略す。
- 36 宋鎮豪：「從甲骨文考述商代の学校教育」、王宇信等主編：『2004年安陽殷商文明國際研討會論文集』、社会文献出版社、2004年版、220-230頁；「從新出甲骨金文考述晚商射礼」、『中国歴史文物』2006年1期、10-18頁。
- 37 韓江蘇：「從殷墟花東H3卜辞排譜看商代学射礼」、『中国歴史文物』2009年6期、32-39頁。
- 38 白川静：『字統』、平凡社、1999年版、854-855頁。
- 39 文字の隸定及び解釈は張秀華氏等「作冊般銅甗銘文匯釈」を参考しながら筆者の意見を加えている。張秀華等：「作冊般銅甗銘文匯釈」、『黒竜江教育学院学報』2009年1期、100-101頁。劉雨等編著：『近出殷周金文収録二編』第三冊、中華書局、2010年版、295-296頁。
- 40 張光遠：「商代晚期苑囿之官禽氏銅印考実」、『故宫文物月刊』第323期（2010年2期）、106-117頁。
- 41 楊昇南等著：『商代經濟与科技』、中国社会科学出版社、2010年、290-294頁。
- 42 中国社会科学院考古研究所編：『小屯南地甲骨』上冊、中華書局、1980年版、635頁。『屯南』と略す。姚孝遂・肖丁合著：『小屯南地甲骨考釈』、中華書局、1985年版、170頁。
- 43 中国科学院考古研究所編輯：『甲骨文編』、中華書局、1965年版、458頁。
- 44 前掲書于省吾主編：『甲骨文字詁林』、1752頁。
- 45 袁靖：「河南安陽殷墟動物考古研究的兩点認識」、劉慶柱編：『考古学集刊』15集、文物出版社、2004年版、236-242頁。

日本中世仏教のなかの平泉

誉 田 慶 信

はじめに

近年、東アジア世界とのつながりのなかで成立していく日本中世仏教に関する研究が進んでいる（横内2008、上川2012）。東北地方の北に広がる世界に着目しながら、「神国の論理」を拒否し、むしろ東アジアのグローバル・スタンダードの仏教を模索していった平泉の宗教構造も明らかにされている（斉藤2010、誉田2010）。これらの研究は、日本中世仏教研究の最大の方法論である黒田俊雄の顕密体制論を検証しようとするものであった。

また、平安期の京都では、仏教は王権と深く関連し合いながら展開していったことから、仏教儀礼（仏会）をおこなう諸集団の具体的行動とその特色から、王権と仏教との関係をとらえ直そうとする研究も多く発表されている。本稿では、それらの研究のうち、上島享・遠藤基郎の仕事に多くの点を学んでいる（上島2010、遠藤基郎2008）。

奥州藤原氏の平泉は、他では類例を見ない一大仏教都市であった。その歴史的特色を探るためには、都市平泉で活躍した社会集団、とりわけ僧侶たちの具体的行動と、彼らの立つ「歴史的な場」をできるだけ具体的に見つめる必要がある。彼らはどのような日本中世仏教を背負って平泉という場にいたのか。なぜ、彼が、その時、その場にいたのか。その場とは、いかなる歴史的・文化的特色に満ちた場であったのか。このような素朴な疑問に答えようとするのが、本稿である。平泉の仏会で読まれる願文、導師、文治5年（1189）奥州合戦に登場するある已講の行動を徹底して見つめることにする。

一、導師が願文を読む

天治3年（1126）3月23日「鎮護国家大伽藍」供養願文は、平泉仏教文化を考える時の根本史料である。現在、国の重要文化財になっている「藤原輔方本」と「北畠顕家本」については幾多の考察があり、本稿ではそれらを逐一検討する紙数上の余裕はない。基本的に石田一良の考察を踏まえ（石田1988）、「北畠顕家本」の端書にある本願文の草案作成者の藤原敦光、「藤原輔方本」の端書にある「唱導相仁」に着目して論を進める。

「鎮護国家大伽藍」供養願文（以下、「供養願文」とする）は、前後に二分できる。前半には、釈迦三尊像を安置する三間四面繪皮葺堂、三重塔婆、金銀字交書一切経を納めた二階瓦葺経藏、二階鐘楼、園池、千部法華経・千部持経者（千僧御読経）、五百三十口題名僧（一切経会）の七つの善根と各々の有する行為の意味内容を、後半にはこれらの善根をうけて、鎮護国家大伽藍供養の全体的な旨趣を記す。この「供養願文」の記述スタイルは、『本朝文粹』や『本朝続文粹』『江都督納言願文集』などに載る諸願文を一瞥したとき、類例のあまりない様式であることに気付く。多くの願文は、具体的な作善の項目とその意図・内容を本文のなかに組み込んで表現している。藤原敦光起草の他の願文も同じ傾向にある。

ただし、「供養願文」と極似する表現形式を有する願文が、ないわけではない。それが、天治2年（1125）11月23日鳥羽院参御熊野山願文である（『本朝続文粹』巻第12）。本願文と「供養願文」とでは、「霜露」「玉宸」「功德林」「宝算」「禅定法皇」などの用字例においても共通するものがあつた。天治3年3月23日「供養願文」が敦光のもとで作成されたのは、前年の晩秋であつたと思われ、ほぼ同時期に一つは鳥羽院の高野山参詣のために、一つは平泉「鎮護国家大伽藍」落慶供養のために、藤原敦光によって願文の草案が作成されたのであつた。

「供養願文」を起草した藤原敦光は、当代きっての儒者・漢学者であった（大曾根1977）。数多くの願文の作成に携わり、また、詔書の作成、改元にもなる新元号の候補の進言、親王宣下にも関わった。天治元年（1124）6月1日の「読書」においては、『後漢書』の明帝紀を読んでいた。「敦光所読者、周易・左伝・毛詩・礼記・論語・孝経・史記・後漢書・文選等」（『本朝統文粹』巻第7、保安3年（1122）12月9日上啓両箇所望事）とあるごとく、まさしく院政期の鴻人であった。かかる敦光によって起草された「供養願文」には、仏教用語からの引用は当然のこと、広く中国の歴史書から用語が引用されていた。例えば、大矢邦宣は、「供養願文」の「明時」は『後漢書・班固伝』を、「従風如草」は『論語・顔淵篇』に載る「君子の徳は風なり、小人の徳は草なり」を、「寧息」は『史記・秦始皇紀帝』をそれぞれ踏まえたとしている（大矢2004）。それだけではなかった。「供養願文中」の有名な「聖代之無征戦」の一節は、白居易の「新豊折臂翁」の一説と完全に一致していたし、「蓬莱殿上、日月之影鎮遲」は、白居易「長恨歌」の「蓬莱宮中日月長」からの引用であった（劉海宇のご教示による）。

そもそも敦光は、保延4年（1138）2月10日「白居易」祭文を書いていた（『本朝統文粹』巻第12）。白居易の文学は、平安中期の貴族に大きな影響を与えていた（新聞2003）。「供養願文」の「功德林中」も、前述の敦光作「鳥羽院参御熊野山願文」に「殖善根、以成功徳之林」とあったし、『和漢朗詠集』（下、仏事・589）に「百千万劫菩提種、八十三年功德林」とあり、院政期の日本ではよく見られた用例であった（小峯2006a）。「供養願文」に見る「毎鐘声之動地、令冤靈導浄刹」という表記も、前述「鳥羽院参御熊野山願文」では「鐘声和谐」とあり、鐘声に独特の仏力を付与する表現としてごく一般的であった。

この「供養願文」が、藤原敦光のみが表現可能な、漢文学の粋を尽くして作られた独創的修辭法に満ちたものである必要はない。その意味で、院政期政権から見ても常識的な用例によって表現されていたのである。清衡は、それで十分である、と考えた。敦光は藤原清衡のために、その叡智の総力を尽くして他の文人では絶対に書けないような文学的にも仏教思想的にも輝ける願文を作ったはず、と考えるのは先入観である。願文作成の裏の主人公（作者）は、あくまでも藤原清衡である。「供養願文」に見る清衡の北方世界への強い関心を物語る表記には、清衡の勝れて豊かな国際感覚が宿っていた。願文が清衡の要請をうけて書かれたことを如実に物語る。

さて、「供養願文」には、3つの仏会が記述されている。その一つは「千部法華經、千口持經者」「千僧之声定達天」とある千僧供養、二番目に五百三十口題名僧による「五千余卷之部帙」を尽くす一切經会、そして「設万燈会供十方尊」とある万燈会である。このなかでもとりわけ重要なのが、一日の内に一人一部の法華經を転読した千僧供養である。千僧供養こそが、「鎮護国家大伽藍」落慶供養の最大のハイライトであった（菅田2013）。「供養願文」は、この落慶供養において、3つの仏会それ自体が「善根」として修された後に、拝読されたのではなかろうか。

ではこれらの仏会の歴史的な場面に立った時、どのような光景が浮かんでくるのだろうか。そもそも、仏会のどの局面において、誰によって願文が読まれたのか。このことを知ろうとするとき、京都の寺院における仏会の状況は参考になる。藤原敦光が作成した願文が読まれた事例として、『中右記』大治5年（1130）7月2日条に見える「白河九体阿弥陀堂供養、白河法皇一周忌」がある。講師興福寺別当権大僧都經尋が導師となり、総礼、行道、唱讃、御誦經の後、御願文を読んでいる。『中右記』長承元年（1132）3月7日条に見える白河九体丈六新阿弥陀供養でも、僧侶たちの行動の時空をさまざまな楽によって区切られるなか仏事が進行し、仏事の後半に導師権僧正忠尋が表白を行っている。つまり、左右大臣以下の公卿たちが座に着くと、乱声が発せられ、獅子が舞台の良・翼の庭前に伏し、従僧らが敷草座に入り、楽人が東中門に出て衆僧を迎え、諸僧を率いて仮屋座に着く。楽船が楽を奏でるなか、楽人が導師と呪願僧を迎える。呪願僧正覚猷と導師権僧正忠尋（比叡山座主）が輿に乗り登場、舞台の東で輿を降り、十弟子等を

率いて舞台を経て礼盤につく。導師・呪願僧とともに僧侶全体で一斉に総礼。金鼓が打たれ、供花がなされる。廻盃衆が奏でられると唄師が発声する。さらには、蝶八人を先頭に、菩薩・奚婁・鞆鼓、40人の衲衆（僧侶）と讃衆20人・錫杖20人が列をなして行道する。韶応衆のあと讃衆の頭が舞台に進み唱す。衆が奏でられ梵音の頭も舞台で唱す。錫杖もその後に同じく唱す。そして、最後に堂童子が花筥を取って退出すると、導師の表白があった。その後、説法も行われている。

このように、長時間にわたる供養会は、舞台を中心に執り行われた（菅田2013）。多数の公家・楽人・僧侶・舞人らが参加する中で展開する仏会において、僧侶集団の扇の要とも言えるべき役割を担った人物は導師であり、その導師によって願文は読まれたのである。

仏会のかかる執行形態については、治安2年（1022）7月14日無量寿院（法成寺）金堂供養会で、さらに鮮明に叙述されていた。「諸寺供養類記」（『大日本史料』第二編之18）には、以下のように記載されている。乱声の奏でられるなか、後一条天皇・三后・東宮、藤原道長・公季・頼通・教通及び公卿らが所定の座に着くと獅子が舞台の良・巽の庭前に伏し、壱越調の調子が吹かれ、仏会が開始された。楽人による衆僧の迎え、楽人と玄蕃頭ら貴族による導師（延暦寺座主権僧正院源）・呪願（興福寺別当大僧都林懷）の迎えがなされ、輿にのった両者が舞台の下に至り、輿を降りて舞台をへて礼盤に着し、礼仏ののち高座に登ると菩薩舞・伽陵頻舞が舞われた。非常赦の詔書が読まれ、花筥を頒つこと、散花・楽人の発音、定者・散花・引頭・證誠・衲衆・讃衆・梵音衆・錫杖衆の並びでの大行道、讃衆・梵音衆・錫杖衆によるそれぞれの唱讃がなされた。所定の衆と打金鼓によって、僧侶や従者の行動と時空が律せられた。そして、導師の院源による表白がなされ、藤原広業が作った願文が読まれたのである。そののち経の題名が告げられ読経ののち、文章博士善滋為政の作った呪願文が林懷によって読まれた。午の刻に始まった供養会は、酉の刻に導師と呪願が高座から降りることによってようやく終りへと向かった、と。

仏会において、その場の中核にあったのは、導師である。導師を勤めたのは、多くは比叡山延暦寺の座主や興福寺別当など顕密寺院の頂点にいる僧侶であった。また、法勝寺などでの千僧供養（千僧御読経）では、御願趣を、公家沙汰の場合は蔵人が、院中沙汰の場合は院司が、読んだ（遠藤基郎2008、菅1997）。一例をあげるならば、元永元年（1118）2月21日の法勝寺千僧御読経は、公家沙汰であり、行道のあと、蔵人頭左近中将藤原宗輔が「公家有_二御慎_一之上（聖朝安穩）、天下泰平之由可_二祈申_一」の御願趣を述べ、講師（興福寺永縁）が敬白し、説法。その後、御読経（百卷転読）が申刻まで続けられた。天永2年（1112）正月19日の法勝寺千僧御読経は、院中沙汰で行われ、左中弁で白河院の院司の藤原顕隆が御願趣を告げた。この時は仁王経が転読され、講師は前述の永縁であり、奉読した願文は『江都督納言願文集』のなかに残された。千僧供養の運営者である院司の述べる御願趣と導師の読む願文とは、まったく別物であることは言うまでもない。因みに導師啓白は「御願文を読むこと」である（「東大寺供養次第」『諸寺供養部類』【続群書類従】第26輯下）。また「東大寺供養次第」「最勝寺供養式」「成勝寺供養次第」「得長寿院供養次第」（『諸寺供養部類』【続群書類従】第26輯下）を見ても導師敬白、導師表白とあり、導師が願文を読んだと記してあった。

願文が導師によって読まれたのは、壮大な仏事・供養儀式を執行できる法勝寺のような王家寺院だけだったのだろうか。否、そうではなかった。たとえば、船岡山の麓にある知足院でおこなわれた仁平3年（1153年）3月1日の堂供養では、三間四面の東向き堂の中央間に大日如来像、南間に釈迦三尊像、北間に阿弥陀三尊像が安置され、東廂の中尊前に黒漆大壇を立てて八供養具を置き、その東に礼盤を立て、また礼盤の右の机上に金泥法華経と願文を置き、同じ東廂の北の間に高麗端の畳を敷いて導師の座とした（『兵範記』同日条）。讃衆も同じく中尊の正面にあたる北廂の南間に座したが、願主や殿上人の座は北廂であった。導師や讃衆などは本尊の正面に、祈願者（参詣者）は側面の廂（局）から参詣した。平安期では、俗

人は正面を避け、地位によって側面・もしくは背面に参詣するのが、大原則であった（山岸1990）。本尊の正面に置かれた願文を俗人である願主が手にとって読む、ということはありませんでした。

このように導師が願文を読むということは、京都や鳥羽などの寺院のみに見られたことでなかった。その好例として、治承元年（1177）10月、安芸国厳島神社で平清盛が中宮徳子や平重盛ら平家一門を動員して執り行った仏会をあげる。同年10月13日に臨時祭、夜に万燈会、14日に千僧供養、15日に一切経会が行われ、導師の表白（願文奉読）がなされている。導師は観音寺別当証明房法橋証延であった（『広島県史 古代中世史料編Ⅲ』「浅野忠允旧蔵厳島神社文書」）。楽・舞の極地を演出する一大仏会で願文を読んだのは、平清盛ではなく、導師であった。

以上のことと全く同じことが大治元年（1126）3月23日の平泉でも見られた。「鎮護国家大伽藍」供養願文を読んだのは、藤原清衡ではなく導師であった。石田一良は、願文を読み上げたのは藤原清衡であるとし（石田1988）、入間田宣夫も、そう理解していた（入間田2007）。しかし、事実はそうではなかったのである。「供養願文」を読みあげたのは、比叡山の相仁已講である、とした藤島玄治郎説（藤島1995）を再確認したい。また、願文を信仰内容にまで立ち入り仏教の論理を通して読み取った工藤美和子も、願文は、法会場で導師をつとめる僧侶によって人々の前で披露される、と論じていた（工藤2008）。本節では、仏会の具体的展開を読み取ることで、願文を読んだ導師を再発見した。

二、「鎮護国家大伽藍」落慶供養と相仁已講

「鎮護国家大伽藍」供養願文（藤原輔方本）の端書に「唱導相仁已講」と記載されていることは、よく知られている。唱導とは、導師のこと。「供養願文」は、導師相仁によって読まれたことになる。前述のように、藤島玄治郎は、この相仁を比叡山僧侶であるとした。菅野成寛は、藤島説をさらに一歩踏み込み、相仁を『中右記』元永元年（1118）5月23日条に見える「相仁 延暦寺」、同「仏事部類」保安3年（1122）12月19日条の「山 相仁」、翌年正月8日条における「相仁已講」その人であった、とする（菅野2010）。

この菅野説は、間違いないと考える。では、相仁という僧侶は、どのような僧侶であったのか。『中右記』では、元永元年1月14日条を初めとして保延元年（1135）5月24日条まで24箇所において相仁が登場してくる。その大半は、朝廷における最勝講の論議会の場における相仁の姿である。以下、『中右記』に登場する相仁を略述してみる。

元永元年1月14日大極殿論議会の問者（相仁大法師、答者は経覚大法師、証義は永縁か）、同年5月23日最勝講の聴衆（相仁 延暦寺）、元永2年5月18日最勝講結願の夕座の問者（相仁、呪願証誠は法印永縁、関白藤原忠実の参加）、6月29日論議会の三番を勤める（相手は静厳）、保安元年（1120）5月12日最勝講の聴衆、同月16日最勝講結願の問者、保安2年12月19日円宗寺法華会の講師（山相仁、講師啓白）、保安3年12月19日円宗寺法華会の講師（講師啓白）、大治2年（1127）1月8日御齋会で呪願三礼（相仁已講）、同月14日大極殿御齋会の論議会で一番を勤める（已講相仁）、同年2月19日円宗寺最勝会にて呪願三礼・問者を勤める（楽・散花行道あり）、同年3月28日仁王講結願に参列、大治4年7月10日三会已講として御前僧二十口に数えられる（呪願は法印大和尚位覚猷、導師は覚基）、同年11月7日白河法皇月忌法要の講師（相仁已講、藤原基隆による供養）、同年12月3日御堂御八講堅義で問者（相仁已講）、同月7日三条御所における白河法皇月忌の講説を勤める、同月20日内御仏名の導師（相仁已講）、長承元年（1132）閏4月17日法勝寺千僧御読経で散花を勤める（相仁已講、延暦寺僧のみ参加）、長承2年3月12日法勝寺阿弥陀堂念仏結願で導師（相仁已講）、同年5月1日法勝寺阿弥陀堂三十講始の証義（已講相仁、山座主忠尋も参列）、長承3年2月17日法勝寺金堂金泥一切経供養の衲衆（已講）、保延元年（1135）5月24日に北京三会一（権律師）とある。

以上のように、相仁は、白河・鳥羽院政の仏会世界の中心にいた僧侶であった。最勝講や法華講・仁王講など、院の論議会で問者を勤めた天台宗山門の高僧であった。相仁とともに論議会を構成していたのは、山門の僧侶のみならず、南都興福寺や真言宗東寺の僧侶もいた。相仁の論議の相手は、山門の僧侶だけではなく、当時の論議が南都と山門かの両方から問者と答者が出てきて構成されていた、とする上島亨の説もあった（上島2010）。

平泉に招請される大治元年以前には、最勝講という院政期のもっとも重要な論議会において相仁は問者になっており、また藤原忠実らの前で行われた論議会に参加していた。その場では、白河法皇の寵愛を受けた南都の永縁が証義を勤めていた（菅1997）。さらに注目したいのは、相仁が北京三会の一つ円宗寺法華会の講師を勤めていることである。保安2年12月19日から、上卿の藤原宗忠のもと開催された円宗寺講堂における法華三十講では、講師の相仁が楽の奏でられるなか輿に乗って参上し、高座に登った。万歳楽・地久楽の舞が舞われ、唄師の発音、花筥の分かちのあと、講師相仁が啓白をおこなっている。翌日は豎義が行われ、法勝寺十学士の三井寺懷俊が豎者、問者は已講覚基、探題は忠尋律師であった。23日の法華会結願の時も相仁は参加し、布施をもらっている。論議会全体の始終、まさしく北京三会の一部始終を知り尽くした院政期仏教教学のエキスパートであった。

北京三会（円宗寺法華会・法勝寺大乘会・円宗寺最勝会）や様々の論議会に公請された学侶たち。白河上皇はかかる論議会を通して寺院勢力を統制しようとしていた（平1992）。国家的法会であった北京三会（論議会）は、院権力による教学振興の柱をなしていた（上島2010）。その教学体系の一翼を担っていたのが相仁であった。

因みに相仁は、論議会の講師として教学の専門家にのみとどまっていなかった。大治2年（1127）2月19日の円宗寺最勝会では、已講相仁は呪願三礼を勤仕し、長承元年（1132）閏4月17日の法勝寺千僧供養では散花の役も勤め（『中右記』同日条）、論議会の儀式全体をも把握できる、まさしく院政期法会体系の中核を担う象徴的僧侶であった。天仁3年（1110）5月11日金泥一切経供養式に基づき式の原案を作った藤原宗忠は、法勝寺金泥一切経供養僧名を証誠（1名）・八僧（8名）・衲衆（62名）・讃衆（30名）・梵音衆（30名）・錫杖衆（30名）・定者（1名）の順で記しており、このなかで已講相仁は衲衆と位置づけられていた（『中右記』長承3年2月17日条）。

都の論議会の中核部にいた相仁已講は、比叡山延暦寺、あるいは摂関家とのネットワークを有する奥州藤原氏により平泉に招請され、天治3年3月の鎮護国家大伽藍の落慶供養で導師を勤めた。それは、平泉での落慶供養を京都の御願寺でなされるような仏事次第にそって執り行う上で、どうしても必要なことであった。京都で行われる千僧供養・万燈会・一切経会に近似の仏会が繰り広げられ、これらの時空を「楽」が創出していた（菅田2013）。供養願文を読み上げたのも、藤原清衡ではなく、相仁であった。前節での検討の通りである。願文を読み上げる僧侶も、在地の僧侶にあらず、院政期日本仏教の儀式次第、さらには、その中核にあった論議会を熟知した僧侶である必要があった。「供養願文」の最初の書き出しは、「敬白」。本文の結句も最後の「藤原朝臣清衡」の後も、「敬白」と表記された。それは、願文のごく一般的な表現であるが、願主に代わって信仰告白（積善行為の意図）を仏に伝えるのは、重責であった。白河法皇は、法勝寺千僧供養において講師に興福寺の学僧として評価の高い永縁を繰返し指名した（菅1997）。願主の意向が仏会の成就に大きく関与していた。洛南鳥羽や洛東白河にある御願寺落慶供養の導師・呪願を勤めたのは延暦寺座主・園城寺長吏・東寺長者・興福寺別当といった南都北嶺の独立権門寺院のトップであるという（丸山2006）。

もっとも、学僧として研鑽を積んだ高僧が、願主の意のままに願文をただ読んだだけ、とすることもできなかった。導師によって、願文の字句修正がなされることもあった。例えば、応徳2年（1085）8月29

日に故藤原賢子（白河上皇中宮、堀河天皇生母）一周忌にあわせておこなわれた法勝寺常行堂供養では、願文の草案を大江匡房が書いたが、「先皇后」の文字をめぐり、議論が展開された。関白藤原師実が草案を賢子の叔父（源俊房）に見せて検討し、大江匡房に再確認したが、導師（仁和寺師明親王性信）が「皇之字」を削った、という（『為房卿記』・『水左記』同日条）。小峯和明は、法会の直前まで願文の記述表現に神経が使われたことを指摘する（小峯2006b）。また、人々に披露される願文は、仏教教理に誤りがあれば正されるのであり、仏教界の認証も必要になってくる、との工藤美和子の知見もあった（工藤2008）。奥州平泉で読まれた供養願文に相仁がどのような注文をつけたかは、不明である。しかし、相仁のような已講によって供養願文が読まれた、ということそのものが、願主（藤原清衡）、起草者（藤原敦光）、導師（日本中世仏教界）、鎮護国家・御願寺（白河上皇）の対峙関係を経て、最終的に目前に今ある「藤原輔方本」（あるいは「北畠顕家本」）の「供養願文」につながっているのである。

「鎮護国家大伽藍」落慶供養のさいに願文を読み上げる導師の選定には、藤原清衡の大きな思惑があった。このことを根底に踏まえながら、導師相仁によって願文が読まれることには、院政期仏教界による平泉仏国土の認証という意味があったことに注目した。清衡が奥羽北方世界に創りだした仏国土を「成就」するうえで、導師相仁のはたした役割は大きい。天治3年3月の「鎮護国家大伽藍」落慶供養の仏会を構成する中心柱は、願主としての藤原清衡である。それ以外にも、仏事の式次第に通じた貴族（仏会を通じた、世俗の序列関係の確認、故実に詳しい人物）、願文の草案の作成者（藤原敦光）、そして「願主」の菩薩行の実践、善根の表明を「願主」に代わって仏に伝えると共に院政期日本の仏教世界からもその行を「認証」させれる相仁のごとき導師、の3人のキーパーソンがいたのである。この章では、導師に注目して論を展開した。

三、源忠已講とは誰か

天治3年3月23日に供養願文を読んだ相仁は、已講であった。そもそも已講とは、天台宗の学僧であれば、国家的仏会である北京三会（円宗寺法華会・法勝寺大乘会・円宗寺最勝会）の講師を勤めた僧侶のことであり、平安後期の国家的仏事体系（論議会）と深く関わっていた。そのような已講が、はるか平泉の地に現れていたことの意味は大きい。そして、この已講は相仁のみにあらず、文治5年（1189）9月の奥州合戦においても登場していた。それは、同年9月17日、厨川に「御館」を定めて滞在していた源頼朝に「寺塔已下注文」を提出し、平泉内寺領安堵を求めた「源忠已講」その人であった。今までは、中尊寺経蔵別当心蓮への関心が高かったが、心蓮に劣らず重要な人物が源忠であった。

この源忠已講は、鳥羽から後白河院にかけての国家的法会体系のなかで活躍していた学僧であった。応保二年（1162）1月14日大内裏清涼殿で御齋会があり、亥の刻に加持香水がおこなわれたあと、御論議三番があった。その三番問者を勤めたのが源忠（天台）であった。相手の答者は、興福寺の隆兼である（「後七日御修法請僧交名并裏書続紙」『大日本古文書 家わけ第10 東寺百合文書 ろ』）。論議会では、南都と北嶺の僧侶が問答しあうのが一般的であった（上島2010）。御齋会の日々の論議会の講師には、法眼覚安が講師となり、三井寺園城寺の覚智已講と行禅已講、増宗、東大寺の覚光も参加した。御齋会は、平安初期に形式が定まった国家的法会の象徴的存在。朝廷が国家的法会への出仕を権門寺院の学僧へ要請した「公請」の典型的法会である（上島2010）。

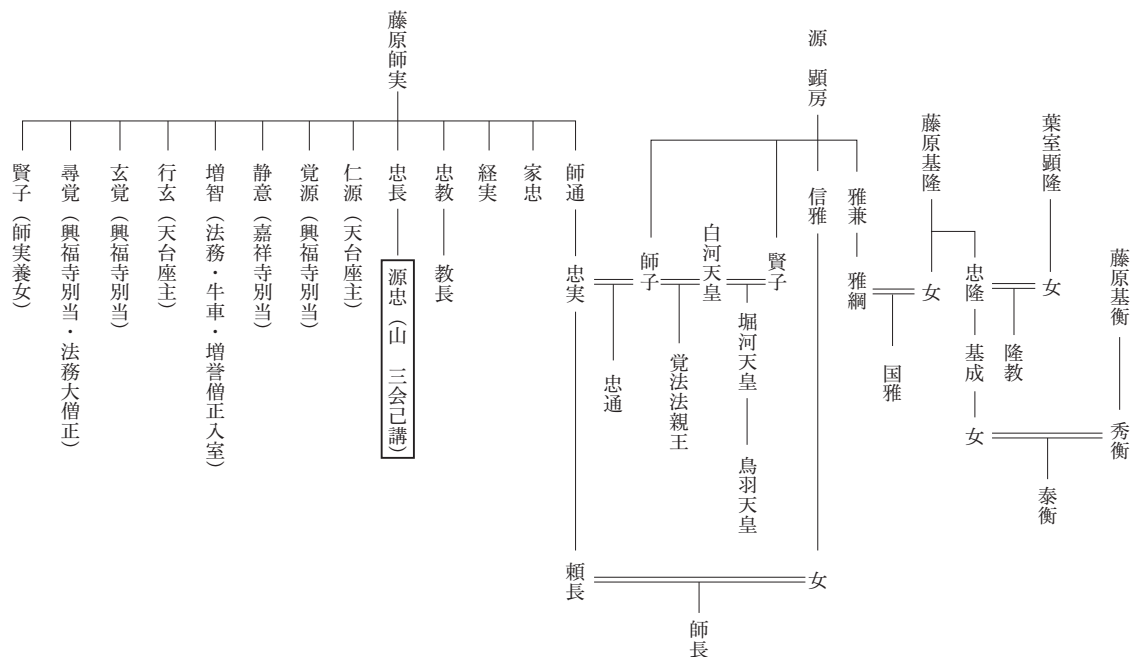
さらには、7年後の嘉応元年（1169）8月18日大法師源忠に宣旨が出されている。来る10月の法勝寺大乘会への出仕要請（公請）を辞退したい、と源忠が後白河院に申請したからであった。源忠の代わりに永弁が講師にあてられた。（『兵範記』嘉応元年8月18日条）。源忠が、公請の辞退を申請した理由は定かではない。いずれにしろ大法師源忠は、平安末期の仏教教学世界において重要な位置にあったのである。嘉応

元年8月の法勝寺大乘会講師となるべき僧侶は、まさしく已講であった。

では、この源忠とはどのような家系の出身なのか。実は、源忠の父親は、藤原師実の子の忠長であった。母方は不明である。『尊卑分脈』（国史大系）では源忠に「山 三会已講」の注記があった。藤原忠長は、民部権大輔から民部卿、左兵衛佐を経て阿波守になり、元永元年1月には宮内卿に、保安元年には皇后宮権亮となる（『中右記』）。白河院と鳥羽院の近臣として活躍した。ただし忠長は子孫がなかった、と『尊卑分脈』（国史大系）にあり、事実、忠長の子の源忠と長智は、いずれも出家している。注目すべきは、源忠の親族。叔父には、関白師通、左大臣経忠、大炊門流始祖経実、大納言能実、また忠教白河上皇が溺愛した中宮賢子（師実養女、堀河天皇国母）がおり、尋覚（大僧正、興福寺別当）、玄覚（大僧正、興福寺別当）、行玄（大僧正、天台座主）、増智（僧正）、静意（嘉祥寺別当）、覚信（大僧正、興福寺別当）、仁源（大僧正、天台座主、法性寺座主、日吉社別当）、覚実（一身阿闍梨）、尋範（大僧正、興福寺別当）など、実に院政期顕密体制の最上層部を構成する人々がいたのである。源忠が北京三会の講師として、鳥羽院政期の顕密論議会において中心的な役割を果たしていったのも、けだし当然のことと言える。因みに源忠の弟は長智であり、阿闍梨として園城寺にて活躍し、また論議会にも参加していた。

輝かしい家系に生まれ育ち、王都の教学体系の上位にいて、論議会・仏会の次第を知り尽くした源忠が平泉に行くようになったのは、1170年のころであったか。かかる高僧を平泉仏教のさらなる飛翔のために招請したのは、藤原秀衡であった。嘉応2年(1170)5月には藤原秀衡が鎮守府将軍に任命されていた。已講の平泉への招請は、相仁に次ぐ者であったか。鎮護国家大伽藍一区の落慶法要という平泉仏教の画期とも言えるときに招請されたのが相仁であった。源忠は藤原秀衡による平泉仏教、外交戦略の新展開のなかで招請されたと考えられる。源忠が、奥羽の一有力地方寺院毛越寺僧侶の一人などという存在でなかったことは、言うまでもない。

それでは、已講源忠と奥州藤原氏との接点はあるのだろうか。ごく常識的に考えれば、北京三会の講師を勤めた源忠が、延暦寺の僧侶であったことから、比叡山を介して平泉との関係を持ち得た、といえる。ただしそれ以外の具体的人脈を探ることも可能である。一例を示すならば以下ようになる。源忠の叔父



に増智がいる。増智の父は藤原師実、母は藤原永業の女である。増智は白河僧正とも称し、崇徳天皇の護持僧でもあった（「護持僧次第」【続群書類従】第4輯上）。院の仏事体系の最中枢部にいた人物である。白河院の加持修法にて絶大な功績を果たしていた（前）大僧正覚円の推挙により、増智は一身阿闍梨となっている（『中右記』永長元年12月29日条）。また、長承元年（1132）9月26日には藤原忠実とともに宇治平等院の一切経蔵に入り宝物を見ている（『中右記』同日条）。長承3年閏12月5日、大僧正覚猷とともに法務の最重要僧職に任命され、保延元年（1135）7月11日には、牛車宣旨を受けている（『中右記』同日条）。白河・鳥羽院政期の国家的仏会の最上層にいた僧侶、それが増智である。増智は、若くして増誉の弟子となっている。この増誉は、藤原道隆の経輔の子で、白河上皇・堀河天皇の護持僧。院政期京都仏教界に君臨していた。大僧正であり、法務も勤め・輦車・牛車宣旨をうけた高僧である。

かかる王都仏教教学のトップと平泉とのネットワークは、白河院政の時代から構築され、それが時代とともにその網の目が密になっていったのである。たとえば、永久元年（1116）から保安2（1121）ころまでに陸奥守となった藤原基信の父は白河院近臣であり、母は後二条師通家女房だった。陸奥国守藤原基信は、摂関家と白河院との繋がりを有していた（遠藤2005）。増誉の甥にあたる藤原基信が陸奥守となって下向したのは、永久4年（1116）であり、藤原清衡が鎮護国家大伽藍創建にむけて金銀字交書一切経の写経事業に取りかかっているところであった。特に注目すべきは、基信自身が、京都の顕密仏教教学体系との深い繋がりのなかで暮らしていたことである。たとえば、兄弟の春円は勝金剛院上座であったし、園城寺の増誉、延暦寺僧で法興院別当法眼仁恵、阿闍梨菩提院陳瑛・悪僧隆観がいた。このなかでも特筆すべき人物が、増誉であった。増誉と言えば、白河上皇と堀河天皇の護持僧を勤め（「護持僧次第」）、長治2年（1105）天台座主、天王寺別当、三井寺長吏・熊野三山検校になった院政期顕密仏教の頂点に立つ僧侶である。嘉承2年（1107）7月18日、法華経方便品を念誦しながら死を迎える堀河天皇のすぐ脇の二間にて一日中尊勝陀羅尼を読誦し延命の祈祷をおこなっていた（『中右記』同日条）。

もっとも、京都の顕密教学の大物と陸奥国守が人脈において通じていたことは、清衡段階だけにあらず。清衡が亡くなった年に陸奥国守となった源信雅の甥には天永三年（1112）12月に親王宣旨を受けた白河天皇第四皇子で仁和寺第四代門跡の覚法法親王がいた（遠藤2005年）。清衡没後の奥州藤原氏の一族内紛に勝利した藤原基衡は、鳥羽院第一の近臣藤原家成とその一族に接近し、子息の秀衡と基成の娘との結婚に成功する。そして、基成・隆親・信説・雅隆・国雅・雅隆と20年間にわたり、基成一族で陸奥守が独占される状況下、基衡は、京都文化を積極的に平泉に導入した。平泉は新段階に入ったのである（斉藤2011）。堀河天皇御乳母目を母に持つ藤原忠隆（白河院の近臣）の弟の仁和寺阿闍梨も陸奥国に来住していた。保元の乱ころの陸奥国守であった藤原雅隆の叔父でもあった。京都の仏教教学の第一人者が、平泉に来住したことは、基衡・さらには秀衡段階になって途絶えることはなかった。

以上のように考えれば、源忠已講が平泉に来住していることに、何らの不自然性はない。文治5年9月、頼朝の前に現れた老僧の源忠は、きわめて重要な役割をはたした人物であったと考えざるを得ない。

四、「寺塔已下注文」の言説と源忠已講

『吾妻鏡』文治5年（1189）9月17日条に記載された「寺塔已下注文」はあまりにも有名である。もはや、研究されつくしたのかも知れない。しかし、この注文を源頼朝に提出した源忠已講に注目し、改めて同注文を読み直すと、隠されていた事実が鮮明に浮かび上がってくる。まず、頼朝軍が平泉を占領した後からの時系列を『吾妻鏡』の記載にそって追いかけてみたい。

文治5年8月22日に平泉を占領した頼朝軍は、夷狄嶋を目指して逃亡しているという藤原泰衡を追討すべく9月2日に平泉を出発し、4日に志波郡陣岡蜂杜に陣をはる。同日、全頼朝軍の旗ぞろい。6日、河

田次郎が泰衡首を持参する。9日、高水寺の「住侶禪修房已下十六人」が、同寺金堂壁板十三枚を「放取」った関東武士の非法を頼朝に訴える。犯人宇佐美平次の僕従を加刑に。同日、頼朝は比企朝宗を岩井郡に派遣し、泰衡は成敗するものの僧侶は「不_レ可_レ有_二牢籠_一之儀」こと、「可_レ注_二進仏閣員数_一、就_レ其可_レ被_レ計_二宛仏性灯油田_一」を寺々に伝える。10日、奥州関山中尊寺経蔵別当大法師心蓮が頼朝のもとに参上。清衡・基衡・秀衡三代が建立した寺塔について申し述べる。重要なのは、この時、心蓮が「可_レ注_二進巨細_一之由言上」したこと。頼朝は、まず経蔵別当領を安堵する「御奉免状」を心蓮に下す。11日、平泉内寺々住侶源忠已講、心蓮大法師、快能らが頼朝のもとに参上。頼朝は「清衡之時、募_二置勅願円満御祈祷所_一之上、向後亦不_レ可_レ有_二相違_一之由、賜_二御下文_一」。同日、陣岡を出発、厨川に着き「御館」を定める。17日「清衡已下三代造立堂舎事」を「源忠已講、心蓮大法師等」が頼朝に「注献」する。頼朝忽ち御信心を催し「寺領悉以被_二寄附_一」。円隆寺南大門に「押す」壁書が下される。そこには「於_二平泉内寺領_一者、任_二先例_一所_二寄附_一也」と記してあった。そして、『吾妻鏡』は、「寺塔已下注文曰衆徒注_二申之_一」と書き続ける。

さて、誰しもが知っているこの出来事を丹念に読み返してみると、実に当たり前ことであるが、次の点に着目せざるを得ない。第一は、8月22日、頼朝軍は泰衡軍が逃亡したあとの平泉を無血開城していること。平泉で12日間頼朝軍が滞在中、平泉周辺への政策は実施されていないこと。100年以上にわたって平和が続いてきた平泉・奥六郡の住民は、パニックに陥ったこと。第二に、頼朝軍の乱暴狼藉の禁止は、志波郡の高水寺僧侶の要請に応えるかたちでなされたこと。中世社会の自検断原則に従えば、高水寺金堂の壁板を放取った犯人を僧侶たちが捕捉し、頼朝に突きだしたことになる。それをうけて、頼朝が平泉へ寺領安堵を告げる使節を出していること。第三に、注意したいのは、その時に頼朝は「仏閣員数」を注進せよ、と言っているに過ぎないこと。第四に、この頼朝の命令が出された時は、すでに心蓮大法師が比叡館（高水寺）周辺に寺領安堵を申請すべく到着していること。第五に、心蓮にまず経蔵別当領の安堵状が頼朝から下されるが（丸山2006）、巨細については別に注進したい、と心蓮が述べていること。つまり、「仏閣員数」の注進で平泉寺社安堵をなそうとする頼朝に対して、「巨細」を注進したい、との要求を受容させていること。第六に源忠已講と心蓮が頼朝のもとに再び訪れて寺領安堵の御下文を発給してもらうが、それは清衡の時に募置いたものであり、寺塔の「歴史」やアイデンティティーを頼朝が認めたものとはほど遠いものであったこと。源忠と心蓮らは平泉に一端帰り、平泉の僧侶・学侶の叡智を結集して、「巨細之注進状」（つまり、「寺塔已下注文」）を作成したこと。そして、それを持って再び17日、厨川にいる頼朝の前で言上したのである。

以上のように、『吾妻鏡』を読むことができる。注目したいのは、源頼朝が、決して無条件に平泉寺社を安堵しようとしたのではない、という点である。平泉の僧侶たちによる平泉仏教を守るための必死のたたかいは、まさしく頼朝軍による平泉占領のその瞬間から開始されたのである。そのたたかいは、まずは平泉の寺塔（仏教世界）を「巨細な注進状」によって頼朝に申し述べる、という場を設定することから始まった。藤原泰衡の首が頼朝のもとに届けられた、ということを平泉の僧侶も知ることとなったに違いない。一大仏教都市平泉の最大の保護者を失ったその瞬間、源頼朝による平泉支配の「未来」を予想しなければならなかった。何にもまして重要なことは、平泉仏教世界（仏国土）の「歴史と文化」（アイデンティティー）、「先例」を頼朝に認めさせることであった。何をどのように説明するか、虚偽なく、脱漏なく（入間田2010）。まさしく「寺塔已下注文」は、頼朝政権下で平泉仏教が生き延びるためのぎりぎりの戦略的テキストであった。「先例」を勝ち取るためには、京都や東アジアの仏教世界をも熟知している僧侶、頼朝と堂々と交渉できる高僧、つまりは京都においてもそれなりに名が通った「権威」を有した僧侶を必要とした。「寺塔已下注文」に対する頼朝の詰問にも明確な根拠を掲げて説明できる僧侶、それが源忠已講で

あった。

遠藤基郎は、「供養願文」や「寺塔已下注文」を戦略的テキストとして読むべし、と強調していた（遠藤基郎2005）。また、五味文彦は「寺塔已下注文」が寺院を中心に書かれているという史料の性格を強調している（五味1993）。柳原敏昭もこの説をうけ、「注文」のなかの「館事」を描くさいに金色堂と無量光院という二つの基準となる視座が設定されたことを述べている。（柳原2007）。もともと、この「寺塔已下注文」は、平泉寺院勢力が寺社領安堵を勝ち取ることを最大の目標に書かれたものであった。当然のことながら、そこには寺院中心に仏教文化を守るための文脈が記載されていたのである。「寺塔已下注文」が「関山中尊寺事、寺塔四十余宇、禪房三百余宇」「毛越寺堂塔四十余宇、禪房五百余宇」とまさしく「員数」の記載から始まっていたのはそのためである。

また、「寺塔已下注文」は、全部で8つの項目からなるが、その後半に、「年中恒例法会之事、両寺一年中間答講之事、高屋之事」とあることは、仏教都市平泉において、ひととき重要であった。一年に8回も行われる法会こそが平泉仏教世界の象徴であった。いくら中尊寺・鎮護国家大伽藍・毛越寺・無量光院という箱物としての仏閣があったとしても、そのなかで仏会、法雨の垂れる時がなければ、衆生に仏の教え（声）が響いていなければ、とうてい仏土とは言えなかった。それ故に鎌倉後期の平泉復興は仏会の維持によって図られたのである（斉藤2010）。舞人・楽人も仏会を執り行う上で必須の存在であった（誉田2013）。問答講がわざわざ記載されたのも、京都の北京三会に見られるような論議会の世界が平泉で繰り広げられていたからであり、その教学振興こそが、平泉仏教世界の根幹をなしたからに他ならない。「高屋之事」も、観自在王院前の倉町が平泉のメインストリートであり（羽柴2002）、仏会のパレードが繰り広げられたからである（入間田1993）。倉は仏教興隆の物的基盤をなしていた（斉藤1992）。

わざわざ「車宿」まで記しているのも重要である。それは、駐車場施設などというものではない。長保元年（999）7月25日太政官符にあるように、六位以下は牛車に乗ること用が禁止されていた（『政事要略』巻67）。院政期においても、宮城に入る時は、牛車にて上東門まで行き、そこで降りて輦車に乗り換え春華門まで向かったが、特に宣旨（牛車宣旨）にて許可を得た者のみが宮城門を牛車に乗り通過することを許された。その牛車宣旨をうらけれるのは上級貴族であった。僧侶においても前述の増智や増誉のような顕密教学の頂点に位置する高僧が特別に牛車宣旨をもらった（『中右記』保延元年7月27日条）。さらには、車宿に到着するところから儀式・仏事は開始されていた（『殿暦』永久3年9月21日条）。「寺塔已下注文」に記載された車宿の遺構が、毛越寺と観自在王院との間を走る道幅約30mから発見され、今も保存されている。その地点は、毛越寺東門の目前。まさしく、平泉の仏会会場の入り口であった。京都以外の地では見られないようなこの車宿（牛車）こそは、平泉仏教の象徴的な場であった。それ故に、寺領安堵としての戦略的要請書である「寺塔已下注文」に記載されたのである。奥州藤原氏三代にわたって築き上げられた「仏国」の総体（文化と歴史）を、「先例」として頼朝に認めさせるための戦略的テキスト、それが「寺塔已下注文」であった。

以上のように考察してみると、「寺塔已下注文」に記載された以下の部分にも、新たな問題点を見いだせる。それは、毛越寺（円隆寺）に関わる京都の仏師雲慶作に仏像制作を依頼したところ、比類なきできばえに鳥羽法皇から洛外から出すことを禁止され、九条忠通の取りなしで平泉への搬送勅許を得たこと。円隆寺の額も九条忠通の自筆であったこと。これまたあまりにも有名な毛越寺の「歴史」（川島2003）。この「歴史」を全く別の視点から記したのが『古事談』（第二）であった。そこには、「九条忠通（法性寺殿）が御室より寺号額を書くよう依頼されて書き献呈したところ、それが藤原清衡のものであったことがわかり、争いごとにまきこまれるのを嫌い御厩舎人菊方に命じて召し返そうとしたところ、基衡が承引しなかったので、ついに破って持ち帰った」とあった。『古事談』の言説と「寺塔已下注文」のそれとは相違す

る。ある歴史事象を京都公家社会からとらえるか、はたまた平泉側からとらえるかの違いである。遠藤基郎の卓見の通りである（遠藤2005）。御室とは仁和寺御室覚法法親王のことであった。そう言えば、九条忠通の書の師範役であった藤原教長が、円隆寺堂中や小阿弥陀堂の障子の色紙形を書いた、と「寺塔已下注文」には記していた。覚法法親王の母は源顕房の娘の師子であり、師子は藤原忠実に嫁ぎ忠通を産んでいる。藤原基衡は、覚法法親王・（村上）源顕房の子の信雅との提携により毛越寺を造営していった（齊藤2011、遠藤基郎2005）。

それにしても『古事談』で記載された「事件」を平泉の側からの言説にして、それを頼朝に認めさせることは、容易なことではなかったに相違ない。それは、毛越寺のみならず平泉全体の「歴史」を守る上での根幹をなしたのであった。そして、このことは、単に地元出身の毛越寺の一僧侶ができることではなかった。それ故にこそ、京都の教学世界でトップクラスにいて、京都での出来事も平泉の状況も熟知していた源忠已講が語った「寺塔已下注文」の内容には、逆に頼朝をして「忽催_二御信心_一」せしめる説得力があった。そもそも、源忠は、藤原師実の子の忠長の子。しかも忠長と教長の父忠教とは異母兄弟であり、教長と源忠は従兄弟であった。天台座主や興福寺別当になった叔父たちもいた。

もっとも、「寺塔已下注文」では、鳥羽法皇の反対にあい、仏像の出京を拒否された基衡が、心神度を失い持仏堂に籠もってしまうこと、九条忠通の仲介をえることでようやく勅許がおりたことなど、毛越寺が院政期国家の末端にある一地方寺院であるかのようにも書いていた。摂関家取り次ぎの下にある藤原基衡像が、その「言説」でもある。しかし、それは、平泉毛越寺などが院政期国家宗教機関の一部である、という「歴史」の創造を意図したのではなかった。事實は、それとまったく逆であり、むしろ北方世界の覇者として、西の平氏政権、そして東の「平泉幕府」を目指していた奥州藤原氏の平泉仏教の「実」をいかに守るか、その「歴史」を頼朝に確認させることであった。「寺塔已下注文」の言説に見る摂関家側の言説と在地平泉の言説の奇妙な混在は、平泉の「歴史」を守る最前線に、摂関家出身の源忠已講がいたことの反映でもあった。平泉仏教の「先例」を勝ち取るための戦略的テキスト、それが「寺塔已下注文」であった。

おわりに

奥州藤原氏滅亡後、「歴史」と伝統のある仏教都市平泉を支配する責任者（平泉惣別当）に任命されたのは、密蔵房賢祐であった。賢祐は、鎌倉鶴岡八幡宮別当円曉の配下であり、建久4年（1193）3月、鎌倉における初めての千僧供養の際、百人の僧侶の頭人となる鎌倉幕府宗教体制の上層部に位置する僧侶であった（遠藤巖1974）。平泉仏教世界を統括できる僧侶は、源忠已講や中尊寺経蔵別当以上の実力者でなければならなかった。

天治3年（1126）3月の鎮護国家大伽藍供養の根幹をなしたのは、千僧供養であった。千僧御読経は、大極殿・法勝寺・延暦寺や興福寺・東大寺などでしか行えないものであった。それを、あえて仏教都市平泉で行なったことは、「破天荒」なことなのであり、そこに藤原清衡の世界戦略が隠されていた（入間田1999）。平泉の千僧供養も、その名にふさわしい実態をもったものであったと考える（菅田2013）。12世紀、日本列島の東（平泉）では藤原清衡の千僧供養、西（福原和田浜・厳島）では平清盛の千僧供養がおこなわれていた。「地方の時代」の深化にあって、その「首都」は、制度によって、また儀礼や象徴を通して中心性を演出していた（高橋2007）。日本列島の北東世界を「実効支配」し維持するために、「仏の平和」を京都政権から先取りしたのが藤原清衡であった。

京都の差別的な平和とも一線を画し（菅田2010）、東アジアに通底する「仏の平和」へのコンタクトを求めたのも、奥州藤原氏の仏教の大きな特色である。11世紀から12世紀、唐大帝国崩壊後の東アジア世界

では、周辺諸民族が新王朝を建設し、仏教を共通理念とする国際秩序を樹立していた。「自国」の内在的発展だけではとらえきれない「中世」仏教が日本でも展開していく（上川2001）。

本稿では、相仁と源忠という二人の僧侶に注目し、彼らの行動、彼らの目に映った歴史的情景を徹底して追いつけることにより、12世紀平泉の仏教世界を復元した。歴史的な場における社会集団の行動を具体的に追うという基礎的な作業は、日本中世仏教へのまなざしを抜きにしてはできないことも明らかにになった。これらの諸社会集団を、史料に即して、日本全体、東アジアに開けていく平泉の地平に立って再考していくことが、今後の研究課題である。

[引用文献]

- 石田 一良「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」（『平泉町史 総説・論説編』平泉町、1988年）
- 入間田宣夫「都市平泉の生活を復元する」（高橋富雄・三浦謙一・入間田宣夫編『奥州藤原氏と平泉』河出書房新社、1993年）
- 入間田宣夫「平泉藤原氏による建寺・造仏の国際的意義」（『アジア遊学』102号、2007年）
- 入間田宣夫「都市平泉研究の問題点」（『学習院史学』第48号、2010）
- 上島 享『日本中世社会の形成と王権』第二部第二章（名古屋大学出版会、2010年）
- 遠藤 巖「平泉惣別当譜考」（『国史談話会雑誌』第17号、1974年）
- 遠藤 基郎「平泉藤原氏と陸奥国司」（入間田宣夫編『東北中世史の研究 上巻』高志書院、2005年）
- 遠藤 基郎『中世王権と王朝儀礼』第二部（東京大学出版会、2008年）
- 大曾根章介「院政期の一鴻儒」（『国語と国文学』54巻8号、1977年）
- 大矢 邦宣「『中尊寺供養願文』を読む」（『中尊寺仏教文化研究所 論集』第2号、2004年）
- 上川 通夫「中世仏教と『日本国』」（『日本史研究』463号、2001年）
- 上川 通夫『日本中世仏教と東アジア世界』（塙書房、2012年）
- 川島 茂裕「寺塔已下注文に見える雲慶について」（『岩手史学研究』86号、2003年）
- 菅 真城「院政期における仏事運営方法」（『史学研究』215号、1997年）
- 菅野 成寛「平安期の奥羽と列島の仏教」（入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010年）。
- 工藤美和子『平安期の願文と仏教的世界観』（思文閣出版、2008年）
- 五味 文彦『『吾妻鏡』と平泉』（『日本史の中の柳之御所跡』（吉川弘文館、1993年）
- 小峯 和明「院政期文学論」（『江都督納言願文集』の世界（1））（笠間書院、2006年a）
- 小峯 和明「院政期文学論」（『江都督納言願文集』の世界（3））（笠間書院、2006年b）
- 齊藤 利男『平泉』（岩波新書、1992年）
- 齊藤 利男「仏教都市平泉とその構造」（入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010年）
- 齊藤 利男『奥州藤原三代』山川出版、2011年）
- 平 雅行『日本中世の社会と仏教』第一篇Ⅲ（塙書房、1992年）
- 高橋 昌明「西の福原と北の衣川・平泉」（入間田『平泉・衣川と京・福原』高志書院、2007年）
- 新聞 一美「源氏物語の結末—長恨歌と李夫人と—」（『源氏物語と白居易の文学』和泉書院、2003年）
- 羽柴 直人「平泉の道路と都市構造の変遷」（入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、2002年）
- 藤島亥治郎『平泉建築文化研究』（吉川弘文館、1995年）
- 菅田 慶信「平泉・宗教の系譜」（入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010年）
- 菅田 慶信「平泉造園思想に見る仏教的要素」（『平泉文化の国際性と地域性』に投稿中、汲古書院、2013年）
- 丸山 仁『院政期の王家と御願寺』第1章・第6章（高志書院、2006年）
- 山岸 常人『中世寺院社会と仏堂』第一部第二章（塙書房、1990年）
- 柳原 敏昭「『寺塔已下注文』の新解釈をめぐる」（入間田宣夫編『平泉・衣川と京・福原』高志書院、2007年）
- 横内 裕人『日本中世の仏教と東アジア』（塙書房、2008年）

平泉出土文字資料の再検討 その2

岡陽一郎・阿部勝則・小岩弘明
時田里志・七海雅人・平田光彦
(助言者：菅野文夫)

はじめに

平泉町内出土の出土文字資料の読解を柱とする本研究も、最終年度を迎えた。成果の一部は昨年度の『平泉文化研究年報』（註1）にも掲載したが、その後の作業分については、2012年11月11日に「平泉遺跡出土文字資料検討会」を一関市文化ホールで開催し、その後の成果の報告を行うと共に、会場の参加者と意見交換を行った。内容は多岐に渉り、特に資料の性格上、考古学を中心としてきた近年の平泉、平泉藤原氏研究では出にくい、古文書学や芸能などに関する分野の話が出たことは印象に残った。その意味では当該検討会は、今後の研究に新たな道筋をつけるものといえる。

ただし、われわれでは解読できなかった字や、内容が解釈できない資料について、外部から助言を求めようというものが検討会の開催趣旨でもあったため、同会は広く周知されてはいなかった。そこで今回は当日の各報告の概要と、その後の質疑応答で提示された問題を紹介し、併せて今後の研究の展望を述べることで、一連の作業のまとめに代えることにしたい。

なお、当日の発表者は、司会を担当していただいた菅野氏を除く、岡と平田・七海・時田・阿部・小岩・佐藤嘉広（岩手県教委）の各氏であり、それぞれ「平泉館における文字の世界」・「平泉文字資料の筆跡」・「人々給絹日記」の基礎的考察・「柳之御所遺跡出土の和歌状の書付について」・「かわらけ外面の文字…二つの解釈」・「比爪館跡出土墨書かわらけについて」・「平泉遺跡群出土かな文字について」という題の報告を行った。以下、発表順に報告の整理と話の重要点を述べていくことにするが、その際、発表の要点や評価について、発表者の意図するところと本稿の内容とが食い違っていた場合、全ての責任は筆者にあることを予め述べておく。

平泉館における文字の世界

まず、個々の文字資料について触れる前に、文字の出土が意味するところについて述べてみたい。見過ごされがちとはいえ、今日に比べると相対的に識字率の低かった時代、それも地方にあって、文字の使われていた平泉館は明らかに特別な場所であった。そこで柳之御所や関係者の性格や特徴を探ろうという際には、この特殊性が切り口になると考える。

当時、文字が用いられる場面としては、大きく分けて支配・信仰・遊びの三分野が考えられる。そして各分野に関係するとみられる文字資料が出土しているため、柳之御所は地方における政治・信仰・娯楽の核と捉えることが可能である。これは領主居館が周辺地域で果たす役割に重なるため、出土文字資料は居館を領主の立場を体現する資料と位置づけることも可能である。

まず支配の分野についてである。主であった平泉藤原氏の性格を反映し、柳之御所が国衙業務を代行していたことは、陸奥・出羽の納税の基礎台帳が置かれていた点に明らかである（註2）。それに当時の国衙は、文字を使うさまざまな業務をこなしていたから（註3）、柳之御所にいた実務担当者は、焼失した先の台帳を記憶を基に復元した実俊・実昌兄弟の二人に止まらないと予想する。次いで信仰分野での文字の使用は、呪符木簡が出土していることに明白である。残りの娯楽の分野については、時田報告で取り上げた和歌らしきものが書かれた資料（図1）、そして小岩報告にある「タタラ」と書かれ、言葉遊びの可能性が

想定できる資料から（図2）、柳之御所は文字を使った娯楽の空間でもあったことがうかがえる。

では、誰が柳之御所で文字を扱っていたかという、大きくはA当主および一族 B文官 C武士 D女房 E宗教関係者が想定できる。彼らが文字を習得するに当たっては、平泉ないしは他所の場所での学習が推測できるが、この点について参考になるのは、資料①の兄弟が京都下りの人間とされている点である（註3）。当時、各地の荘園や領主の家などでは、事務作業を支えるために各地で文士の求人があったことはよく知られており（註4）、実務能力を持つ者への需要の高さの一端は、前職が傀儡師であるのを知らずに目代として雇用してしまった伊豆国司の話や（註5）。事務能力のある浪人が、その技をもって荘官に補任されるという越前国牛原荘での例からうかがうことができる（註6）。彼らの能力について参考になるのは前者の事例で、目代は能書とはいえなかったとはいえ「筆軽く目代手」であったとされている。素早く多くの文書を作成する仕事に相応しい、解読しやすく書きやすい書体が目代手であろうか。

同時代の平泉でも文士を求めていたことは、先の実俊・実昌兄弟の一件に明らかであるが、鎌倉幕府の事務官僚が幕府設立時に傭われた京都の文士の子孫であったことを思えば、外部からの招聘ばかりではなく、地元の何らかの教育を子弟に施すことで、鎌倉でのような「文士の家」の成立が図られていた可能性がある。この問題を考えることは、地方における文化や教育を考える際に止まらず、巷間でいわれるような京都からの一方的な文化伝播のあり方を再検討することでもある。

平泉文字資料の筆跡

上の問題と関係すると共に、大きな示唆を与えたものが平田報告である。平田氏の研究は出土文字資料を同時代の書体と比較することで、当地で使われていた文字の特徴を探ろうという斬新なものであった。なかんずく比較対象に平泉訪問経験を持つ西行の書を選んだことは、彼の書が同時代の文字の好例であると共に、平泉滞在中に彼が何らかの影響を文字の書き手たちに与えた可能性もある以上、当地での文化交流の形を探るには格好の選択と評せる。

出土文字と西行の書の双方に登場する文字の比較により（図3）、平田氏は前者に大きくは同時代性を見出すものの、西行の個人的な書体や西行風といわれる書体との直接的な関係を指摘するまでは至っていない。だが、これは平泉が当時の列島文化の大きな流れの中にあったことと、その背景としての各地との盛んな文化交流—書物や文書、場合によっては書き手などの往来—を明確に語るものである。また、出土文字資料の書き手として氏の想定する、鍊度は高くないけれど筆の扱いに長けたという人物像は、先の「目代手」の書き手と符合する。さらには全部ではないが一部に美しい字がみられるという指摘については、文字教育に当たっての何らかのテキストの存在を暗示するものであろう。

周知のように、従来の平泉研究は隣接諸分野との協力によって進められてきたが、書道との協業は初めてである。新たな方法論の参入が先行研究にはない成果を生んだことに明確なように、今回の試みは爾後の研究の一つの方向性と、研究の新たな可能性を与えたと評価できる。

「人々給絹日記」の基礎的考察

平泉出土の文字資料の中でも、研究で度々取り上げられ、研究史（註7）も有するという点で、例外的な存在といえる「人々給絹日記」について、研究史の整理と、新たな問題点の提示を行ったのが七海報告である。重視すべきは当該資料を有名にした人名が書かれた面と、ほとんど言及されていない反対側の面の双方が、同一人物の手になるものである可能性を指摘し、表裏を併せての検討を試みたことである（図4・5）。「人々給絹日記」をめぐる議論のほとんどが登場人物の比定と、彼らと平泉政権との関係についてであっただけに、氏の報告は当該資料そのものに踏み込んだものといえる。

七海氏は当該資料に対し、個々の人間に給付する絹の量と、これによって作られる装束名を書いた覚書という評価を与えた。その上で氏は資料にみられる訂正箇所から、当該資料の不完全さを指摘し、それが音声により照合されながら点検を受けた証であり、リストとして紙に書かれた「日記」が誕生する一つ前の段階、すなわち「日記」の材料であった可能性を述べる。

考古資料に残された文字に古文書学的な接近を行い、文書の発給過程や文書制作のあり方の具体的事例を示す氏の手法により、当該資料の性格の一端が明らかにされたことは、資料の持つ可能性を広げたという点でも大きな意味を持つ。

柳之御所遺跡出土の和歌状の書付について

出土資料に和歌状の構成を持つ文字群を発見し(図1)、国文学的アプローチを試みたものが時田報告である。

問題の資料には草書体の仮名文字と思しき文字が書かれており、検討の結果

み□□□くに泉(カ)

みたりし平清泉

あはれは白(カ)

宣(カ) ひのう(カ)

という文字が読み取れた。五・七・五・七・七の配列が認められるため、和歌であった可能性が高い。その上で資料に現れる「あはれ」という文字に注目、この言葉を10世紀に成立の『古今和歌集』、12世紀末頃成立の『山家集』、そして13世紀初頭の『新古今和歌集』の中に求めたところ、時代を追っての増加が認められた。そのため、当該資料については、無常観の広がる当該期の文化的状況に合致するものと、時田氏は位置づける。同時に本資料は、和歌の詠まれる空間として柳之御所遺跡を体現するものであり、地方における文化拠点についての検討材料となる。

その上で時田氏は大きさこそ違うものの、万葉仮名で和歌が記された奈良時代の巨大な「歌木簡」に言及し、当該資料についても単なる落書や習書として終わりにするのではなく、歌木簡がそうであったように儀礼などでの利用も視野に入れた検討の必要性を述べる。

最後に氏は可能性として、

みちのおくに泉みたりし平清泉 あはれは白き篝火の鞆

という読みを提示した。その是非や文学的な評価については今後の課題となろう。

かわらけ外面の文字…二つの解釈

続く佐藤報告は、文字の書かれたかわらけを(図6)、同時代の儀式・儀礼行為の中で読み解くものであった。当該資料は全文解読に成功しており、2つの解釈がでていたが、どちらを採るか決めかねていたものである。釈文自体は

うへ くれ

なか すわう

やまぶき

というものがあるが、「うへ」「なか」を上着や中着と捉え、「くれ」「すわう」「やまぶき」をそれぞれ「紅」「蘇芳」「山吹」とするなら、装束における色の組み合わせを書いたものとなる。各色は実際に当時の衣服に用いられていたが、この組み合わせが実際に史料上で確認できるか、あるいはあり得るものかについての調査までには到らなかった。この点については今後の課題である。

もう一つの解釈は、ある人物の色の嗜好の順位を書き付けたとするもので、上位を紅、中位を「蘇芳」・「山吹」とするものである。これについては『梁塵秘抄』（巻二）に「武者の好むもの、紺よ紅 山吹濃き蘇芳」とあることから、武士の嗜好が記されているともとれる。

現時点では上の二案は甲乙付けがたいが、いずれにせよ柳之御所には相応しい内容であることは確かである。なお、佐藤報告では遺跡内部でかわらけに文字が極めて珍しいことから、儀式や儀礼に関わるものと想定しているが、かわらけを含めた器にそれ以外の目的で文字が書かれることもあるため、遊びやもの尽くしの感覚で、戯れに書いた可能性も捨てきれない。

比爪館跡出土墨書かわらけについて

柳之御所から一端離れ、他所との比較によって遺跡の性格を探ろうというのが阿部報告である。対象が何であれ、あるものを評価するときは、他者との比較が必要であるから、阿部氏のような視点が生まれるのは必然であり、その意味では本報告ができたことは、出土文字資料を材料に土地や居住者の性格、場合によっては彼らの文化を探るという点で、出土文字資料研究が新たな段階に入りつつあることを予感させるものであった。

阿部氏が比較対象としたのは、平泉一族の比爪氏が営んだ比爪館の可能性が指摘される比爪館跡であり、出土資料の分析から「小平泉」という評価を受けている場所でもある（註8）。出土文字資料自体は少なく、判読も困難であったが、文字らしき線が書かれたロクロかわらけが出土している。目を引くのは題籤軸と目されている木製品であって、紙（文書など）を巻き付けて保管する道具の出土は、その正体が何であったかはわからぬまでも、当地に大部の文字資料が存在したことの傍証となる。先に触れた出土文字資料の少なさに加え、これらの遺物の存在は、平泉の勢力圏において、文化や宗教の一つの核であった、比爪の姿をしめすものといえる。

くり返すが、他所との比較を経なければ、対象の性格や特徴は把握できないから、今回のような試みが爾後も積極的に行われることを期待する。そうしたときに、出土文字資料で何が出来るかについても、方法論の構築が望まれることであろう。それはこれからの課題である。

平泉遺跡群出土かな文字について

小岩報告で取り上げたのは（図2）読めても意味が通じない資料である。

タタラ タタ（チ・ヘ・ミ・ア・マ・フ） タタ（ウ・チ） タタル タ タキ
 タタキ タタミ ササラ ササコ ササケ ササユ
 ササ（ヤ・メ） ササ（ヤ・メ） ササ（レ・エ） ササキ ククメ ク ク（ツ・リ）
 ク（？）タオ ク（？）タシ ククリ ククツ ククツ
 スス（ヘ・ア・カ）（ネ・ス）タカ ススキ ククケ ススキ キコハ
 ママコ ママキ □□□ カカ（ヌ・シ・ヘ・ア） カカト カカ□ マ（カ）タシ
 □□□ □□□ □タ（ミ・マ・ク） ツツ（ミ・マ）（サ・ソ）タキ ツツキ ツツラ ツツリココ
 （マ・ミ・フ・ヘ・ア） キ（キ？）タス □タナ ハハコ ハハチ ココメ ココ（ヤ・メ）□□キ
 キキヌ ヲヲナ ヲヲチ メメキ ナ ナキ シシ□
 ワワ（ノ・ク） □タメ タタミ □□ヤ ヤヤケ ナナヲ
 ココ□ タタコ ススキ ヒヒキ コ□ウ（ム・チ）タレ □□ク チ□□

このように単語らしき文字は読めても、言葉自体が各種辞書に載っていないかったり、単語が載っている前後の単語とのつながりが不明で意味がとれない。当該資料については、言葉遊びで三文字単語を書き

付けたという指摘もある（註9）。

うち、意味不明の単語については、平安時代の平泉周辺という、時代・地域限定の言葉であった可能性を小岩氏は指摘する。考えてみれば、古語辞典に載っている古語の多くが、中央で書かれた資料に残されたものであるから、確かに地方の方言的なものは、文字資料として今日に伝わることは難しいであろう。また、書体に注目すると、字の中央部に墨跡がなく、平行線で構成される文字は筆ではない筆記具で書かれた可能性がある。かかる筆記具はいかなる存在で、いかなる場所で用いられたのかと、小岩氏は新たな研究分野の開拓の可能性を示唆する。

質疑の中で

各報告および、これら含めた出土文字資料に対し、会場からはさまざまな意見が出た。以下、その主なものを紹介する。

まず、総体的なものとして、鎌倉など他の地域と比べると平泉での出土文字資料にはカタカナが多いという指摘を受けた。カタカナの特徴に注目するなら、この指摘は各資料の成り立ちのもとより、いかなる状況で資料が作成されたかを示唆するものである。カタカナは音声を文字化する時に使われることが多いから（註10）、これで書かれた資料は音声のメモ化の過程で作られた公算が大きい。文書の下書き目的での出土資料の誕生を触れた七海報告を参考にするとカタカナ資料のなかには文書の作成された場所の極めて近くで生まれた、ないしは使用されたものが含まれていてもおかしくない。と、するなら、一連の資料は、平泉で発給された文書として扱うこともできる。ここに到って平泉では、これまでの平泉研究とは逆に、考古学から古文書学という、文献史学の中でも恐らく考古学とは最もかけ離れた研究分野に貢献できる状況が生まれたのであった。また、古文書に関係するものとしては、積極的に出土文字資料を文書として評価するべきだという意見も出た。そして、音声資料ということでは、小岩報告で用いた資料は言葉遊び以外に、楽譜の可能性や、習字の手本ではないかという指摘も頂いた。

ここで資料の形態に関する話を移すと、折敷片に書かれた一連の資料は折敷に書いたものが分解したのか、あるいは折敷を解体して再利用したかのいずれかという質問を受けた。資料ごとに状況は変わるが、このような見方は文字が書かれた場所と、材料の供給先を考えるヒントになると思われる。

最後に内容であるが、今回は触れられなかった呪符について、登場する仏名から儀式を推測できるという有り難い指摘を頂いた。これは今後の研究に必要な視点の提示であるばかりか、資料から引き出せる情報量を増やし、研究の可能性を広げるものといえる。

おわりに

本研究が扱った内容は、すでに述べたように、いずれも平泉研究においては資料が不足していた分野である。平泉における発掘調査の進行状況を鑑みるなら、確実に資料の増加が見込まれるだけに、平泉及び平泉藤原氏研究に果たす出土文字資料の役割は、今後ますます高まることであろう。

そして、資料の性格を考えると、出土文字資料から広がる新たな地平は、従来の研究にはない極めて魅力に溢れたものを持っている。今回の検討で出土文字資料のあるものについては、釈文の精度を高めることができたとはいえ、それでもなお、読めない資料や解釈できないものが多く残されている。

そうした中、資料の精度を高め、各資料を効果的に活用できるようにするには、継続した作業による正しい釈文の作成と分析が望まれる。読解に多くの人間が参加し、個々の意見をすり合わせることで釈文の精度が高まったことからみて、『平泉出土文字資料集』の制作による情報の共有化も望まれる。その結果としての積極的な活用は文献資料不足を補うことはもちろん、文書に残りにくい世界を解明する糸口になる

ことであろう。

最後になるが、かくも可能性の広がる分野の、まさに出発点に立ち会う機会を造って頂いたのみならず、実際に色々な視野からのアドバイスを頂いた岩手県・平泉町、そして協力者の皆さんには深く感謝をする次第である。これを最後の言葉に代えて、本稿を終わらせることにしたい。

(文責 岡陽一郎)

【註】

- (1) 「平泉出土文字資料の再検討 その1」阿部勝則・岡陽一郎・小岩弘明・時田里志・七海雅人・平田光彦・菅野文夫(助言者)『平泉文化研究年報』12 岩手県教育委員会、2012。
- (2) 『吾妻鏡』文治5年9月14日条。
- (3) 「可注進雑事」(半井家旧蔵『医心方』紙背文書)(戸田芳実『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、1991による)
- (4) 五味文彦『文士と武士の中世史』東京大学出版会、1992。
- (5) 「伊豆守小野五友目代語第二十七」『今昔物語』
- (6) 「関東下知状」『鎌倉遺文』9-6204号文書
- (7) この資料の研究史については大石直正「人々絹給日記」を読みなおす(入間田宣夫編『兵たちの生活文化』高志書院、2010)を参照のこと。
- (8) 八重樫忠郎「平泉藤原氏の支配領域」入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世紀』高志書院、2002。
- (9) 岡陽一郎「中世人の「くらし」と「こころ」」『第3回 平泉町』世界遺産講演会 報告書』平泉町・平泉町世界遺産推進協議会、2003。
- (10) カタカナと音声については網野善彦「日本の文字社会の特質をめぐって」『列島の文化史』5、日本エディタースクール出版部、1988。(後に網野『日本論の視座—列島の社会と国家—』小学館、1990に収録)を参考のこと。

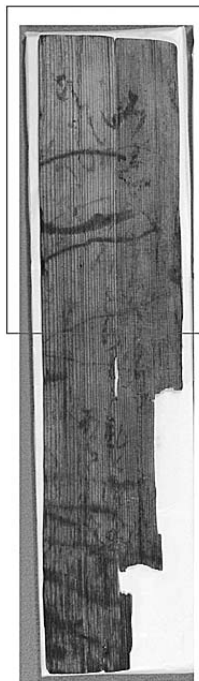


図 1



注：縦線により抹消(3文字ずつ)

図 2

伝西行筆 『一条摂政集』 (西行風)	資料4050
み	
人	
あ	

表2 「みし人」「あ」の造型

図 3



図 4



図 5

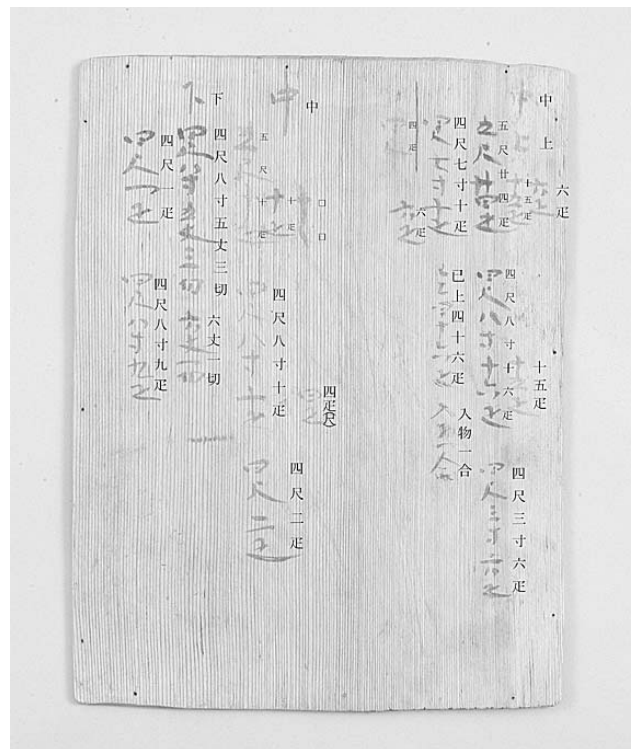


図 6

柳之御所遺跡出土の墨画折敷（略報）

櫻井友梓・村田 淳・鎌田 勉・佐藤郁哉

1. 調査の概要

柳之御所遺跡74次調査は堀で区画された堀内部地区の西端部にあたり、堀内部地区と外部地区とにまたがる範囲を対象に行った(図1)。この範囲はこれまで遺跡北側で確認された2条の堀跡が伸びることが想定される範囲で、遺跡南側の堀跡との関係や時期的な関係の検討を目的として調査を行った。

調査では72SD1と72SD2の2条の堀跡が南北方向に走る状況を確認した(図2)。このうち本資料が出土したのは内側の堀跡にあたる72SD1である。

2. 資料の概要

(1) 出土状況

72SD1は幅12~13m程、深さが4.5m程の堀跡である。今回の調査では、2つのトレンチを設定して掘り下げを行い、本資料は、北側の中央トレンチから出土した。

この遺構は堆積層は最下層から中層まで2~3m程の自然堆積層が確認でき、最上層は1m程の人為的な埋め土である。このうち最上層の人為堆積層は遺物等から近世段階のものであることがわかり、中層以下は堀の構築後、12世紀以降の堆積と考えられる。自然堆積でもあり12世紀段階にどこまで埋没していたかは課題があるものの、それ以降の遺物は出土しておらず、12世紀を含むこれ以降でその他の時期の資料が伴う段階以前の堆積とみられる。他の資料の様相から、この層以下から出土した資料は12世紀後半の資料と考えられる。

今回の調査範囲では中層にあたる自然堆積層では12世紀後半のかわらけとともに多量の木製品が確認された。本資料はここから多量の木製品とともに出土した。

(2) 資料の概要

資料は折敷片とみられる板片である(図3)。4辺はいずれも切り取り及び折り取りの再加工が行われており、本来の大きさ及び形状は不明である。現状では4~5cm×7~14cmの不整形の形状をとり、厚さは0.5cm程である。

これまで柳之御所遺跡から出土した折敷を再加工したとみられる形代や折敷片に類似することから、本資



図1 柳之御所遺跡堀内部地区

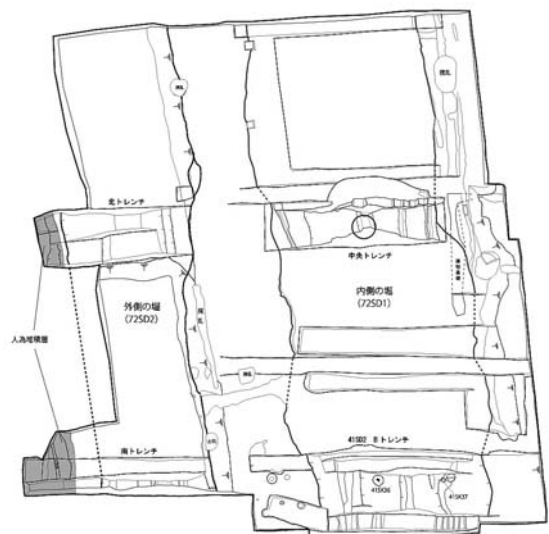


図2 74次調査遺構配置図

料も折敷の再加工品と考えられる。表面には幅2～4mm程の範囲で薄いケズリ調整の痕跡が一部にみられるが、裏面は未調整である。これらが墨画に伴うものか、資料の本来の調整かは判断できないが、墨画の以前に行われたものである。したがって、本資料は、折敷としての使用→墨画→再加工→廃棄の工程が想定できる。

表面には墨画とカタカナとみられる墨書が記されている。墨画は資料に向かって左をむいたカエルが右手に扇とススキを持って立っている様子が描かれており、擬人化したカエルの様子を描いたものと評価できる。右脚は確認できるが、左脚などの左半身は折り取りのため、本来の姿勢は不明である。また、周囲にはその他の墨痕は確認できず、本来の図像は判断できない。

墨画の隣にはカタカナとみられる墨書が記されている。現状では9文字が確認できるが、墨痕が極めて薄い部分もあり、全体の釈読には至っていない。裏面には墨痕は確認できない。



図3 墨画折敷写真

3. まとめ

柳之御所遺跡第74次調査で出土した墨画折敷の概要を報告した。本資料は、12世紀後半の遺物とともに出土し、それ以降の遺物は確認されていない。そのため、埋没した年代に検討課題はあるものの、12世紀後半の資料と考えられる。墨画は擬人化したカエルがススキと扇を手を持つようすが描かれており、カタカナの墨書も確認できる。

本報告は、資料の重要性を鑑み概要を報告したものである。本資料の墨画の詳細や墨書の記載内容を含め、出土状況や遺構の詳細、その他の出土遺物などの調査成果の報告は、柳之御所遺跡の調査計画に則り、来年度刊行する発掘調査報告書によって行う予定である。

なお、本資料の内容については有賀祥隆氏（東北大学名誉教授・東京芸術大学特任教授）、佐藤信氏（東京大学教授）のご指導をいただいた。記して感謝申し上げたい。

第13回平泉文化フォーラム 実施報告

岩手県教育委員会は第13回平泉文化フォーラムを、平成25年2月2日（土）と3日（日）に奥州市を会場として開催した。今回のフォーラムは、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学いわて学習センター、一関工業高等専門学校）、岩手大学平泉文化研究センターとの共同開催とした。

第13回 平泉文化フォーラム

1. 日 時 平成25年2月2日（土）、3日（日）
2. 場 所 奥州市文化会館Zホール
3. 主 催 岩手県教育委員会、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校）、岩手大学平泉文化研究センター
- 共 催 奥州市教育委員会、平泉町教育委員会、一関市教育委員会、

4. 日 程

- 【1日目】 13:10 基調講演「平泉の文化遺産の可能性- 今後の調査・活用への期待-」
坂井 秀弥（奈良大学教授）
- 14:55 遺跡報告① 柳之御所遺跡の調査成果 （平泉遺跡群調査事務所）
- 15:20 遺跡報告② 白鳥館遺跡の調査成果 （奥州市世界遺産登録推進室）
- 15:45 研究報告① 平泉出土文字資料の再検討 その2
岡 陽一郎（兵庫大学）ほか
- 16:15 研究報告② 出土資料に見える商代の苑池
藪 敏裕・劉 海宇（岩手大学）
- 16:45 遺跡報告③ 骨寺村荘園遺跡の調査成果 （一関市教育委員会）
- 【2日目】 9:15 遺跡報告④ 無量光院跡の調査成果 （平泉町教育委員会）
- 9:40 遺跡報告⑤ 毛越寺庭園跡の調査成果 （平泉町教育委員会）
- 10:05 研究報告③ 平泉文化の鍋と玉ー北海道とのつながりー
越田 賢一郎（札幌国際大学）
- 10:45 研究報告④ 中国の地方都市と平泉
吉田 歆（米沢女子短期大学）
- 11:15 研究報告⑤ 日本中世仏教と平泉
誉田 慶信（岩手県立大学）

5. 入場者数 のべ450名

平泉文化研究年報 第13号

平成25年 3 月29日

発 行 岩手県教育委員会

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

編 集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

印 刷 川嶋印刷(株)

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Articles

Possibility of the Cultural heritage of Hiraizumi

SAKAI Hideya

Hiraizumi and local city in China.

YOSHIDA Kan

The Study of the Pan and the glass bead inHiraizumi culture

KOSHIDA ken-ichiro

The Study of the Garden Pond of Shang period in excavated features

YABU Toshihiro

Liu Haiyu

Reexamination of artifacts described a character excavated at Hiraizumi part2

OKA Yoichiro

The Study of the Hiraizumi in Japanese Buddhism at Medieval Period

HONDA Yoshinobu

Report of the 13th Hiraizumi Culture Forum

Iwate Board of Education

10-1 Uchimaru,Morioka City,Iwate Prefecture 020-8570,Japan